

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年3月8日提出
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 修一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	坂本 久
【電話番号】	03-3277-1800
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース アジア・ウェイブ マネープールファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成28年3月9日から平成29年3月8日まで) アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース 3兆円を上限とします。 アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース 3兆円を上限とします。 アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース 3兆円を上限とします。 アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース 3兆円を上限とします。 アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース 3兆円を上限とします。 アジア・ウェイブ マネープールファンド 3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

## (1)【ファンドの名称】

ファンドの名称	本書における表記	
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース	円コース	各通貨 コース
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース	韓国ウォンコース	
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース	中国元コース	
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース	豪ドルコース	
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース	通貨バスケットコース	
アジア・ウェイブ マネープールファンド	マネープールファンド	

なお、上記ファンドを総称して「「アジア・ウェイブ」構成ファンド」あるいは「ファンド」という場合、それぞれのファンドを「当ファンド」あるいは「各ファンド」という場合があります。また、各ファンドについて、それぞれ上記に対応する表中の本書における表記を使用する場合、「円コース」「韓国ウォンコース」「中国元コース」「豪ドルコース」「通貨バスケットコース」を総称して「各通貨コース」という場合があります。

## (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

(イ) 追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。

(ロ) 当初元本は1口当たり1円です。

(ハ) 新光投信株式会社（以下「委託者」といいます。）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

## (3)【発行（売出）価額の総額】

各3兆円を上限とします。

## (4)【発行（売出）価格】

(イ) 発行（売出）価格

発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

なお、ファンドの基準価額については1万口当たりの価額を発表します。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

(ロ) 基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。(ただし、マネーパールファンドにつきましては、インターネットホームページおよび日本経済新聞朝刊には掲載されません。)

#### (5)【申込手数料】

##### (イ) 申込手数料

###### <各通貨コース>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24% (税抜3.0%) を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)(8%)が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」<sup>1</sup>または「償還前乗り換え」<sup>2</sup>によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件などは販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

###### <マネーパールファンド>

申込手数料はかかりません。

##### (ロ) スイッチング手数料

###### <各ファンド共通>

「アジア・ウェイブ」構成ファンド<sup>3</sup>間におきましては、乗り換え(以下「スイッチング」<sup>4</sup>といいます。)が可能です。ただし、マネーパールファンドのお買い付けは「アジア・ウェイブ」構成ファンドからのスイッチングの場合に限定します。

ファンド間のスイッチング手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。ただし、マネープールファンドへのスイッチングにつきましては無手数料とします。

スイッチングのお取り扱いの有無や対象ファンドなどは、販売会社により異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。

3 「アジア・ウェイブ」構成ファンドは、新光投信株式会社を委託者とする特定のファンドをグループ化したもので、その構成ファンドの名称には「アジア・ウェイブ」の語句が付されています。

なお、「アジア・ウェイブ」構成ファンドの詳細は、販売会社にお問い合わせください。

4 「スイッチング」とは、「アジア・ウェイブ」を構成するファンドを換金した場合の手取金をもって、その換金請求受付日の販売会社の営業時間内に「アジア・ウェイブ」を構成する他のファンドの取得申し込みをすることをいいます。

#### (6) 【申込単位】

お申込単位は、販売会社またはお申込コースにより異なります。

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース(「分配金受取コース」)と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース(「分配金再投資コース」)の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。また、スイッチングについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへの、「分配金再投資コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。マネープールファンドのお買い付けは「アジア・ウェイブ」構成ファンドからのスイッチングの場合に限定します。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

#### (7) 【申込期間】

平成28年 3月 9日から平成29年 3月 8日までです。

なお、申込期間は原則として更新されます。

#### (8) 【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所(販売会社)については、下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

#### (9) 【払込期日】

ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等

を加算した金額(マネープールファンドにおいては申込手数料はかかりません。)を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に、委託者の指定する口座を經由して、株式会社りそな銀行(以下「受託者」といいます。)の指定するファンドの口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

(イ) 申込証拠金

ありません。

(ロ) 日本以外の地域における発行

ありません。

(ハ) 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的及び基本的性格

<各通貨コース>

各ファンドは、追加型投信/海外/債券に属し、主として投資信託証券に投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

<マネープールファンド>

当ファンドは、追加型投信/国内/債券に属し、主としてわが国の短期公社債に実質的に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

各ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

**商品分類表**

<各通貨コース>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<マネープールファンド>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)

単位型	<b>国内</b>	株 式
	海 外	<b>債 券</b>
<b>追加型</b>	内 外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

### 商品分類の定義

<各ファンド共通>

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

### 属性区分表

<円コース>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回	日本	
	年4回	北米	<b>ファンド・オブ・ファンズ</b>
不動産投信	年6回（隔月）	欧州	為替ヘッジ
	<b>年12回（毎月）</b>	<b>アジア</b>	
	日々	<b>オセアニア</b>	
	その他（ ）	中南米	
		アフリカ	

<b>その他資産</b> <b>（投資信託証券</b> <b>（債券 一般））</b>  資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東（中東）  エマージング	<b>あり（フルヘッジ）</b>   なし
--	--	-----------------------	--------------------------------

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<韓国ウォンコース / 中国元コース / 豪ドルコース>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年2回 年4回 年6回（隔月） <b>年12回（毎月）</b> 日々 その他（ ）	日本 北米 欧州 <b>アジア</b> <b>オセアニア</b> 中南米	
不動産投信		アフリカ	為替ヘッジ
<b>その他資産</b> <b>（投資信託証券</b> <b>（債券 一般））</b>  資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東（中東）  エマージング	あり（ ）  <b>なし</b>

（注）各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<通貨バスケットコース>



投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	
	年4回	北米	ファンド・オブ・ファンズ
債券 一般	年6回（隔月）	欧州	
公債	年12回（毎月）	アジア	なし
社債			
その他債券	日々	オセアニア	なし
クレジット属性 （ ）			
不動産投信	その他（ ）	中南米	為替ヘッジ
		アフリカ	
その他資産 （投資信託証券 （債券 一般））		中近東（中東）	あり （適時部分ヘッジ）
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

為替ヘッジは、通常の状態では行いませんが、アジア（オセアニア地域を含む）通貨全体が大きく下落すると想定される場合には純資産総額の50%までヘッジを行う場合があります。

#### < マネープールファンド >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回 <b>年2回</b> 年4回	グローバル <b>日本</b> 北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他( )	欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	<b>ファミリーファンド</b>
不動産投信 <b>その他資産</b> <b>(投資信託証券</b> <b>(債券 一般))</b>			ファンド・オブ・ファンズ
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## 属性区分の定義

### <各ファンド共通>

その他資産(投資信託証券(債券 一般))	投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券 一般に投資を行います。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
年12回(毎月)	目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
アジア オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジアおよびオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

為替ヘッジあり <sup>(注)</sup> (フルヘッジ) (適時部分ヘッジ)	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし <sup>(注)</sup>	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

(注) 属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

各通貨コースはファンド・オブ・ファンズ方式、マネープールファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産(債券)とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

## ファンドの仕組み

### <各通貨コース>

各通貨コースの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。

### <マネープールファンド>

マネープールファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド(当ファンド)としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



※各通貨コースはケイマン諸島籍外国投資信託以外に国内マネー・マザーファンドにも投資を行います。  
 ※ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンドの各クラスの受益証券は円建てで発行されます。

## b. ファンドの特色

### 1. 各通貨コースは、主として米ドルなどの先進国通貨建てのアジア（オセアニア地域を含む）の債券に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

各通貨コースは、ケイマン諸島籍外国投資信託「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド」（以下「アジア・ボンド・ファンド」という場合があります。運用：UOBアセット・マネジメント）と国内投資信託「国内マネー・マザーファンド」（運用：新光投信）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、アジア・ボンド・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

アジア・ボンド・ファンドが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

### <マネープールファンド>

マネープールファンドは、国内マネー・マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）への投資を通じて、わが国の短期公社債に実質的に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

マネープールファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

マザーファンドと同様の運用方針に基づき、わが国の短期公社債などに直接投資する場合があります。

マネープールファンドは、「アジア・ウェイブ」構成ファンドからのスイッチング以外の購入のお申し込みはできません。

各ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

#### UOBアセット・マネジメントについて

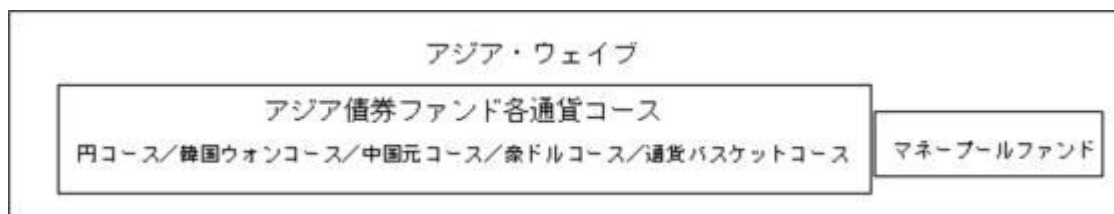
設立：1986年 本社：シンガポール

UOBアセット・マネジメントはシンガポールに本社を置く、同国の三大銀行の一つであるユナイテッド・オーバーシーズ銀行(大華銀行)グループの運用会社です。アジア各国に拠点を有し、運用資産についてもアジアの比率が高く、アジアに重点を置いた体制を敷いています。

**UOB** Asset Management  
大華資産管理

## 2. 投資対象とする外国投資信託における為替取引の対象通貨の違いにより、5つの通貨コースとその他にマネープールファンドがあります。また、「アジア・ウェイブ」構成ファンド間でのスイッチングが可能です。

通貨コースは以下の5コースから選択できます。



各通貨コースが投資対象とする外国投資信託では、原則として投資対象資産の発行通貨を売り予約し、各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。

「アジア・ウェイブ」構成ファンドは、新光投信を委託会社とする特定のファンドをグループ化したもので、その構成ファンドの名称には「アジア・ウェイブ」の語句が付されています。

スイッチングのお取り扱いの有無や対象ファンドなどは、販売会社により異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。

### <通貨バスケットコースについて>

通貨バスケットコースの通貨部分の運用はアジア(オセアニア地域を含む)の10通貨に均等に投資した場合に得られる投資成果を上回ることを目標としています。

アジア(オセアニア地域を含む)の各通貨への投資配分は原則として純資産総額の0%~20%の範囲内とします。ただし、アジア(オセアニア地域を含む)通貨全体が大きく下落すると想定される場合には、純資産総額の50%まで対円でヘッジを行う場合があります。

豪ドル/中国元/インドルピー  
韓国ウォン/シンガポールドル  
タイバーツ/台湾ドル  
マレーシアリンギット/インドネシアルピア  
フィリピンペソ

## 各通貨コースの収益の源泉

### 1. アジア債券への投資

各通貨コースは、アジア(オセアニア地域を含む)の債券を実質的な投資対象とすることで、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指します。

## <アジア・ボンド・ファンドの債券部分の運用について>

アジア（オセアニア地域を含む）の政府、政府機関、企業が発行する米ドル建債券を主要投資対象とします。

なお、アジア（オセアニア地域を含む）現地通貨建ての債券にも投資する場合があります。

ポートフォリオの平均信用格付けは、BBB - 格相当以上とします。

個別銘柄については、原則として取得時点でBB - 格相当以上とします。（ソブリン債、準ソブリン債を除く）

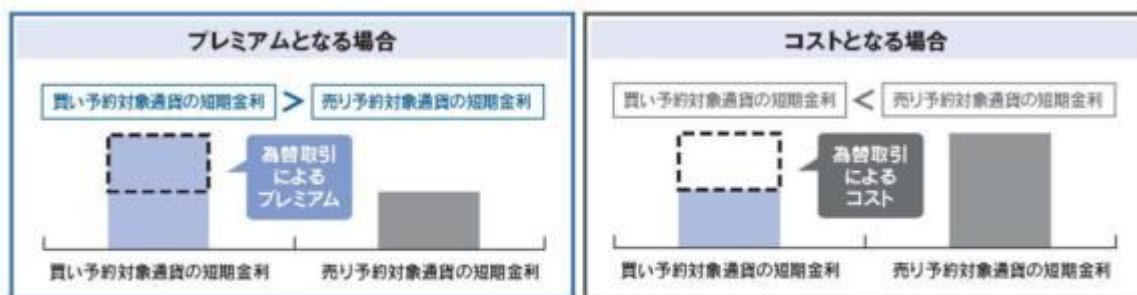
平均信用格付けとは、基準日時点でアジア・ボンド・ファンドが保有している有価証券にかかる信用格付けを加重平均したものであり、アジア・ボンド・ファンドにかかる信用格付けではありません。

## 2. 為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）とコスト（金利差相当分の費用）

各通貨コースでは、原則として実質的に組み入れるアジア債券などの発行通貨を売り予約し、各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。

通貨（国）により金利水準は異なるため、アジア債券などの発行通貨よりも短期金利の高い通貨のコースを選択した場合は、当該通貨とアジア債券などの発行通貨の短期金利差相当分のプレミアムが期待されます。

一方、当該通貨の短期金利がアジア債券などの発行通貨の短期金利よりも低い場合には、通常、短期金利差相当分のコストが発生します。金利差の変動により、プレミアムまたはコストは変動します。



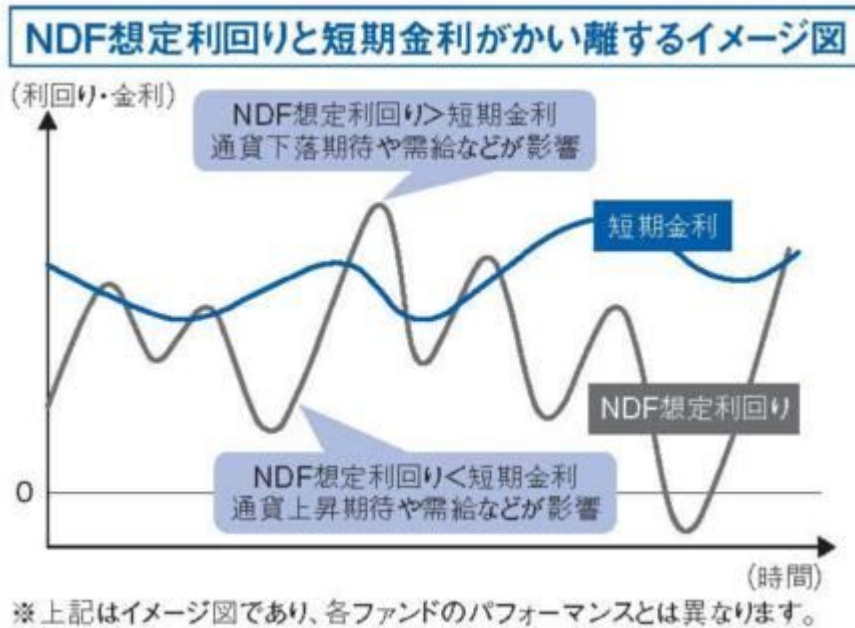
※上記の図はあくまでもイメージであり、実際の為替取引によって得られるプレミアムまたはコストの大きさを保証するものではありません。

一部の新興国通貨（韓国ウォン、中国元、通貨バスケットコースの一部通貨）では、規制や為替市場が未発達なことなどから、為替取引が機動的に行えないことがあるため、「NDF取引」を使用する場合があります。

## NDF（ノン・デリバブル・フォワード）取引について

NDF取引とは、為替先渡取引の一種で、主に金融機関との相対取引で行われます。また、当該通貨の受け渡しは発生せず、主に米ドルなどの主要通貨で差金決済を行います。

NDF取引は、通常の買い予約・売り予約する為替取引と比べ、取引参加者が少ないことや、当局による金融・資本市場における制約などから、市場裁定が働きにくいだけでなく、取引参加者の為替見通しを反映した需給の影響をより強く受けることがあります。そのため、取引価格から推計されるNDF想定利回りが、取引時点における短期金利水準から大きくかい離することがあります。

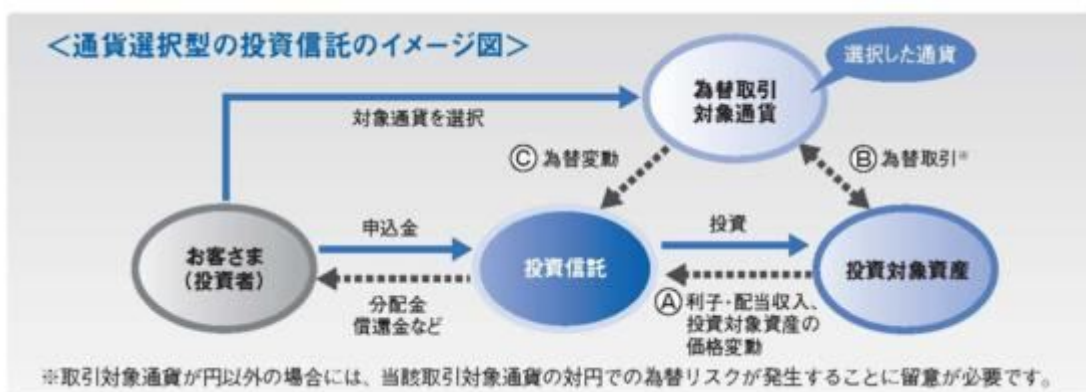


NDF 想定利回りは、通貨に対する需給や通貨の上昇期待が反映され、マイナスになる場合もあります。その場合、為替取引によるプレミアムの減少やコストの発生により、ファンドのパフォーマンスに影響を与えることがあります。

### 3. 為替変動による損益（円コースを除く）

実質的に各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行うことによって、各通貨コースは対象通貨の変動の影響を受けます。各通貨コースの対象通貨に対して円安となった場合には為替差益が発生し、円高となった場合には為替差損が発生します。新興国の通貨の値動きは先進国の通貨と比べて相対的に大きくなる傾向があります。また、通貨危機や経済危機においては大きく下落する可能性もあります。

### 通貨選択型ファンドの収益のイメージ



通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

#### 投資対象資産による収益（上図A部分）

- ・投資対象資産が値上がりした場合や利子・配当が支払われた場合は、基準価額の上昇要因となります。
- ・逆に、投資対象資産が値下がりした場合には、基準価額の下落要因となります。

### 為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）（上図B部分）

- ・「選択した通貨」（コース）の短期金利が、投資信託の「投資対象資産の通貨」の短期金利よりも高い場合は、その金利差による「プレミアム」が期待できます。
- ・逆に、「選択した通貨」（コース）の短期金利のほうが低い場合には、「コスト」が生じます。
- ・なお、「選択した通貨」と「投資対象資産の通貨」が同一通貨の場合、為替取引によるプレミアムやコストは発生しません。

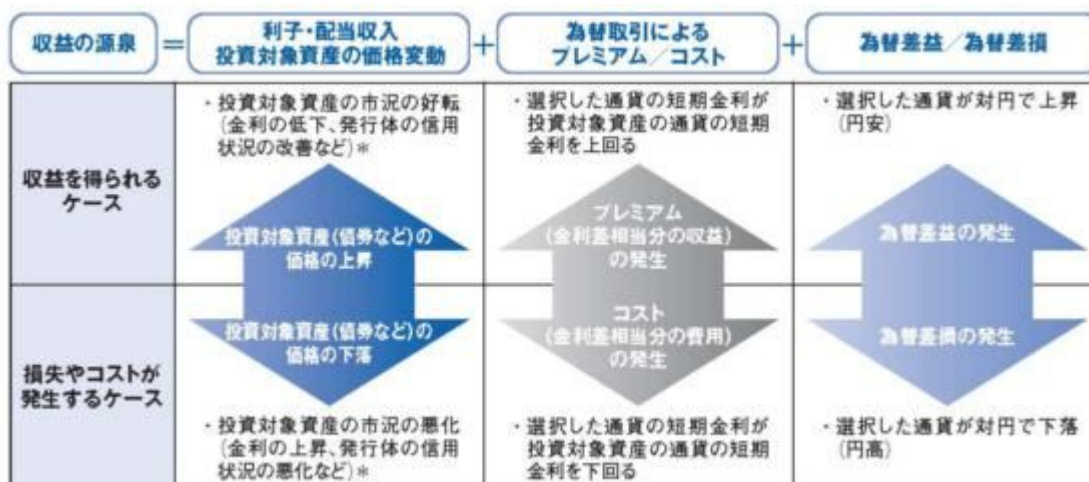
新興国通貨の場合などは、金利差がそのまま反映されない場合があります。

### 為替変動による収益（上図C部分）

- ・上図B部分とは異なり、上図C部分については為替取引を行っていないため、「選択した通貨」（円を除く。以下同じ）の円に対する為替変動の影響を受けることとなります。
- ・「選択した通貨」が対円で上昇（円安）した場合は、為替差益を得ることができます。
- ・逆に、「選択した通貨」が対円で下落（円高）した場合は、為替差損が発生します。

これまで説明しました内容についてまとめますと、以下のようになります。

これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。



\*投資対象資産の価格の上昇/下落の要因は、資産の種類（株式、債券、不動産など）により異なります。

## 主な投資制限

### <各通貨コース>

ファンドの投資制限	投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。） 以外には投資を行いません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

### <マネープールファンド>



株式への投資割合	株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とし、 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株 予約権に限り、）の行使により取得したものに限り、
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行いません。

## 分配方針

### <各通貨コース>

原則として、毎月8日（休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利息・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配金額は、経費控除後の利息・配当等収益を中心に安定した分配を行うことを目標に委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

「原則として、利息・配当等収益を中心に安定分配を行う」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移することなどを示唆するものではありません。また、基準価額水準、運用の状況などによっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

上記にかかる分配金額のほか、分配対象額の範囲内で基準価額水準や市況動向などを勘案して委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

運用状況により分配金額は変動します。

上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

### <マネープールファンド>

原則として、年2回（毎年6月、12月の各月8日。休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利息・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

運用状況により分配金額は変動します。

上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

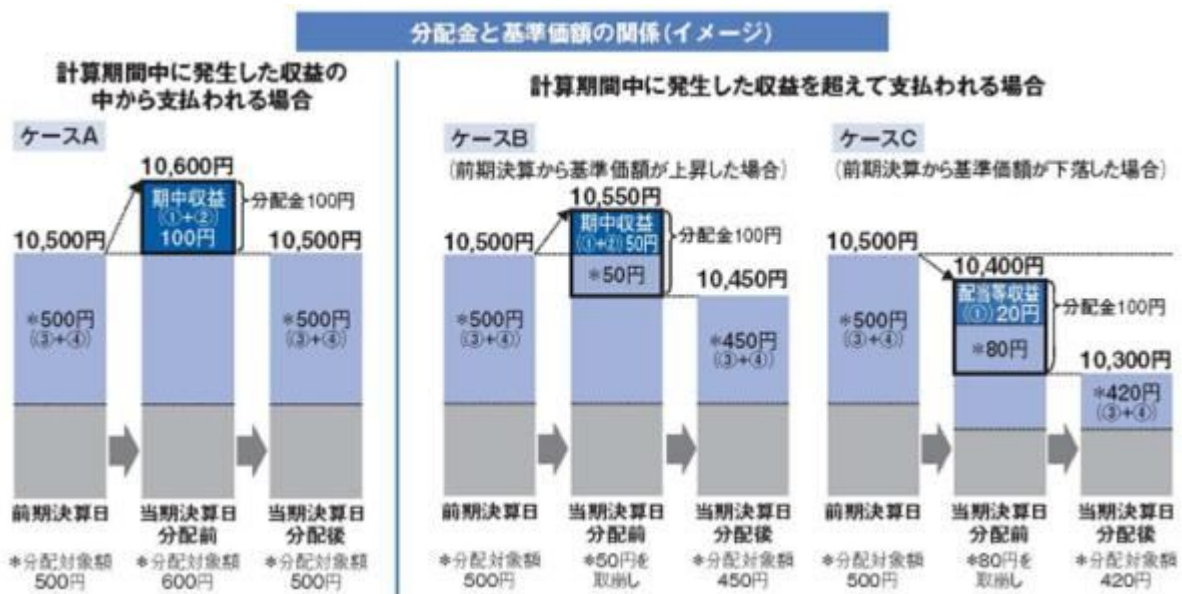
## 収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

配当等収益（経費控除後）、 有価証券売買益・評価益（経費控除後）、  
分配準備積立金、 収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次のとおりとなります。

ケースA：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0円 = 100円

ケースB：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 50円 = 50円

ケースC：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 200円 = 100円

A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

### c. 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

### (2) 【ファンドの沿革】

平成22年 1月22日	関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成22年 2月22日	投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
平成26年 6月25日	ファンドの名称にかかる約款変更の届出を提出

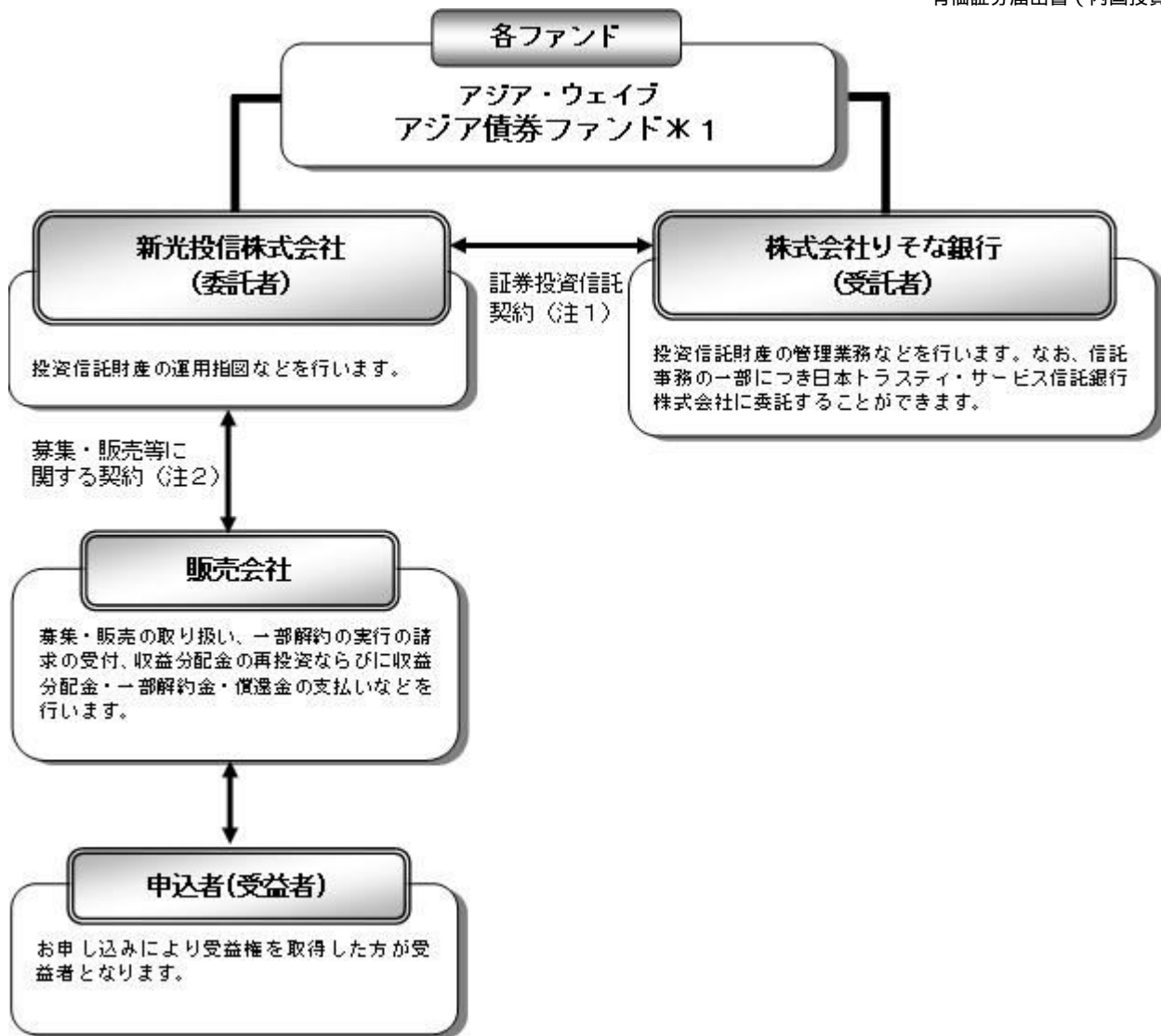
### (3) 【ファンドの仕組み】

#### a. ファンドの仕組み

##### <各通貨コース>

図中の\*1、\*2には次の表よりそれぞれあてはめてご覧ください。

*1	円コース	韓国ウォンコース	中国元コース	豪ドルコース	通貨バスケットコース
*2	J P Yクラス	K R Wクラス	C N Yクラス	A U Dクラス	カレンシー・バスケット・クラス



(注1) 証券投資信託契約

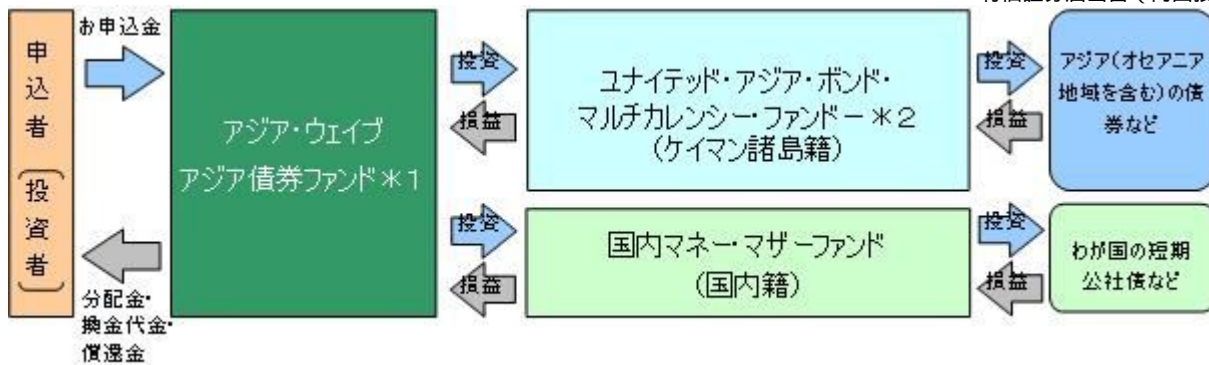
委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

(注2) 募集・販売等に関する契約

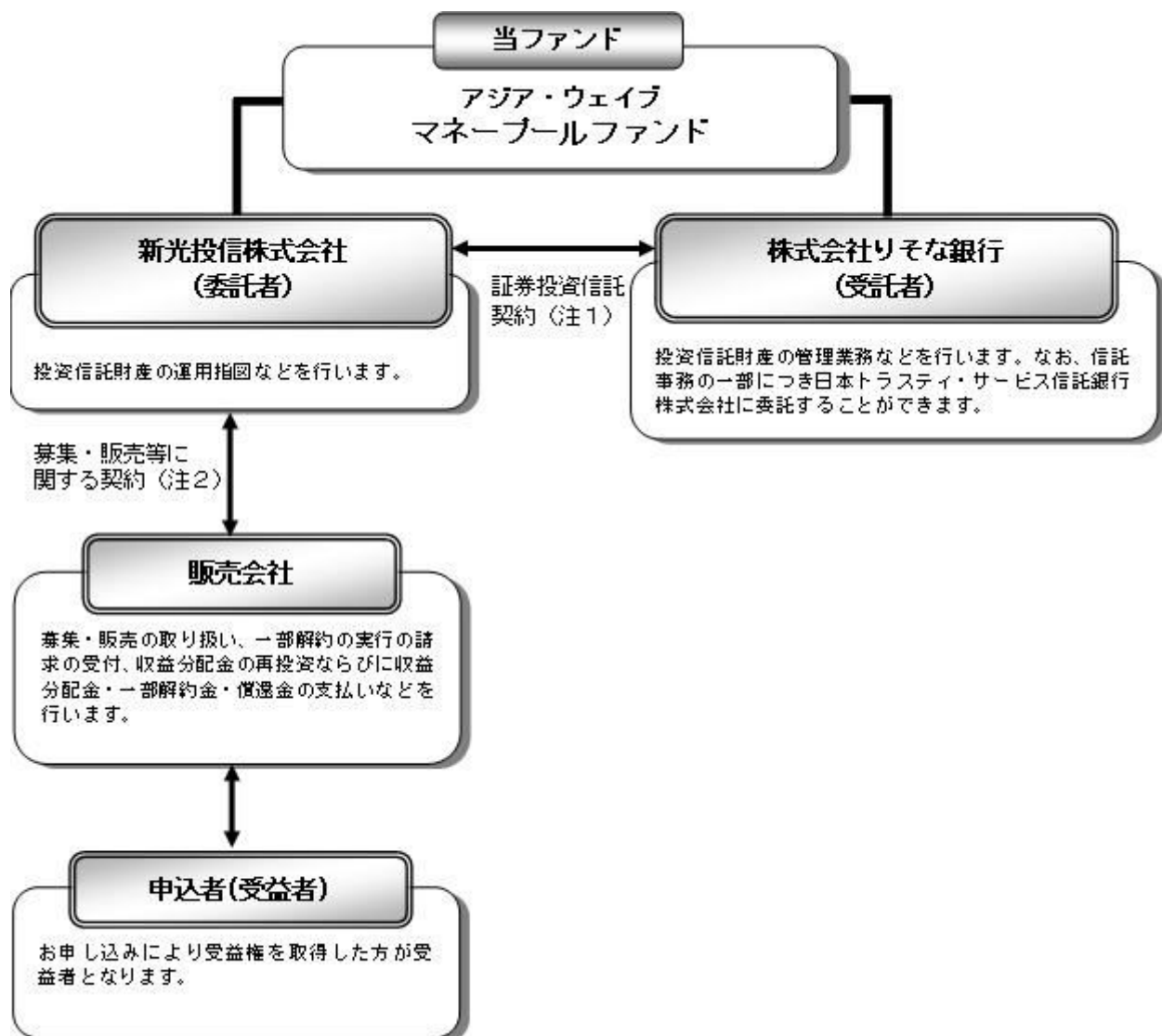
委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

<ファンド・オブ・ファンズ方式の仕組み>

各ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、複数の投資信託証券を組み合わせ、一つにまとめて運用する仕組みです。



### <マネープールファンド>



#### （注1）証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

#### （注2）募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約

の取り扱い等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額（平成27年12月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可
平成12年4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

(ハ) 大株主の状況

（平成27年12月末現在）

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	182,115	9.98
株式会社みずほ証券リサーチ & コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52

2【投資方針】

各通貨コースが投資する外国投資信託の\*には下記表をあてはめてご覧ください。

各通貨コース	ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド -
円コース	J P Yクラス
韓国ウォンコース	K R Wクラス
中国元コース	C N Yクラス
豪ドルコース	A U Dクラス
通貨バスケットコース	カレンシー・バスケット・クラス

(注) 各通貨コースが組み入れる外国投資信託の各クラスの運用方針につきましては、後述の「各ファンドが投資する投資信託証券の概要 1. アジア・ボンド・ファンドの概要」をご参照ください。

(1)【投資方針】

a. 基本方針

<各通貨コース>

各ファンドは、投資信託証券を主要投資対象として、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

<マネープールファンド>

当ファンドは、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

## b. 運用の方法

## (イ) 主要投資対象

## &lt;各通貨コース&gt;

投資信託証券を主要投資対象とします。

## &lt;マネープールファンド&gt;

国内マネー・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

## (ロ) 投資態度

## &lt;各通貨コース&gt;

以下の投資信託証券を通じて、主として米ドル等の先進国通貨建てのアジア（オセアニア地域を含む）の債券に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ケイマン諸島籍 外国投資信託	ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - *（以下「アジア・ボンド・ファンド」という場合があります。）円建受益証券
内国証券投資信託 （親投資信託）	国内マネー・マザーファンド受益証券

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、アジア・ボンド・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

各ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

アジア・ボンド・ファンドが、償還した場合または約款に規定する事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

## &lt;マネープールファンド&gt;

マザーファンドへの投資を通じて主として本邦通貨建ての短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

## (ハ) 主な投資制限

## &lt;各通貨コース&gt;

投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## &lt;マネープールファンド&gt;

株式への実質投資割合は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(マザーファンドを除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(注) マネープールファンドが投資するマザーファンドの運用方針につきましては、後述の「各ファンドが投資する投資信託証券の概要 2. 国内マネー・マザーファンドの概要」をご参照ください。

## (2) 【投資対象】

### a. 投資の対象とする資産の種類

#### <各通貨コース>

各ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

#### <マネープールファンド>

当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

### b. 有価証券および金融商品の指図範囲等

#### <各通貨コース>

(イ) 委託者は、信託金を、主として次の第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げる新光投信株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結され



た親投資信託である国内マネー・マザーファンドの受益証券のほか、第3号から第7号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. ケイマン諸島籍外国投資信託 ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - \*円建受益証券
2. 証券投資信託 マザーファンド受益証券
3. コマーシャル・ペーパー
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げる証券投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といい、第5号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売り戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借り入れ）に限り行うことができるものとしします。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### <マネープールファンド>

（イ）委託者は、信託金を、主として新光投信株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された国内マネー・マザーファンドの受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）に限ります。）
5. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるもの

をいいます。）

- 6．転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り  
ます。）の行使により取得した株券
  - 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項  
第6号で定めるものをいいます。）
  - 8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定め  
るものをいいます。）
  - 9．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商  
品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  - 10．コマーシャル・ペーパー
  - 11．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を  
有するもの
  - 12．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定め  
るものをいいます。）
  - 13．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第  
11号で定めるものをいいます。）
  - 14．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをい  
います。）
  - 15．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  - 16．外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 17．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行  
信託の受益証券に限ります。）
  - 18．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  - 19．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発  
行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 20．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第6号の証券および第11号ならびに第15号の証券または証書のうち第6号の証券の  
性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第13号の証  
券のうち投資法人債券ならびに第11号および第15号の証券または証書のうち第1号から第  
5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第12号および第13号の証券  
（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(ロ) 委託者は、信託金を、上記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融  
商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含み  
ます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除  
きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(ハ) 上記(イ)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への  
対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げ  
る金融商品により運用することの指図ができます。

c．先物

<マネープールファンドのみ>

- (イ) 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (ロ) 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ

<マネープールファンドのみ>

- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）において投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ヘ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡取引

<マネープールファンドのみ>

- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投

資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

（二）上記（八）においてマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ホ）金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ヘ）委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

## 各ファンドが投資する投資信託証券の概要

### 1. アジア・ボンド・ファンドの概要

ファンド名	ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - JPYクラス / KRWクラス / CNYクラス / AUDクラス / カレンシー・バスケット・クラス（以下、当概要において、個別クラスを「クラス」といいます。）
形態	ケイマン諸島籍外国投資信託 / 円建受益証券
運用方針	主として米ドル建てのアジア（オセアニア地域を含む）の債券に投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。なお、豪ドル建て、ニュージーランドドル建ておよびアジア現地通貨建ての債券にも投資を行うことがあります。 米ドル以外の通貨建債券へ投資した場合、原則として債券の発行通貨売り / 米ドル買いの為替取引を行います。その上で、クラスごとに以下の為替取引を行います。 JPYクラス：原則として、米ドル売り、円買いの為替取引を行います。 KRWクラス：原則として、米ドル売り、韓国ウォン買いの為替取引を行います。 CNYクラス：原則として、米ドル売り、中国元買いの為替取引を行います。 AUDクラス：原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。 カレンシー・バスケット・クラス：原則として、米ドル売り、複数アジア通貨買いの為替取引を行います。複数アジア通貨とは、オセアニアを含むアジア通貨のなかから、通常の状態において5～10通貨程度で構成されたものです。ただし、リスク回避目的などで、アジア通貨買いの一部を円買いに切り替える場合があります。

主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソブリン債などを除く同一発行体の証券への投資割合は、原則として純資産総額の5%以内とします。</li> <li>・原則として、買付時においてBB - 格相当以上の信用格付けを有する証券に限定します（ソブリン債などの場合を除く）。また、ポートフォリオ全体の平均信用格付けを、BBB - 格相当以上とします。</li> <li>・他ファンドへの投資は、純資産総額の5%以内とします。</li> <li>・有価証券の空売りは行わないものとします。</li> <li>・純資産総額の10%を超える借り入れは行わないものとします。</li> <li>・流動性に欠ける資産への投資は、純資産総額の15%以内とします。</li> <li>・通常の状況において、日本において有価証券に属する証券に投資信託財産の総額の50%超を投資します。</li> </ul>
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日
関係法人	投資顧問会社：UOBアセット・マネジメント・リミテッド 受託会社兼管理事務代行会社：BNY メロン ファンド マネジメント（ケイマン）リミテッド 副管理事務代行会社：ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・シンガポール支店 保管受託銀行：ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
信託報酬等	純資産総額に対し年率0.39% 上記料率には、投資顧問会社、受託会社兼管理事務代行会社、副管理事務代行会社、保管受託銀行への報酬が含まれます。 この他に、監査報酬、弁護士費用、当初設定にかかる諸費用などが投資信託財産から支払われます。
収益分配方針	原則として、毎月、分配を行います。
設定日	平成22年2月22日

## 2. 国内マネー・マザーファンドの概要

ファンド名	国内マネー・マザーファンド
形態	親投資信託
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主としてわが国の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。</li> <li>・ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式への投資は行いません。</li> <li>・外貨建資産への投資は行いません。</li> </ul>
信託期間	無期限
決算日	毎年1月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	報酬はかかりません。
信託設定日	平成20年3月28日
委託会社	新光投信株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行 （再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

上記の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。

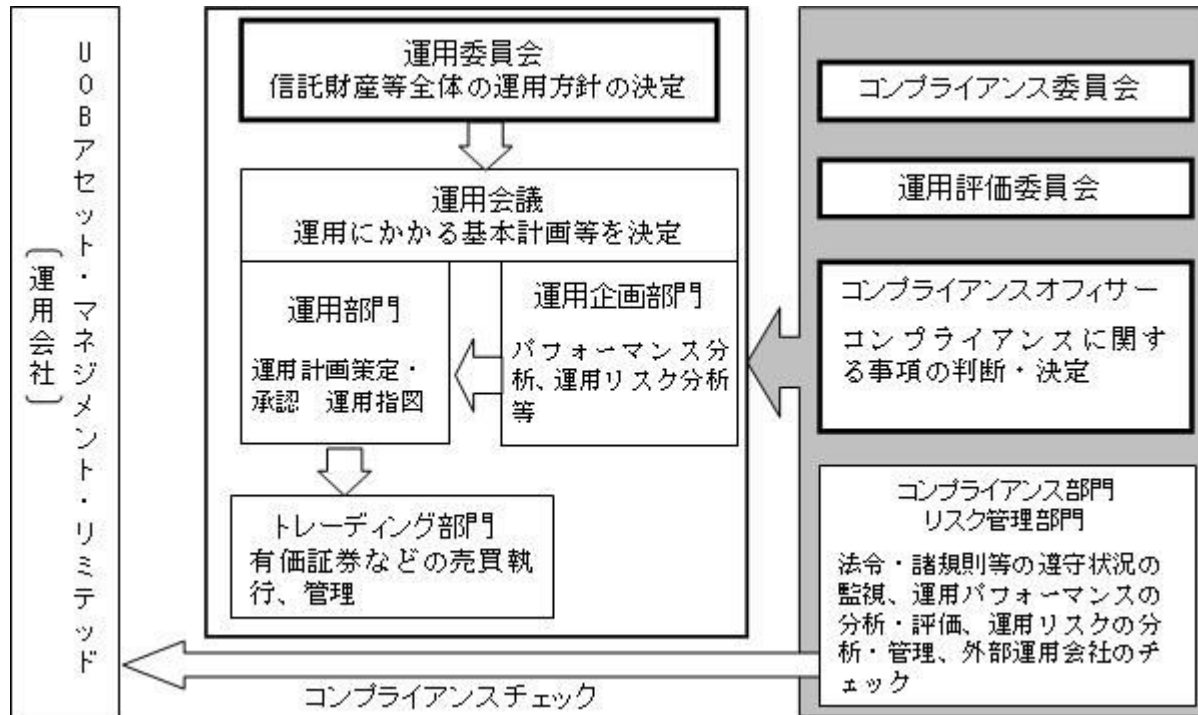
上記の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。

また、各概要は平成28年3月8日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

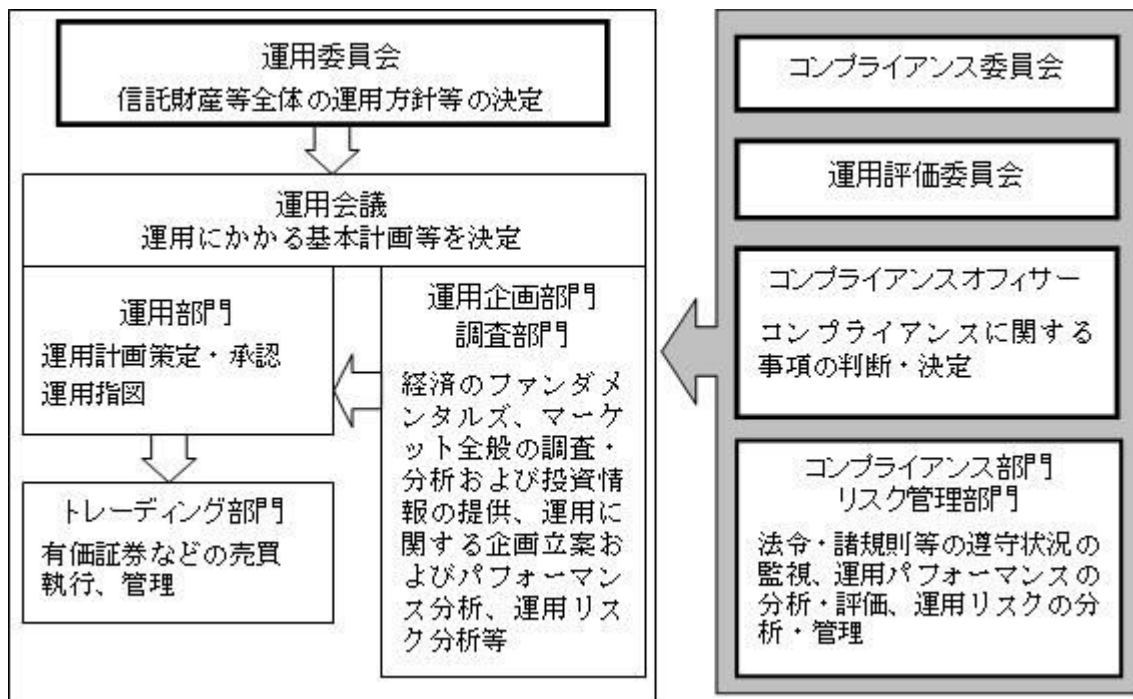
### （3）【運用体制】

## a. ファンドの運用体制

## &lt;各通貨コース&gt;



## &lt;マネーボールファンド&gt;



## &lt;各ファンド共通&gt;

上記運用体制は、今後変更になることがあります。

## PLAN

- ・運用委員会において決定された信託財産等全体の運用方針等に基づき、運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、運用にかかる基本計画を決定します。
- ・運用担当者はこの運用の基本計画を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・運用計画は運用調査本部長および副本部長により承認されます。

D0

- ・ファンドマネージャーは承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

SEE

- ・コンプライアンス部門・リスク管理部門（20名程度）は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則等の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・リスク管理部門は日々の運用リスク等の分析・管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門・リスク管理部門およびコンプライアンスオフィサー（1名）は、原則として3ヵ月毎に開催されるコンプライアンス委員会、運用評価委員会において運用成果、法令・諸規則等の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。
- ・コンプライアンス部門は、投資信託証券の運用会社に対して、継続的なコンプライアンスチェックを行っております。（マネープールファンドを除きます。）

#### < 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

#### b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

### （４）【分配方針】

#### a. 収益分配方針

##### < 各通貨コース >

収益分配は原則として、毎月8日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を中心に安定した分配を行うことを目標に委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 上記2.にかかわらず、上記2.にかかる分配金額のほか、分配対象額の範囲内で基準価額水準や市況動向等を勘案して委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
4. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

##### < マネープールファンド >

収益分配は年2回、原則として、6月、12月の各月8日（該当日が休業日の場合は翌営業

日。)の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 分配金額は、委託者が基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

b. 収益分配方式

<各通貨コース>

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

<マネープールファンド>

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買益は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c. 損失の繰り越し

<各ファンド共通>

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d. 分配金の取り扱い

<各ファンド共通>

「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

<各通貨コース>

a. 投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

b. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。



c．公社債の借り入れ

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

d．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

e．外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

f．資金の借り入れ

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

g．利害関係人等との取引等

- (イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- (ロ) 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行

うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

(ハ) 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

(ニ) 上記(イ)(ロ)(ハ)の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### h. デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### i. 信用リスク集中回避のための投資制限

(イ) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

(ロ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### <マネープールファンド>

#### a. 株式への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

#### b. 投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### c. 投資する株式等の範囲

(イ) 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### d. 同一銘柄への投資制限

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信

託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

e. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

f. 有価証券の貸し付けの指図および範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ) 上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

g. 公社債の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

h. 資金の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくはは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

i . 利害関係人等との取引等

(イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

(ロ) 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

(ハ) 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

(ニ) 上記(イ)(ロ)(ハ)の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

j . デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

k . 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

法令に定める投資制限

<マネープールファンドのみ>

a . 同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのもつリスク

各通貨コースは、外国籍の投資信託証券を通じて、主としてアジア（オセアニア地域を含む）の債券に投資する一方で、原則として当該資産の発行通貨を売り予約し、各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替ヘッジ取引を行います。またマネープールファンドはわが国の短

期公社債に実質的に投資します。

これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、各ファンドの基準価額を変動させる要因となります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

#### <各ファンド共通>

##### a．信用リスク

公社債や短期金融商品の信用力の变化や格付けの変更により、債券価格が変動したり、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や元本があらかじめ決められた条件で支払われなくなること（債務不履行）があります。信用力の低下、格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合、通常、債券価格は下落し、その結果、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

##### b．流動性リスク

有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。各ファンドまたは各ファンドが投資する投資信託証券において特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

##### c．金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

#### <各通貨コース>

##### d．為替変動リスク

為替変動により外貨建資産の円換算価格が変動するリスクをいいます。たとえば、投資対象となる有価証券が現地通貨建てで値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合には、当該外国通貨建証券の円換算価格は下落することがあります。その結果、各通貨コースの基準価額が下落する可能性があります。

各通貨コース（円コースを除く）

各通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託では原則として、各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。それにより、実質的に対円で当該対象通貨を買い付けることとなるため、対象通貨の為替変動によって各通貨コースの基準価額は影響を受けます。対象通貨の中には新興国通貨も含まれ、それらの通貨の為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。また、対象通貨によって保有する有価証券と完全に同額の為替取引を行うことができないことがあります。そのため、外国投資信託が保有する有価証券の発行通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。為替取引を行うにあたり、各通貨コースの対象通貨の金利が実質的な投資対象資産の発行通貨の金利よりも低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

円コース

円コースが主要投資対象とする外国投資信託では原則として、円を買い予約する為替取引により、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクを軽減する運用を行います。為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。為替ヘッジを行うにあたり、円金利が実質的な投資対象資産の発行通貨の金利よりも低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

##### e．カントリーリスク

一般に有価証券や外国通貨への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって影響を受けます。また、新興国は先進国に比べ政治経済情勢などが不安定であり、規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、様々な地政学の問題を抱えており、投資環境の急変により金融市場に混乱が生じる場合があります。そのため、その国の政治、経済、社会情勢などの変化により、資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります、その影響を受けて各通貨コースの基準価額が下落することがあります。

f. 特定の投資信託証券に投資するリスク

各通貨コースが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、各通貨コースの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

<各ファンド共通>

g. 投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

(イ) 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

(ロ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

(ハ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われなことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

(ニ) 投資した資産の流動性が低下し、当該資産の売却・換金が困難になる場合などがあります。その結果、投資者の換金請求に伴う資金の手当てに支障が生じる場合などには、換金のお申し込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申し込みを取り消す場合があります。

(ホ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入る有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

(ヘ) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより各ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

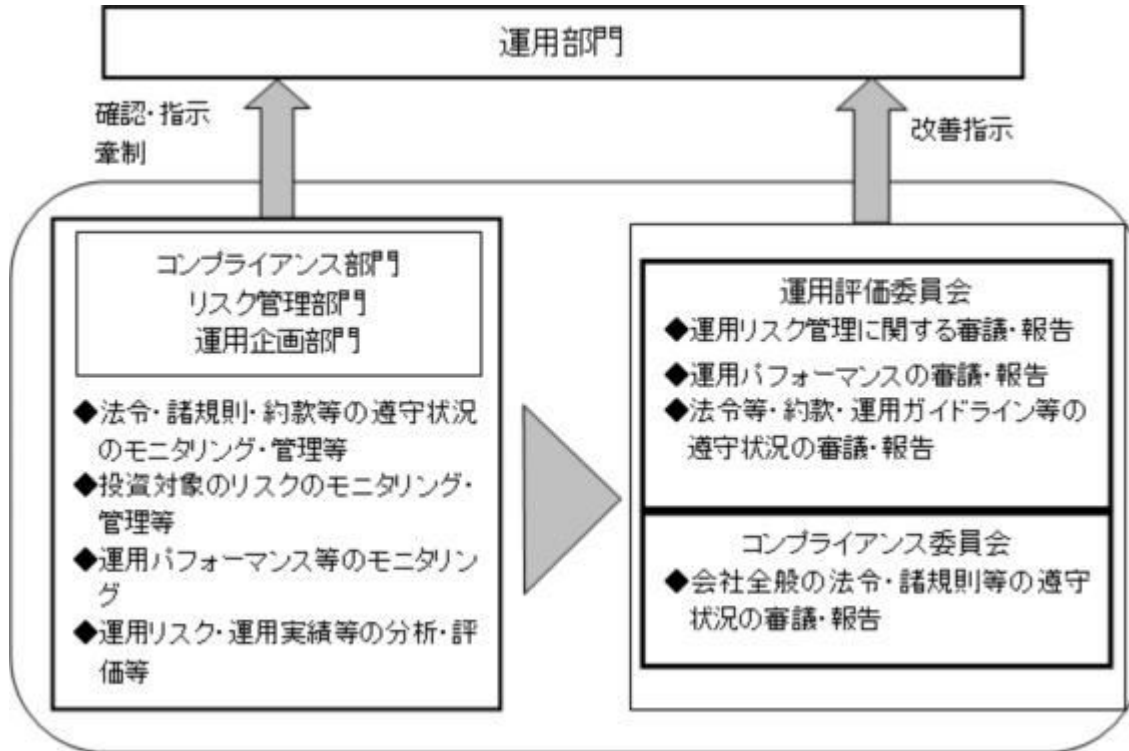
(ト) 投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用をするものがあります。当該投資信託証券（ベビーファンド）が投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入る有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入る有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この影響を受け、当該投資信託証券（ベビーファンド）の価額が変動する可能性があります。

マネープールファンドはファミリーファンド方式で運用しているため、他のベビーファンドの影響を受けマザーファンドの基準価額が下落した場合には、マネープールファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、各通貨コースが主要投資対象とする投資信託証券にはファミリーファンド方式を採用している場合があり、上記のような要因で、各通貨コースの基準価額が変動する可能性があります。

(2) リスク管理体制

- パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
- 運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



上記リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

## <参考情報>

### 円コース

#### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



\*分配金再投資基準価額は、2011年1月末の基準価額を10,000として指数化しております。  
\*年間騰落率は、2011年2月から2015年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

### 韓国ウォンコース

#### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

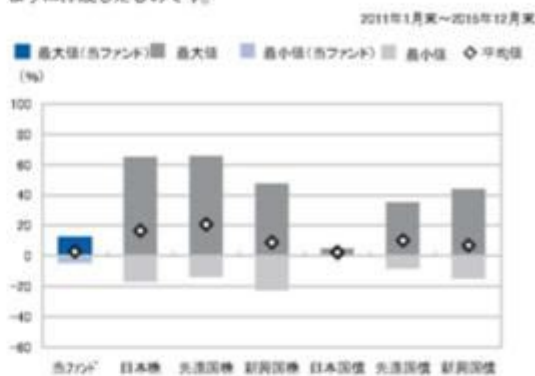


\*分配金再投資基準価額は、2011年1月末の基準価額を10,000として指数化しております。  
\*年間騰落率は、2011年2月から2015年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

#### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

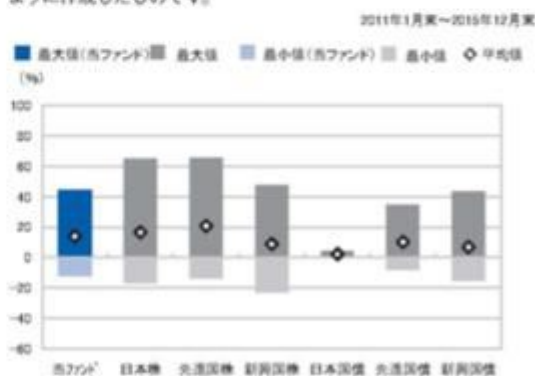


	当ファンド	日本株	先遣国債	新興国債	日本国債	先遣国債	新興国債
最大値	12.6	65.0	65.7	47.4	4.5	34.9	43.7
最小値	△4.6	△17.0	△13.6	△22.8	0.4	△7.9	△15.0
平均値	2.8	16.6	20.7	8.8	2.3	10.2	6.9

\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
\*2011年1月から2015年12月の5年間の当ファンドは2011年2月から2015年12月の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
\*決算日に対応した数値とは異なります。  
\*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

#### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先遣国債	新興国債	日本国債	先遣国債	新興国債
最大値	44.7	65.0	65.7	47.4	4.5	34.9	43.7
最小値	△11.8	△17.0	△13.6	△22.8	0.4	△7.9	△15.0
平均値	14.0	16.6	20.7	8.8	2.3	10.2	6.9

\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
\*2011年1月から2015年12月の5年間の当ファンドは2011年2月から2015年12月の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
\*決算日に対応した数値とは異なります。  
\*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。



## 投資リスク

## 中国元コース

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※分配金再投資基準価額は、2011年1月末の基準価額を10,000として指数化しております。  
 ※年間騰落率は、2011年2月から2015年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、取引時の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

## 豪ドルコース

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

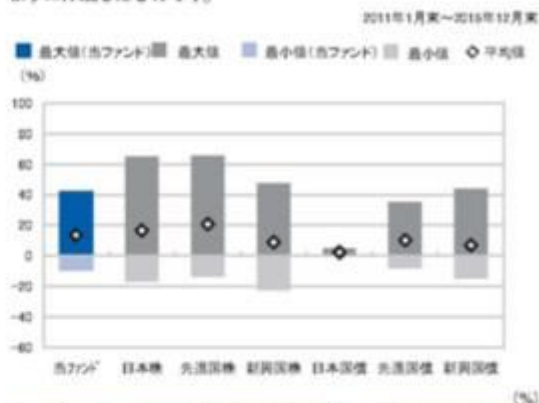


※分配金再投資基準価額は、2011年1月末の基準価額を10,000として指数化しております。  
 ※年間騰落率は、2011年2月から2015年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、取引時の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

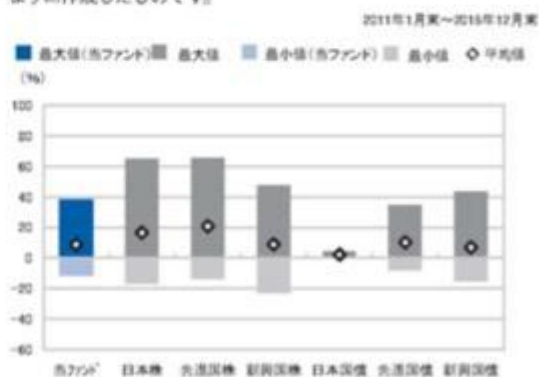


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	42.4	65.0	65.7	47.4	4.5	34.9	43.7
最小値	△9.3	△17.0	△13.6	△22.8	0.4	△7.9	△15.0
平均値	13.5	16.6	20.7	8.8	2.3	10.2	6.9

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 ※2011年1月から2015年12月の5年間(当ファンドは2011年2月から2015年12月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
 ※決算日に対応した数値とは異なります。  
 ※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	38.5	65.0	65.7	47.4	4.5	34.9	43.7
最小値	△11.3	△17.0	△13.6	△22.8	0.4	△7.9	△15.0
平均値	8.8	16.6	20.7	8.8	2.3	10.2	6.9

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 ※2011年1月から2015年12月の5年間(当ファンドは2011年2月から2015年12月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
 ※決算日に対応した数値とは異なります。  
 ※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## 通貨バスケットコース

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※分配金再投資基準価額は、2011年1月末の基準価額を10,000として指数化しております。  
 ※年間騰落率は、2011年2月から2015年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、取引時の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

## マネーパールファンド

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

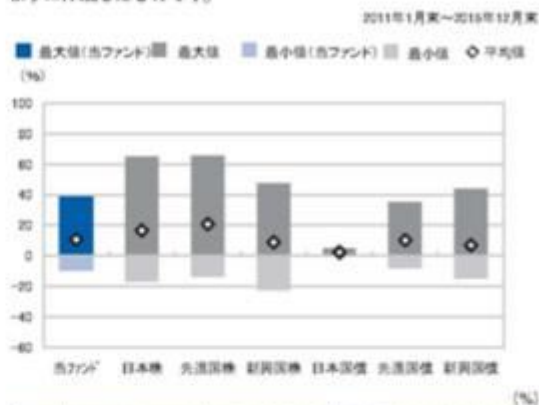


※分配金再投資基準価額は、2011年1月末の基準価額を10,000として指数化しております。  
 ※年間騰落率は、2011年2月から2015年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、取引時の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

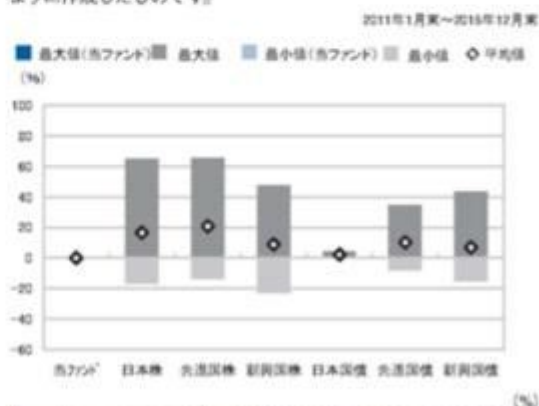


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	38.9	65.0	65.7	47.4	4.5	34.9	43.7
最小値	△9.4	△17.0	△13.6	△22.8	0.4	△7.9	△15.0
平均値	10.7	16.6	20.7	8.8	2.3	10.2	6.9

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 ※2011年1月から2015年12月の5年間(当ファンドは2011年2月から2015年12月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
 ※決算日に対応した数値とは異なります。  
 ※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	0.1	65.0	65.7	47.4	4.5	34.9	43.7
最小値	△0.0	△17.0	△13.6	△22.8	0.4	△7.9	△15.0
平均値	0.0	16.6	20.7	8.8	2.3	10.2	6.9

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 ※2011年1月から2015年12月の5年間(当ファンドは2011年2月から2015年12月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
 ※決算日に対応した数値とは異なります。  
 ※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## 投資リスク

### 新興国クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)  
 先進国株・・・MSCI-HOKUSAI-インデックス(配当込み、円ベース)  
 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)  
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債  
 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)  
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

### 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

### MSCI-HOKUSAI-インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-HOKUSAI-インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

### MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

### NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を測るために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、知財権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

### シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。

なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、知財権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

### JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

**（イ）申込手数料****<各通貨コース>**

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税等（8%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」<sup>1</sup>または「償還前乗り換え」<sup>2</sup>によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合はいいです。

2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合はいいです。

**<マネープールファンド>**

申込手数料はかかりません。

**（ロ）スイッチング手数料****<各ファンド共通>**

「アジア・ウェイブ」構成ファンド間におきましては、スイッチングが可能です。ただし、マネープールファンドのお買い付けは「アジア・ウェイブ」構成ファンドからのスイッチングの場合に限定します。

ファンド間のスイッチング手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。ただし、マネープールファンドへのスイッチングにつきましては無手数料とします。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。

**（2）【換金（解約）手数料】****a . 解約時手数料****<各ファンド共通>**

ご解約時の手数料はありません。

**b . 信託財産留保額****<各通貨コース>**

ご解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産

留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

<マネープールファンド>

信託財産留保額はありません。

### （３）【信託報酬等】

<各通貨コース>

日々のファンドの純資産総額に年率1.1772%（税抜1.09%）を乗じて得た額とします。

なお、投資対象とする投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に対して最大で年率1.5672%（税抜1.48%）程度となります。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

<ファンド・オブ・ファンズの信託報酬の配分>

委託者	年率0.36%（税抜）	委託した資金の運用、基準価額の算出などの対価
販売会社	年率0.70%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、分配金・償還金・換金代金支払などの事務手続きなどの対価
受託者	年率0.03%（税抜）	運用財産の管理、委託者からの指図の実行などの対価
投資対象とする投資信託証券	年率0.39%	アジア・ボンド・ファンドの信託報酬です。国内マネー・マザーファンドの信託報酬はありません。
実質的な負担 <sup>（注）</sup>	年率1.5672%（税抜1.48%）程度	-

（注）アジア・ボンド・ファンドを100%組み入れた場合の数値です。実際の信託報酬は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。

<マネープールファンド>

日々のファンドの純資産総額に以下に定める信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

当月の最初の営業日（委託者の営業日をいいます。以下同じ。）から翌月の最初の営業日前日までの日々の信託報酬率は、月中平均コール・レート（短資協会が日々発表する無担保コール翌日物の加重平均レートの前月における平均値）に応じた下表の率とします。

<信託報酬の配分>

月中平均コール・レート	0.15%未満	0.15%以上 0.30%未満	0.30%以上 0.60%未満	0.60%以上 1.00%未満	1.00%以上	
信託報酬 （対純資産総額・年率）	0.0648% （税抜 0.06%）	0.1620% （税抜 0.15%）	0.3240% （税抜 0.30%）	0.5400% （税抜 0.50%）	0.6480% （税抜 0.60%）	-
委託者	0.02% （税抜）	0.05% （税抜）	0.10% （税抜）	0.20% （税抜）	0.30% （税抜）	委託した資金の運用、基準価額の算出などの対価

販売会社	0.02% (税抜)	0.05% (税抜)	0.10% (税抜)	0.20% (税抜)	0.20% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、分配金・償還金・換金代金支払などの事務手続きなどの対価
受託者	0.02% (税抜)	0.05% (税抜)	0.10% (税抜)	0.10% (税抜)	0.10% (税抜)	運用財産の管理、委託者からの指図の実行などの対価

#### (4) 【その他の手数料等】

##### <各通貨コース>

- a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンドの監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b. 投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c. 証券取引に伴う手数料・税金等、各ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税および資産を外国で保管する場合の費用についても投資信託財産が負担します。
- d. 各通貨コースが主要投資対象とするアジア・ボンド・ファンドにおいても、有価証券等の売買手数料、税金、弁護士費用、監査報酬、外国籍投資信託の設定に関する費用等がかかります。
- e. 「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

##### <マネーボールファンド>

- a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンドの監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b. 投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c. 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税および資産を外国で保管する場合の費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。
- d. 「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示す

ることができません。

(5) 【課税上の取扱い】

a. 個人の受益者の場合

(イ) 収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません。）・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

(ロ) 一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

(ハ) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

< 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合 >

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式や公募株式投資信託などについての非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

c. 個別元本について

(イ) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

(ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

(ハ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一

ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

- (二) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「d. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

d. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。（前述の「収益分配金に関する留意事項」をご参照ください。）

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）に関しましては非課税扱いとなります。

上記は平成28年1月1日現在のものです。税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

#### アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース

(平成27年12月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	439,608,258	97.70
親投資信託受益証券	日本	1,801,490	0.40
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		8,519,789	1.89
純資産総額		449,929,537	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

#### アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース

(平成27年12月30日現在)



資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	38,269,190	96.60
親投資信託受益証券	日本	230,155	0.58
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,116,421	2.81
純資産総額		39,615,766	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

#### アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース

(平成27年12月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	141,681,135	97.92
親投資信託受益証券	日本	700,943	0.48
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,303,166	1.59
純資産総額		144,685,244	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

#### アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース

(平成27年12月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	164,671,315	97.32
親投資信託受益証券	日本	801,391	0.47
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,730,716	2.20
純資産総額		169,203,422	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

#### アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース

(平成27年12月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	989,957,758	97.75
親投資信託受益証券	日本	4,004,767	0.39
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		18,695,294	1.84
純資産総額		1,012,657,819	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

## アジア・ウェイブ マネープールファンド

(平成27年12月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	979,648	97.80
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		21,980	2.19
純資産総額		1,001,628	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

## (参考) 国内マネー・マザーファンド

(平成27年12月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	299,999,836	58.27
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		214,800,269	41.72
純資産総額		514,800,105	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース

## イ. 評価額上位銘柄明細

(平成27年12月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ユナイテッド・アジア・ボンド・ マルチカレンシー・ファンド - J PYクラス	549,235,705	0.8	439,388,564	0.8004	439,608,258	97.70
2	日本	親投資信託 受益証券	国内マネー・マザーファンド	1,781,537	1.0111	1,801,312	1.0112	1,801,490	0.40

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

## ロ. 種類別投資比率

(平成27年12月30日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.70

親投資信託受益証券	0.40
合計	98.10

## アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース

## イ. 評価額上位銘柄明細

(平成27年12月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ユナイテッド・アジア・ボンド・ マルチカレンシー・ファンド - K RWクラス	35,658,955	1.1	39,303,300	1.0732	38,269,190	96.60
2	日本	親投資信託 受益証券	国内マネー・マザーファンド	227,606	1.0111	230,132	1.0112	230,155	0.58

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

## ロ. 種類別投資比率

(平成27年12月30日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.60
親投資信託受益証券	0.58
合計	97.18

## アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース

## イ. 評価額上位銘柄明細

(平成27年12月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ユナイテッド・アジア・ボンド・ マルチカレンシー・ファンド - C NYクラス	125,748,767	1.15	144,611,082	1.1267	141,681,135	97.92
2	日本	親投資信託 受益証券	国内マネー・マザーファンド	693,180	1.0111	700,874	1.0112	700,943	0.48

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

## ロ. 種類別投資比率

(平成27年12月30日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.92
親投資信託受益証券	0.48
合計	98.40

## アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース

## イ. 評価額上位銘柄明細

(平成27年12月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ユナイテッド・アジア・ボンド・ マルチカレンシー・ファンド - A UDクラス	199,698,418	0.84	168,445,615	0.8246	164,671,315	97.32
2	日本	親投資信託 受益証券	国内マネー・マザーファンド	792,515	1.0111	801,311	1.0112	801,391	0.47

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

## ロ. 種類別投資比率

(平成27年12月30日現在)

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.32
親投資信託受益証券	0.47
合計	97.79

## アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース

## イ. 評価額上位銘柄明細

(平成27年12月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ユナイテッド・アジア・ボンド・ マルチカレンシー・ファンド - カ レンシー・バスケット・クラス	1,041,074,517	0.96	999,431,536	0.9509	989,957,758	97.75
2	日本	親投資信託 受益証券	国内マネー・マザーファンド	3,960,411	1.0111	4,004,371	1.0112	4,004,767	0.39

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

## ロ. 種類別投資比率

(平成27年12月30日現在)

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.75
親投資信託受益証券	0.39
合計	98.15

## アジア・ウェイブ マネープールファンド

## イ. 評価額上位銘柄明細

(平成27年12月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	国内マネー・マザーファンド	968,798	1.0111	979,551	1.0112	979,648	97.80

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

## ロ. 種類別投資比率

(平成27年12月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.80
合計	97.80

(参考) 国内マネー・マザーファンド

## イ. 評価額上位銘柄明細

(平成27年12月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第5 6 3 回国庫 短期証券	150,000,000	99.99	149,999,928	99.99	149,999,928		2016.01.18	29.13
2	日本	国債証券	第5 6 7 回国庫 短期証券	150,000,000	99.99	149,999,908	99.99	149,999,908		2016.02.08	29.13

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

## ロ. 種類別投資比率

(平成27年12月30日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	58.27
合計	58.27

## 【投資不動産物件】

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース

該当事項はありません。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース

該当事項はありません。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース  
該当事項はありません。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース  
該当事項はありません。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース  
該当事項はありません。

アジア・ウェイブ マネープールファンド  
該当事項はありません。

（参考）国内マネー・マザーファンド  
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース  
  
該当事項はありません。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース  
  
該当事項はありません。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース  
  
該当事項はありません。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース  
  
該当事項はありません。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース  
  
該当事項はありません。

アジア・ウェイブ マネープールファンド  
  
該当事項はありません。

## （参考）国内マネー・マザーファンド

該当事項はありません。

## （3）【運用実績】

## 【純資産の推移】

## アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成22年 6月 8日）	1,115,603,706	1,120,173,834	0.9764	0.9804
第2特定期間末（平成22年12月 8日）	1,551,554,711	1,557,602,302	1.0262	1.0302
第3特定期間末（平成23年 6月 8日）	1,369,487,392	1,374,758,923	1.0392	1.0432
第4特定期間末（平成23年12月 8日）	1,341,047,163	1,346,553,564	0.9742	0.9782
第5特定期間末（平成24年 6月 8日）	1,628,770,950	1,635,357,537	0.9891	0.9931
第6特定期間末（平成24年12月10日）	1,482,304,018	1,487,997,468	1.0414	1.0454
第7特定期間末（平成25年 6月10日）	1,473,654,184	1,479,597,835	0.9918	0.9958
第8特定期間末（平成25年12月 9日）	1,079,263,608	1,083,827,451	0.9459	0.9499
第9特定期間末（平成26年 6月 9日）	867,624,714	871,244,373	0.9588	0.9628
第10特定期間末（平成26年12月 8日）	693,156,790	696,094,254	0.9439	0.9479
第11特定期間末（平成27年 6月 8日）	609,815,379	613,144,115	0.9160	0.9210
第12特定期間末（平成27年12月 8日）	481,767,762	484,505,031	0.8800	0.8850
平成26年12月末日	669,158,457		0.9385	
平成27年 1月末日	668,286,239		0.9425	
2月末日	659,770,783		0.9409	
3月末日	636,935,986		0.9395	
4月末日	632,164,460		0.9436	
5月末日	620,183,161		0.9316	
6月末日	593,507,097		0.9154	
7月末日	577,303,669		0.9090	
8月末日	549,814,861		0.8866	
9月末日	529,114,675		0.8789	
10月末日	518,923,630		0.8930	
11月末日	485,393,118		0.8866	
12月末日	449,929,537		0.8765	

## アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成22年 6月 8日）	280,827,151	282,637,351	0.9308	0.9368
第2特定期間末（平成22年12月 8日）	389,538,037	391,965,045	0.9630	0.9690
第3特定期間末（平成23年 6月 8日）	225,926,689	227,307,559	0.9817	0.9877
第4特定期間末（平成23年12月 8日）	146,991,971	148,028,990	0.8505	0.8565
第5特定期間末（平成24年 6月 8日）	115,088,540	115,894,875	0.8564	0.8624
第6特定期間末（平成24年12月10日）	77,253,910	77,713,938	1.0076	1.0136
第7特定期間末（平成25年 6月10日）	97,689,294	98,223,458	1.0973	1.1033
第8特定期間末（平成25年12月 9日）	82,525,449	82,946,925	1.1748	1.1808
第9特定期間末（平成26年 6月 9日）	63,583,085	63,890,448	1.2412	1.2472
第10特定期間末（平成26年12月 8日）	52,653,771	52,889,688	1.3391	1.3451
第11特定期間末（平成27年 6月 8日）	52,188,898	52,733,656	1.3412	1.3552
第12特定期間末（平成27年12月 8日）	40,523,515	41,009,527	1.1673	1.1813
平成26年12月末日	52,800,693		1.3425	
平成27年 1月末日	52,248,184		1.3274	
2月末日	52,668,319		1.3368	
3月末日	51,677,146		1.3341	
4月末日	53,104,946		1.3679	
5月末日	52,936,679		1.3604	
6月末日	50,407,140		1.2925	
7月末日	48,760,084		1.2466	
8月末日	40,249,316		1.1731	
9月末日	38,731,000		1.1269	
10月末日	41,460,599		1.2024	
11月末日	41,401,735		1.1926	
12月末日	39,615,766		1.1368	

## アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成22年 6月 8日）	950,073,952	954,937,525	0.9767	0.9817
第2特定期間末（平成22年12月 8日）	752,854,723	756,817,465	0.9499	0.9549
第3特定期間末（平成23年 6月 8日）	651,195,996	654,678,126	0.9351	0.9401
第4特定期間末（平成23年12月 8日）	506,272,044	509,228,067	0.8563	0.8613
第5特定期間末（平成24年 6月 8日）	342,707,593	344,655,584	0.8796	0.8846
第6特定期間末（平成24年12月10日）	229,499,388	230,672,436	0.9782	0.9832
第7特定期間末（平成25年 6月10日）	238,145,745	239,212,949	1.1157	1.1207
第8特定期間末（平成25年12月 9日）	231,081,582	232,090,542	1.1451	1.1501
第9特定期間末（平成26年 6月 9日）	201,830,231	202,719,721	1.1345	1.1395



第10特定期間末	(平成26年12月 8日)	233,130,924	233,985,929	1.3633	1.3683
第11特定期間末	(平成27年 6月 8日)	199,727,846	202,666,000	1.3595	1.3795
第12特定期間末	(平成27年12月 8日)	163,918,587	166,666,367	1.1931	1.2131
	平成26年12月末日	201,924,014		1.3356	
	平成27年 1月末日	199,019,970		1.3158	
	2月末日	200,428,094		1.3297	
	3月末日	204,046,212		1.3531	
	4月末日	203,030,704		1.3437	
	5月末日	202,367,854		1.3775	
	6月末日	182,900,362		1.3259	
	7月末日	179,135,926		1.3254	
	8月末日	166,884,530		1.2170	
	9月末日	163,713,394		1.1994	
	10月末日	163,387,130		1.2227	
	11月末日	165,977,623		1.2117	
	12月末日	144,685,244		1.1648	

## アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）		
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）	
第1特定期間末	(平成22年 6月 8日)	976,092,179	983,603,134	0.9097	0.9167
第2特定期間末	(平成22年12月 8日)	1,256,875,426	1,265,249,151	1.0507	1.0577
第3特定期間末	(平成23年 6月 8日)	1,007,445,874	1,013,783,040	1.1128	1.1198
第4特定期間末	(平成23年12月 8日)	767,209,834	772,852,838	0.9517	0.9587
第5特定期間末	(平成24年 6月 8日)	803,036,528	808,886,127	0.9610	0.9680
第6特定期間末	(平成24年12月10日)	652,285,223	656,429,431	1.1018	1.1088
第7特定期間末	(平成25年 6月10日)	554,051,280	557,513,065	1.1203	1.1273
第8特定期間末	(平成25年12月 9日)	404,794,239	407,422,464	1.0781	1.0851
第9特定期間末	(平成26年 6月 9日)	364,999,751	367,280,825	1.1201	1.1271
第10特定期間末	(平成26年12月 8日)	290,538,950	292,273,485	1.1725	1.1795
第11特定期間末	(平成27年 6月 8日)	229,802,751	233,518,554	1.0514	1.0684
第12特定期間末	(平成27年12月 8日)	172,509,052	175,837,866	0.8810	0.8980
	平成26年12月末日	281,319,108		1.1351	
	平成27年 1月末日	264,919,022		1.0689	
	2月末日	253,165,574		1.0801	
	3月末日	240,606,920		1.0580	
	4月末日	244,087,135		1.1021	
	5月末日	233,666,928		1.0690	
	6月末日	225,364,820		1.0306	
	7月末日	214,842,094		0.9763	

8月末日	189,414,228		0.9017	
9月末日	179,017,990		0.8573	
10月末日	173,010,178		0.8773	
11月末日	174,564,836		0.8850	
12月末日	169,203,422		0.8611	

## アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成22年 6月 8日）	4,942,327,078	4,973,079,097	0.9643	0.9703
第2特定期間末（平成22年12月 8日）	9,079,389,201	9,135,718,678	0.9671	0.9731
第3特定期間末（平成23年 6月 8日）	5,266,888,725	5,299,025,186	0.9833	0.9893
第4特定期間末（平成23年12月 8日）	2,992,068,754	3,013,263,377	0.8470	0.8530
第5特定期間末（平成24年 6月 8日）	2,235,936,602	2,251,426,065	0.8661	0.8721
第6特定期間末（平成24年12月10日）	1,863,283,534	1,874,888,950	0.9633	0.9693
第7特定期間末（平成25年 6月10日）	1,995,270,017	2,006,688,075	1.0485	1.0545
第8特定期間末（平成25年12月 9日）	1,668,719,669	1,678,431,581	1.0309	1.0369
第9特定期間末（平成26年 6月 9日）	1,326,092,587	1,333,607,795	1.0587	1.0647
第10特定期間末（平成26年12月 8日）	1,372,021,365	1,378,932,605	1.1911	1.1971
第11特定期間末（平成27年 6月 8日）	1,263,113,963	1,276,156,273	1.1622	1.1742
第12特定期間末（平成27年12月 8日）	1,035,932,777	1,047,934,888	1.0358	1.0478
平成26年12月末日	1,335,579,382		1.1627	
平成27年 1月末日	1,315,944,076		1.1455	
2月末日	1,312,481,669		1.1538	
3月末日	1,278,398,844		1.1501	
4月末日	1,276,272,945		1.1537	
5月末日	1,278,717,690		1.1765	
6月末日	1,218,657,681		1.1313	
7月末日	1,198,940,006		1.1273	
8月末日	1,099,863,119		1.0433	
9月末日	1,033,699,401		1.0104	
10月末日	1,063,552,146		1.0536	
11月末日	1,046,694,896		1.0466	
12月末日	1,012,657,819		1.0168	

## アジア・ウェイブ マネープールファンド

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（平成22年 6月 8日）	1,000,155	1,000,155	1.0002	1.0002

第2計算期間末	(平成22年12月 8日)	1,000,406	1,000,406	1.0004	1.0004
第3計算期間末	(平成23年 6月 8日)	2,216,478	2,216,478	1.0007	1.0007
第4計算期間末	(平成23年12月 8日)	1,001,088	1,001,088	1.0011	1.0011
第5計算期間末	(平成24年 6月 8日)	1,001,344	1,001,344	1.0013	1.0013
第6計算期間末	(平成24年12月10日)	1,001,601	1,001,601	1.0016	1.0016
第7計算期間末	(平成25年 6月10日)	1,001,758	1,001,758	1.0018	1.0018
第8計算期間末	(平成25年12月 9日)	1,001,921	1,001,921	1.0019	1.0019
第9計算期間末	(平成26年 6月 9日)	1,001,980	1,001,980	1.0020	1.0020
第10計算期間末	(平成26年12月 8日)	1,001,939	1,001,939	1.0019	1.0019
第11計算期間末	(平成27年 6月 8日)	1,001,800	1,001,800	1.0018	1.0018
第12計算期間末	(平成27年12月 8日)	1,001,560	1,001,560	1.0016	1.0016
	平成26年12月末日	1,001,910		1.0019	
	平成27年 1月末日	1,001,869		1.0019	
	2月末日	1,001,932		1.0019	
	3月末日	1,001,891		1.0019	
	4月末日	1,001,852		1.0019	
	5月末日	1,001,813		1.0018	
	6月末日	1,001,772		1.0018	
	7月末日	1,001,731		1.0017	
	8月末日	1,001,691		1.0017	
	9月末日	1,001,651		1.0017	
	10月末日	1,001,612		1.0016	
	11月末日	1,001,570		1.0016	
	12月末日	1,001,628		1.0016	

## 【分配の推移】

## アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	0.0120
第2特定期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	0.0240
第3特定期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	0.0240
第4特定期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	0.0240
第5特定期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	0.0240
第6特定期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	0.0240
第7特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	0.0240
第8特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	0.0240
第9特定期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	0.0240
第10特定期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	0.0240
第11特定期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	0.0270
第12特定期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	0.0300

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

#### アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	0.0180
第2特定期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	0.0360
第3特定期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	0.0360
第4特定期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	0.0360
第5特定期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	0.0360
第6特定期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	0.0360
第7特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	0.0360
第8特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	0.0360
第9特定期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	0.0360
第10特定期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	0.0360
第11特定期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	0.0600
第12特定期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	0.0840

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

#### アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	0.0150
第2特定期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	0.0300
第3特定期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	0.0300
第4特定期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	0.0300
第5特定期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	0.0300
第6特定期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	0.0300
第7特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	0.0300
第8特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	0.0300
第9特定期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	0.0300
第10特定期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	0.0300
第11特定期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	0.0750
第12特定期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	0.1200

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

#### アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	0.0210

第2特定期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	0.0420
第3特定期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	0.0420
第4特定期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	0.0420
第5特定期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	0.0420
第6特定期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	0.0420
第7特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	0.0420
第8特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	0.0420
第9特定期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	0.0420
第10特定期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	0.0420
第11特定期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	0.0720
第12特定期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	0.1020

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

#### アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	0.0180
第2特定期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	0.0360
第3特定期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	0.0360
第4特定期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	0.0360
第5特定期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	0.0360
第6特定期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	0.0360
第7特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	0.0360
第8特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	0.0360
第9特定期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	0.0360
第10特定期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	0.0360
第11特定期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	0.0540
第12特定期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	0.0720

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

#### アジア・ウェイブ マネープールファンド

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	0.0000
第2計算期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	0.0000
第3計算期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	0.0000
第4計算期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	0.0000
第5計算期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	0.0000
第6計算期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	0.0000
第7計算期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	0.0000
第8計算期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	0.0000

第9計算期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	0.0000
第10計算期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	0.0000
第11計算期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	0.0000
第12計算期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	0.0000

## 【収益率の推移】

## アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	1.2
第2特定期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	7.6
第3特定期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	3.6
第4特定期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	3.9
第5特定期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	4.0
第6特定期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	7.7
第7特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	2.5
第8特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	2.2
第9特定期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	3.9
第10特定期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	0.9
第11特定期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	0.1
第12特定期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	0.7

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

## アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	5.1
第2特定期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	7.3
第3特定期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	5.7
第4特定期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	9.7
第5特定期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	4.9
第6特定期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	21.9
第7特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	12.5
第8特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	10.3
第9特定期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	8.7
第10特定期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	10.8
第11特定期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	4.6
第12特定期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	6.7

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

## アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	0.8
第2特定期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	0.3
第3特定期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	1.6
第4特定期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	5.2
第5特定期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	6.2
第6特定期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	14.6
第7特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	17.1
第8特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	5.3
第9特定期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	1.7
第10特定期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	22.8
第11特定期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	5.2
第12特定期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	3.4

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

## アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	6.9
第2特定期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	20.1
第3特定期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	9.9
第4特定期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	10.7
第5特定期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	5.4
第6特定期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	19.0
第7特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	5.5
第8特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	0.0
第9特定期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	7.8
第10特定期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	8.4
第11特定期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	4.2
第12特定期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	6.5

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

## アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	1.8
第2特定期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	4.0

第3特定期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	5.4
第4特定期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	10.2
第5特定期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	6.5
第6特定期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	15.4
第7特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	12.6
第8特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	1.8
第9特定期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	6.2
第10特定期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	15.9
第11特定期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	2.1
第12特定期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	4.7

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

#### アジア・ウェイブ マネープールファンド

期	計算期間	収益率(%)
第1計算期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	0.02
第2計算期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	0.02
第3計算期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	0.03
第4計算期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	0.04
第5計算期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	0.02
第6計算期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	0.03
第7計算期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	0.02
第8計算期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	0.01
第9計算期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	0.01
第10計算期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	0.01
第11計算期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	0.01
第12計算期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	0.02

(注)収益率は各計算期間における騰落率を表示しており、当該計算期間の分配金額を加算して計算しています。

#### (4)【設定及び解約の実績】

#### アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	1,146,532,034	4,000,000
第2特定期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	995,432,458	626,066,584
第3特定期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	515,423,770	709,438,922
第4特定期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	777,309,653	718,592,044
第5特定期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	899,728,222	629,681,597
第6特定期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	582,584,914	805,869,230
第7特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	245,226,855	182,676,647



第8特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	28,298,831	373,250,864
第9特定期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	4,359,760	240,405,855
第10特定期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	951,454	171,500,087
第11特定期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	1,018,255	69,637,166
第12特定期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	1,612,527	119,905,774

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

#### アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	301,700,035	0
第2特定期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	260,938,714	158,137,394
第3特定期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	65,054,169	239,410,524
第4特定期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	41,621,830	98,930,206
第5特定期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	46,955,591	85,402,895
第6特定期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	721,595	58,439,455
第7特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	24,820,161	12,464,138
第8特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	12,759,714	31,541,088
第9特定期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	248,133	19,266,997
第10特定期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	242,329	12,150,000
第11特定期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	325,745	734,000
第12特定期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	906,143	5,102,293

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

#### アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	972,714,752	0
第2特定期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	319,504,024	499,670,237
第3特定期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	282,176,000	378,298,379
第4特定期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	145,700,440	250,921,849
第5特定期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	2,412,208	204,018,715
第6特定期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	859,564	155,848,140
第7特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	11,658,453	32,827,148
第8特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	47,603,181	59,252,018
第9特定期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	531,694	24,425,787
第10特定期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	503,051	7,400,000
第11特定期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	900,691	24,994,038
第12特定期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	15,640,029	25,158,757

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	1,092,593,703	19,600,000
第2特定期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	765,120,130	641,867,288
第3特定期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	483,518,706	774,455,777
第4特定期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	291,926,852	391,092,822
第5特定期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	455,603,604	426,090,045
第6特定期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	123,972,305	367,599,607
第7特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	35,805,404	133,294,354
第8特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	994,666	120,074,706
第9特定期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	2,030,973	51,623,941
第10特定期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	826,668	78,903,756
第11特定期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	355,942	29,570,000
第12特定期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	5,317,886	28,081,942

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	5,142,336,664	17,000,000
第2特定期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	6,325,520,140	2,062,610,629
第3特定期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	1,424,893,230	5,457,062,412
第4特定期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	589,824,890	2,413,464,553
第5特定期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	456,849,217	1,407,709,317
第6特定期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	95,393,798	742,735,017
第7特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	265,044,062	296,270,346
第8特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	82,571,259	366,928,971
第9特定期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	1,019,961	367,137,157
第10特定期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	970,567	101,631,995
第11特定期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	4,467,088	69,481,288
第12特定期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	5,153,946	91,837,153

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## アジア・ウェイブ マネープールファンド

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1計算期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	1,000,000	0
第2計算期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	0	0

第3計算期間	平成22年12月 9日 ~ 平成23年 6月 8日	1,214,872	0
第4計算期間	平成23年 6月 9日 ~ 平成23年12月 8日	0	1,214,872
第5計算期間	平成23年12月 9日 ~ 平成24年 6月 8日	0	0
第6計算期間	平成24年 6月 9日 ~ 平成24年12月10日	0	0
第7計算期間	平成24年12月11日 ~ 平成25年 6月10日	0	0
第8計算期間	平成25年 6月11日 ~ 平成25年12月 9日	0	0
第9計算期間	平成25年12月10日 ~ 平成26年 6月 9日	0	0
第10計算期間	平成26年 6月10日 ~ 平成26年12月 8日	0	0
第11計算期間	平成26年12月 9日 ~ 平成27年 6月 8日	0	0
第12計算期間	平成27年 6月 9日 ~ 平成27年12月 8日	0	0

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

#### 参考情報

## 運用実績

アジア・ウェーブ アジア債券ファンド

2015年12月30日現在

## 円コース

## &lt;基準価額・純資産の推移&gt;

(2010年2月22日～2015年12月30日)



## &lt;分配の推移&gt;

2015年12月	50円
2015年11月	50円
2015年10月	50円
2015年9月	50円
2015年8月	50円
直近1年累計	570円
設定来累計	2,850円

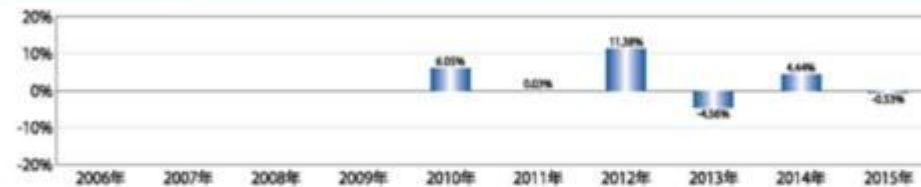
## &lt;主要な資産の状況&gt;

## 組入状況

ファンド名	純資産比率
ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド-JPYクラス	97.70%
国内マネー・マザーファンド	0.40%
合計	98.10%

暦年ベース

## &lt;年間収益率の推移&gt;



## 韓国ウォンコース

## &lt;基準価額・純資産の推移&gt;

(2010年2月22日～2015年12月30日)



## &lt;分配の推移&gt;

2015年12月	140円
2015年11月	140円
2015年10月	140円
2015年9月	140円
2015年8月	140円
直近1年累計	1,440円
設定来累計	4,860円

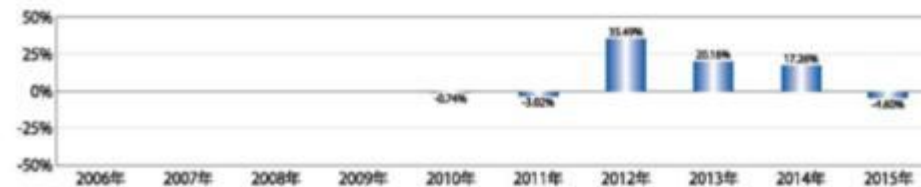
## &lt;主要な資産の状況&gt;

## 組入状況

ファンド名	純資産比率
ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド-KRWクラス	96.60%
国内マネー・マザーファンド	0.58%
合計	97.18%

暦年ベース

## &lt;年間収益率の推移&gt;



※基準価額は1万円当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を各ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※分配は1万円当たり・税引前の金額です。分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

※年間収益率は税引前の分配金を単純に合算して計算しています。なお、各ファンドにはベンチマークがありません。

※年間収益率は、2010年については設定時から12月末までの収益率を記載しています。

※当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

※最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

17

## 運用実績

2015年12月30日現在

## 中国元コース

## &lt;基準価額・純資産の推移&gt;

(2010年2月22日～2015年12月30日)



## &lt;分配の推移&gt;

2015年12月	200円
2015年11月	200円
2015年10月	200円
2015年9月	200円
2015年8月	200円
直近1年累計	1,950円
設定来累計	4,800円

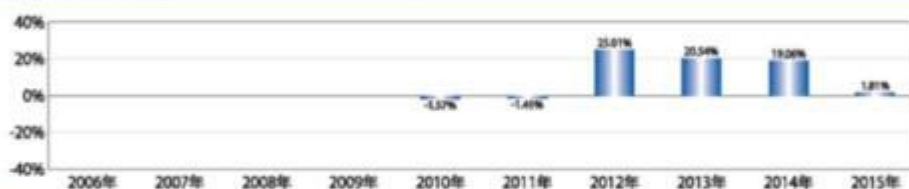
## &lt;主要な資産の状況&gt;

## 組入状況

ファンド名	純資産比率
ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド-CNYクラス	97.92%
国内マネー・マザーファンド	0.48%
合計	98.40%

## &lt;年間収益率の推移&gt;

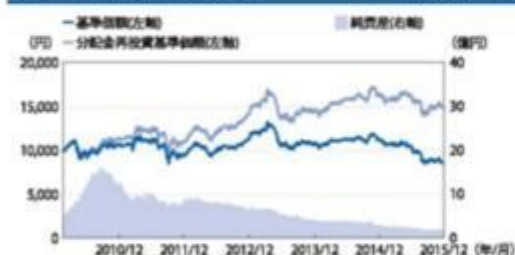
暦年ベース



## 豪ドルコース

## &lt;基準価額・純資産の推移&gt;

(2010年2月22日～2015年12月30日)



## &lt;分配の推移&gt;

2015年12月	170円
2015年11月	170円
2015年10月	170円
2015年9月	170円
2015年8月	170円
直近1年累計	1,740円
設定来累計	5,730円

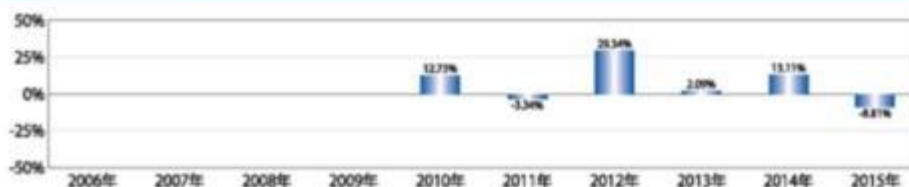
## &lt;主要な資産の状況&gt;

## 組入状況

ファンド名	純資産比率
ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド-AUDクラス	97.32%
国内マネー・マザーファンド	0.47%
合計	97.79%

## &lt;年間収益率の推移&gt;

暦年ベース



※基準価額は1万円当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を各ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※分配は1万円当たり・税引前の金額です。分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

※年間収益率は税引前の分配金を単純に計算して計算しています。なお、各ファンドにはベンチマークがありません。

※年間収益率は、2010年については設定時から12月までの収益率を記載しています。

※当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

※最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

2015年12月30日現在

## 通貨バスケットコース

## &lt;基準価額・純資産の推移&gt;

(2010年2月22日～2015年12月30日)



## &lt;分配の推移&gt;

2015年12月	120円
2015年11月	120円
2015年10月	120円
2015年9月	120円
2015年8月	120円
直近1年累計	1,260円
設定来累計	4,680円

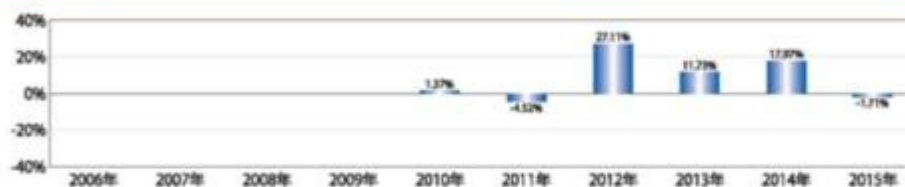
## &lt;主要な資産の状況&gt;

## 組入状況

ファンド名	純資産比率
ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド・カレンシー・バスケット・クラス	97.75%
国内マネー・マザーファンド	0.39%
合計	98.15%

## &lt;年間収益率の推移&gt;

暦年ベース



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を各ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※分配は1万口当たり・税引前の金額です。分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

※年間収益率は税引前の分配金を単純に合算して計算しています。なお、各ファンドにはベンチマークがありません。

※年間収益率は、2010年については設定時から12月末までの収益率を記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

## 運用実績

2015年12月30日現在

## マネープールファンド

## &lt;基準価額・純資産の推移&gt;

(2010年2月22日～2015年12月30日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。  
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

## &lt;分配の推移&gt;

年月	分配額(円)
2015年12月	0円
2015年6月	0円
2014年12月	0円
2014年6月	0円
2013年12月	0円
設定来累計	0円

※分配は1万口当たり・税引前の金額です。  
 ※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

## &lt;主要な資産の状況&gt;

## 資産配分

資産	純資産比率
債券現物	56.99%
その他資産	43.01%
合計	100.00%

※マザーファンドの保有口数に基づき計算した実質組入比率を記載しています。

## 組入上位5銘柄(国内マネー・マザーファンド)

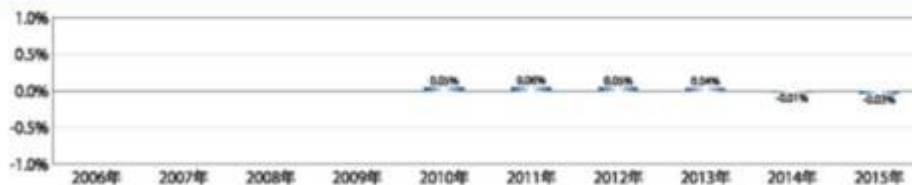
銘柄名	償還日	利率	純資産比率
第563回国庫短期証券	2016/01/18	-	29.13%
第567回国庫短期証券	2016/02/08	-	29.13%
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-

※純資産比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入銘柄数:2銘柄

## &lt;年間収益率の推移&gt;

暦年ベース



※税引前の分配金を単純に合算して計算しています。  
 ※当ファンドにはベンチマークがありません。  
 ※2010年については、設定時から12月末までの収益率を記載しています。

## ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンドの組入公社債等上位5銘柄(現地2015年12月7日現在)

銘柄名	国・地域	種類	比率
テナガ・ナショナル	マレーシア	社債券	4.83%
リライアンス・インダストリーズ	インド	社債券	4.20%
ハラプハン・インドネシア II	インドネシア	政府機関債	4.13%
大新銀行	香港	社債券	3.77%
ブルタミナ・ヘルセロ	インドネシア	政府機関債	3.46%

※UOBアセット・マネジメントからの情報を基に作成しています。  
 ※比率は、ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンドの組入公社債等を100%とした場合の割合で、小数第3位を四捨五入しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。  
 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。  
 ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

20

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

(イ) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

また、スイッチングにより各ファンドを買い付ける場合は、販売会社ごとに定める申込単位となります。スイッチングについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへの、「分配金再投資コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。ただし、マネープールファンドは、ご投資された資金を一時待機させておくためのものです。したがって、そのお買い付けは、「アジア・ウェイブ」構成ファンドからのスイッチングの場合に限定します。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

(ロ) 「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「アジア・ウェイブ アジア債券ファンド\*自動継続投資約款」(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結します。

・上記の\*には次の表の各通貨コースの名称をあてはめてご覧ください。

円コース	韓国ウォンコース	中国元コース	豪ドルコース	通貨バスケットコース
------	----------	--------	--------	------------

(ハ) 取得およびスイッチングの申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、各通貨コースについて、以下のいずれかに該当する日には、取得およびスイッチングの申し込みの受付は行いません。

	申込受付休止日
円コース、豪ドルコース、 通貨バスケットコース	シンガポール取引所の休業日 シンガポールの銀行の休業日
韓国ウォンコース	シンガポール取引所の休業日 シンガポールの銀行の休業日 韓国の銀行の休業日
中国元コース	シンガポール取引所の休業日 シンガポールの銀行の休業日 中国の銀行の休業日

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得およびスイッチングの申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得およびスイッチングの申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

## 2【換金（解約）手続等】



## 一部解約（解約請求によるご解約）

(イ) 受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

(ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(ニ) 一部解約の価額は、各通貨コースの場合は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とし、マネーボールファンドの場合は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。（ただし、マネーボールファンドにつきましては、インターネットホームページおよび日本経済新聞朝刊には掲載されません。）

(ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、各通貨コースにおいて、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(ヘ) 委託者は、各通貨コースにおいて、以下のいずれかに該当する日には、上記(イ)による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

	申込受付休止日
円コース、豪ドルコース、 通貨バスケットコース	シンガポール取引所の休業日 シンガポールの銀行の休業日
韓国ウォンコース	シンガポール取引所の休業日 シンガポールの銀行の休業日 韓国の銀行の休業日
中国元コース	シンガポール取引所の休業日 シンガポールの銀行の休業日 中国の銀行の休業日

(ト) 委託者は、各通貨コースにおいて、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所におけ

る取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき、マネープールファンドにおいては、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

(チ) 上記(ト)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（各通貨コースにおいて、この日が一部解約の実行の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記(ニ)の規定に準じて計算された価額とします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。（ただし、マネープールファンドにつきましては、インターネットホームページおよび日本経済新聞朝刊には掲載されません。）

各ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

#### <各通貨コース>

投資対象	評価方法
外国籍投資信託証券	原則として基準価額計算時に知りうる直近の日の基準価額で評価
内国証券投資信託 （親投資信託）	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

#### <マネープールファンド>

投資対象	評価方法
------	------

内国証券投資信託 （親投資信託）	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） 価格情報会社の提供する価額

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

各ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成32年2月10日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

## (4) 【計算期間】

## &lt;各通貨コース&gt;

各ファンドの計算期間は、原則として毎月9日から翌月8日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

## &lt;マネーブルファンド&gt;

当ファンドの計算期間は、原則として毎年6月9日から12月8日まで、12月9日から翌年6月8日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

## a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が、各通貨コースの場合は30億口、マネーブルファンドの場合は1億口を下回るようになった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、各通貨コースにおいて、信託終了前に、所定の運用の基本方針に基づき、投資を行ったアジア・ボンド・ファンドが償還、または次に掲げる事項の変更により商品の

同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. アジア・ボンド・ファンドの主要投資対象が変更となる場合
2. アジア・ボンド・ファンドの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合

(ハ) 委託者は、上記(イ)の事項について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしがたがいます。

(ニ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがひ、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ホ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c. 書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ヘ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更等」の規定にしたがひ、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### b. 投資信託約款の変更等

(イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記(イ)の事項(投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしたがひます。

(ハ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)および(ロ)の規定にしたがひます。

この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

#### c. 書面決議の手続き

(イ) 委託者は、上記「a. 信託の終了(投資信託契約の解約)」(イ)について、または「b. 投資信託約款の変更等」(イ)の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、各ファンドにかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発しま

す。

(ロ) 上記(イ)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ハ) 上記(イ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(ニ) 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、各ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ホ) 上記(イ)から(ニ)までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、各ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記「a. 信託の終了(投資信託契約の解約)」(ロ)の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(イ)から(ハ)までに規定する各ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(ヘ) 上記(イ)から(ホ)の規定にかかわらず、各ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### d. 反対受益者の受益権買取請求の不適用

各ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約(上記「a. 信託の終了(投資信託契約の解約)」(ロ)の場合を除きます。)または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### e. 運用報告書

委託者は、毎年6月、12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書(全体版)は、下記「f. 公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### f. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### g. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### h. 信託事務処理の再信託

(イ) 受託者は、各ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(ロ) 上記(イ)における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

i. 信託業務の委託等

(イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

(ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(ハ) 上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

j. 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

k. 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

#### 4【受益者の権利等】

a. 収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)に受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

**b．一部解約請求権**

受益者は、販売会社ごとに定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。ただし、各通貨コースにおいて、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

**c．償還金請求権**

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

### 第3【ファンドの経理状況】

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース  
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース  
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース  
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース  
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期特定期間（平成27年6月9日から平成27年12月8日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

アジア・ウェイブ マネープールファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間（平成27年6月9日から平成27年12月8日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

#### 1【財務諸表】



## 【アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第11期特定期間末 平成27年 6月 8日現在	第12期特定期間末 平成27年12月 8日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	13,253,087	11,973,123
投資信託受益証券	598,712,494	471,191,853
親投資信託受益証券	1,801,312	1,801,312
未収利息	18	16
流動資産合計	613,766,911	484,966,304
資産合計	613,766,911	484,966,304
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	3,328,736	2,737,269
未払受託者報酬	17,032	12,608
未払委託者報酬	601,797	445,471
その他未払費用	3,967	3,194
流動負債合計	3,951,532	3,198,542
負債合計	3,951,532	3,198,542
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	665,747,210	547,453,963
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	55,931,831	65,686,201
( 分配準備積立金 )	50,078,447	50,336,644
元本等合計	609,815,379	481,767,762
純資産合計	609,815,379	481,767,762
負債純資産合計	613,766,911	484,966,304

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期特定期間		第12期特定期間	
	自	平成26年12月9日 至 平成27年6月8日	自	平成27年6月9日 至 平成27年12月8日
営業収益				
受取配当金		26,445,541		23,244,663
受取利息		3,516		3,644
有価証券売買等損益		23,122,984		24,520,641
営業収益合計		3,326,073		1,272,334
営業費用				
受託者報酬		104,864		88,750
委託者報酬		3,705,175		3,135,712
その他費用		21,944		20,973
営業費用合計		3,831,983		3,245,435
営業利益		505,910		4,517,769
経常利益		505,910		4,517,769
当期純利益		505,910		4,517,769
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		150,730		109,570
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		41,209,331		55,931,831
剰余金増加額又は欠損金減少額		4,530,450		12,921,462
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		4,530,450		12,921,462
剰余金減少額又は欠損金増加額		65,703		167,335
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		65,703		167,335
分配金		18,530,607		18,100,298
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		55,931,831		65,686,201

## （ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第12期特定期間 自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第11期特定期間末 平成27年 6月 8日現在	第12期特定期間末 平成27年12月 8日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 665,747,210口	1. 特定期間末日における受益権の総数 547,453,963口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 55,931,831円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 65,686,201円
3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9160円 (1万口当たり純資産額) (9,160円)	3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8800円 (1万口当たり純資産額) (8,800円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第11期特定期間 自 平成26年12月 9日 至 平成27年 6月 8日	第12期特定期間 自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 8日

<p>分配金の計算過程</p>	<p>第58期（自 平成26年12月 9日 至 平成27年 1月 8日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,840,940円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（56,301,819円）及び分配準備積立金（42,405,024円）より分配対象収益は102,547,783円（1万口当たり1,438.20円）であり、うち2,852,068円（1万口当たり40円）を分配しております。</p> <p>第59期（自 平成27年 1月 9日 至 平成27年 2月 9日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,826,922円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（56,001,160円）及び分配準備積立金（43,155,238円）より分配対象収益は102,983,320円（1万口当たり1,452.32円）であり、うち2,836,331円（1万口当たり40円）を分配しております。</p> <p>第60期（自 平成27年 2月10日 至 平成27年 3月 9日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,881,711円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（54,875,717円）及び分配準備積立金（43,277,958円）より分配対象収益は102,035,386円（1万口当たり1,468.74円）であり、うち2,778,820円（1万口当たり40円）を分配しております。</p> <p>第61期（自 平成27年 3月10日 至 平成27年 4月 8日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,949,245円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（52,130,339円）及び分配準備積立金（44,634,367円）より分配対象収益は100,713,951円（1万口当たり1,487.72円）であり、うち3,384,811円（1万口当たり50円）を分配しております。</p> <p>第62期（自 平成27年 4月 9日 至 平成27年 5月 8日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,659,550円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（49,928,221円）及び分配準備積立金（46,414,008円）より分配対象収益は100,001,779円（1万口当たり1,492.61円）であり、うち3,349,841円（1万口当たり50円）を分配しております。</p>	<p>第64期（自 平成27年 6月 9日 至 平成27年 7月 8日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,524,459円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（44,696,743円）及び分配準備積立金（48,374,246円）より分配対象収益は96,595,448円（1万口当たり1,503.46円）であり、うち3,212,389円（1万口当たり50円）を分配しております。</p> <p>第65期（自 平成27年 7月 9日 至 平成27年 8月10日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,441,423円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（42,259,097円）及び分配準備積立金（49,301,365円）より分配対象収益は95,001,885円（1万口当たり1,508.66円）であり、うち3,148,502円（1万口当たり50円）を分配しております。</p> <p>第66期（自 平成27年 8月11日 至 平成27年 9月 8日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,444,915円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（40,099,458円）及び分配準備積立金（50,383,942円）より分配対象収益は93,928,315円（1万口当たり1,514.67円）であり、うち3,100,583円（1万口当たり50円）を分配しております。</p> <p>第67期（自 平成27年 9月 9日 至 平成27年10月 8日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,490,947円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（37,565,820円）及び分配準備積立金（50,250,337円）より分配対象収益は91,307,104円（1万口当たり1,523.83円）であり、うち2,995,946円（1万口当たり50円）を分配しております。</p> <p>第68期（自 平成27年10月 9日 至 平成27年11月 9日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,205,100円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（35,289,924円）及び分配準備積立金（50,399,753円）より分配対象収益は88,894,777円（1万口当たり1,529.69円）であり、うち2,905,609円（1万口当たり50円）を分配しております。</p>
-----------------	---	--

第63期（自 平成27年 5月 9日 至 平成27年 6月 8日）	第69期（自 平成27年11月10日 至 平成27年12月 8日）
計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,652,190円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（47,964,127円）及び分配準備積立金（48,090,625円）より分配対象収益は99,706,942円（1万口当たり1,497.65円）であり、うち3,328,736円（1万口当たり50円）を分配しております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,059,161円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（32,169,240円）及び分配準備積立金（48,919,844円）より分配対象収益は84,148,245円（1万口当たり1,537.06円）であり、うち2,737,269円（1万口当たり50円）を分配しております。

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

区分	第11期特定期間 自 平成26年12月 9日 至 平成27年 6月 8日	第12期特定期間 自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 8日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左

3.金融商品に係るリスクの管理体制	<p>コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

第11期特定期間末 平成27年 6月 8日現在	第12期特定期間末 平成27年12月 8日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。</p> <p>2.時価の算定方法 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2.時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

	第11期特定期間 自 平成26年12月 9日 至 平成27年 6月 8日	第12期特定期間 自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 8日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第11期特定期間末 平成27年 6月 8日現在	第12期特定期間末 平成27年12月 8日現在
期首元本額	734,366,121円	665,747,210円
期中追加設定元本額	1,018,255円	1,612,527円
期中一部解約元本額	69,637,166円	119,905,774円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第11期特定期間末 平成27年 6月 8日現在	第12期特定期間末 平成27年12月 8日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当特定期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	8,905,172	1,877,258
親投資信託受益証券	0	0
合計	8,905,172	1,877,258

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレン シー・ファンド - JPYクラス	586,643,244	471,191,853	
投資信託受益証券 小計		586,643,244	471,191,853	
親投資信託受益証券	国内マナー・マザーファンド	1,781,537	1,801,312	
親投資信託受益証券 小計		1,781,537	1,801,312	
	合計	588,424,781	472,993,165	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



## 【アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：円 )

	第11期特定期間末 平成27年 6月 8日現在	第12期特定期間末 平成27年12月 8日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	1,832,743	1,514,756
投資信託受益証券	50,723,002	39,303,300
親投資信託受益証券	230,132	230,132
未収利息	2	2
流動資産合計	52,785,879	41,048,190
資産合計	52,785,879	41,048,190
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	544,758	486,012
未払受託者報酬	1,430	1,058
未払委託者報酬	50,475	37,344
その他未払費用	318	261
流動負債合計	596,981	524,675
負債合計	596,981	524,675
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	38,911,319	34,715,169
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	13,277,579	5,808,346
( 分配準備積立金 )	12,985,610	10,898,155
元本等合計	52,188,898	40,523,515
純資産合計	52,188,898	40,523,515
負債純資産合計	52,785,879	41,048,190

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期特定期間		第12期特定期間	
	自	平成26年12月9日 至 平成27年6月8日	自	平成27年6月9日 至 平成27年12月8日
営業収益				
受取配当金		2,073,191		1,915,168
受取利息		329		334
有価証券売買等損益		629,262		5,419,702
営業収益合計		2,702,782		3,504,200
営業費用				
受託者報酬		8,426		7,184
委託者報酬		297,508		253,798
その他費用		1,696		1,654
営業費用合計		307,630		262,636
営業利益		2,395,152		3,766,836
経常利益		2,395,152		3,766,836
当期純利益		2,395,152		3,766,836
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		28,984		308,642
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		13,334,197		13,277,579
剰余金増加額又は欠損金減少額		109,146		189,510
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		109,146		189,510
剰余金減少額又は欠損金増加額		250,818		1,175,138
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		250,818		1,175,138
分配金		2,339,082		3,025,411
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		13,277,579		5,808,346

## （ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

区分	第12期特定期間 自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。

（ 貸借対照表に関する注記 ）

第11期特定期間末 平成27年 6月 8日現在	第12期特定期間末 平成27年12月 8日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 38,911,319口	1. 特定期間末日における受益権の総数 34,715,169口
2. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3412円 (1万口当たり純資産額) (13,412円)	2. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1673円 (1万口当たり純資産額) (11,673円)

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

区分	第11期特定期間 自 平成26年12月 9日 至 平成27年 6月 8日	第12期特定期間 自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 8日
分配金の計算過程	第58期（自 平成26年12月 9日 至 平成27年 1月 8日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（284,887円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（5,502,180円）及び分配準備積立金（12,585,121円）より分配対象収益は18,372,188円（1万口当たり4,671.23円）であり、うち235,982円（1万口当たり60円）を分配しております。	第64期（自 平成27年 6月 9日 至 平成27年 7月 8日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（301,732円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（5,034,954円）及び分配準備積立金（12,985,610円）より分配対象収益は18,322,296円（1万口当たり4,697.99円）であり、うち546,002円（1万口当たり140円）を分配しております。

<p>第59期（自 平成27年 1月 9日 至 平成27年 2月 9日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（312,524円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（5,518,462円）及び分配準備積立金（12,631,580円）より分配対象収益は18,462,566円（1万口当たり4,690.63円）であり、うち236,162円（1万口当たり60円）を分配しております。</p>	<p>第65期（自 平成27年 7月 9日 至 平成27年 8月10日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（299,085円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（4,930,434円）及び分配準備積立金（12,897,340円）より分配対象収益は18,126,859円（1万口当たり4,634.45円）であり、うち547,584円（1万口当たり140円）を分配しております。</p>
<p>第60期（自 平成27年 2月10日 至 平成27年 3月 9日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（317,822円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（70,280円）、信託約款に定める収益調整金（5,535,801円）及び分配準備積立金（12,707,942円）より分配対象収益は18,631,845円（1万口当たり4,729.14円）であり、うち236,386円（1万口当たり60円）を分配しております。</p>	<p>第66期（自 平成27年 8月11日 至 平成27年 9月 8日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（262,094円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（4,294,262円）及び分配準備積立金（11,189,491円）より分配対象収益は15,745,847円（1万口当たり4,575.58円）であり、うち481,776円（1万口当たり140円）を分配しております。</p>
<p>第61期（自 平成27年 3月10日 至 平成27年 4月 8日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（334,834円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（376,288円）、信託約款に定める収益調整金（5,377,202円）及び分配準備積立金（12,711,520円）より分配対象収益は18,799,844円（1万口当たり4,853.43円）であり、うち542,289円（1万口当たり140円）を分配しております。</p>	<p>第67期（自 平成27年 9月 9日 至 平成27年10月 8日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（297,498円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（4,171,085円）及び分配準備積立金（11,074,824円）より分配対象収益は15,543,407円（1万口当たり4,522.25円）であり、うち481,193円（1万口当たり140円）を分配しております。</p>
<p>第62期（自 平成27年 4月 9日 至 平成27年 5月 8日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（300,283円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（5,263,181円）及び分配準備積立金（13,035,293円）より分配対象収益は18,598,757円（1万口当たり4,790.79円）であり、うち543,505円（1万口当たり140円）を分配しております。</p>	<p>第68期（自 平成27年10月 9日 至 平成27年11月 9日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（297,097円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（4,085,357円）及び分配準備積立金（11,028,613円）より分配対象収益は15,411,067円（1万口当たり4,468.39円）であり、うち482,844円（1万口当たり140円）を分配しております。</p>
<p>第63期（自 平成27年 5月 9日 至 平成27年 6月 8日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（338,338円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（89,027円）、信託約款に定める収益調整金（5,149,528円）及び分配準備積立金（12,947,358円）より分配対象収益は18,524,251円（1万口当たり4,760.61円）であり、うち544,758円（1万口当たり140円）を分配しております。</p>	<p>第69期（自 平成27年11月10日 至 平成27年12月 8日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（264,484円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（4,045,346円）及び分配準備積立金（10,980,822円）より分配対象収益は15,290,652円（1万口当たり4,404.59円）であり、うち486,012円（1万口当たり140円）を分配しております。</p>

## 金融商品の状況に関する事項

区分	第11期特定期間 自 平成26年12月 9日 至 平成27年 6月 8日	第12期特定期間 自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

第11期特定期間末 平成27年 6月 8日現在	第12期特定期間末 平成27年12月 8日現在
----------------------------	----------------------------

<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2.時価の算定方法</p> <p>投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2.時価の算定方法</p> <p>同左</p>
--	---

（関連当事者との取引に関する注記）

	<p>第11期特定期間 自 平成26年12月 9日 至 平成27年 6月 8日</p>	<p>第12期特定期間 自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 8日</p>
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第11期特定期間末 平成27年 6月 8日現在	第12期特定期間末 平成27年12月 8日現在
期首元本額	39,319,574円	38,911,319円
期中追加設定元本額	325,745円	906,143円
期中一部解約元本額	734,000円	5,102,293円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第11期特定期間末 平成27年 6月 8日現在	第12期特定期間末 平成27年12月 8日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	1,050,012	1,126,823
親投資信託受益証券	0	0
合計	1,050,012	1,126,823

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

#### （４）【附属明細表】

##### 第１ 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレン シー・ファンド - KRWクラス	35,658,955	39,303,300	
投資信託受益証券 小計		35,658,955	39,303,300	
親投資信託受益証券	国内マネー・マザーファンド	227,606	230,132	
親投資信託受益証券 小計		227,606	230,132	
合計		35,886,561	39,533,432	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

##### 第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：円 )

	第11期特定期間末 平成27年 6月 8日現在	第12期特定期間末 平成27年12月 8日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	7,619,850	5,629,787
投資信託受益証券	194,546,000	160,493,463
親投資信託受益証券	700,874	700,874
未収利息	10	7
流動資産合計	202,866,734	166,824,131
資産合計	202,866,734	166,824,131
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	2,938,154	2,747,780
未払受託者報酬	5,489	4,313
未払委託者報酬	193,976	152,365
その他未払費用	1,269	1,086
流動負債合計	3,138,888	2,905,544
負債合計	3,138,888	2,905,544
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	146,907,747	137,389,019
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	52,820,099	26,529,568
( 分配準備積立金 )	51,321,428	39,291,422
元本等合計	199,727,846	163,918,587
純資産合計	199,727,846	163,918,587
負債純資産合計	202,866,734	166,824,131



## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期特定期間		第12期特定期間	
	自	平成26年12月9日 至 平成27年6月8日	自	平成27年6月9日 至 平成27年12月8日
営業収益				
受取配当金		8,918,396		9,659,054
受取利息		1,182		1,598
有価証券売買等損益		1,993,570		15,552,537
営業収益合計		10,913,148		5,891,885
営業費用				
受託者報酬		32,589		27,961
委託者報酬		1,151,527		987,906
その他費用		6,796		6,572
営業費用合計		1,190,912		1,022,439
営業利益		9,722,236		6,914,324
経常利益		9,722,236		6,914,324
当期純利益		9,722,236		6,914,324
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		655,590		504,166
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		62,129,830		52,820,099
剰余金増加額又は欠損金減少額		299,776		4,018,316
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		299,776		4,018,316
剰余金減少額又は欠損金増加額		8,745,270		7,532,947
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		8,745,270		7,532,947
分配金		11,242,063		16,365,742
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		52,820,099		26,529,568

## （ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第12期特定期間 自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第11期特定期間末 平成27年 6月 8日現在	第12期特定期間末 平成27年12月 8日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 146,907,747口	1. 特定期間末日における受益権の総数 137,389,019口
2. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3595円 (1万口当たり純資産額) (13,595円)	2. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1931円 (1万口当たり純資産額) (11,931円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第11期特定期間 自 平成26年12月 9日 至 平成27年 6月 8日	第12期特定期間 自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 8日
分配金の計算過程	第58期（自 平成26年12月 9日 至 平成27年 1月 8日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（929,647円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（14,686,232円）及び分配準備積立金（51,755,457円）より分配対象収益は67,371,336円（1万口当たり4,456.34円）であり、うち755,901円（1万口当たり50円）を分配しております。	第64期（自 平成27年 6月 9日 至 平成27年 7月 8日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,436,555円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（11,626,315円）及び分配準備積立金（46,747,334円）より分配対象収益は59,810,204円（1万口当たり4,464.64円）であり、うち2,679,274円（1万口当たり200円）を分配しております。

<p>第59期（自 平成27年 1月 9日 至 平成27年 2月 9日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（931,083円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（14,719,148円）及び分配準備積立金（51,928,915円）より分配対象収益は67,579,146円（1万口当たり4,467.88円）であり、うち756,271円（1万口当たり50円）を分配しております。</p> <p>第60期（自 平成27年 2月10日 至 平成27年 3月 9日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,090,542円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（14,693,945円）及び分配準備積立金（51,899,448円）より分配対象収益は67,683,935円（1万口当たり4,490.40円）であり、うち753,648円（1万口当たり50円）を分配しております。</p> <p>第61期（自 平成27年 3月10日 至 平成27年 4月 8日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,779,007円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（14,576,190円）及び分配準備積立金（52,387,072円）より分配対象収益は68,742,269円（1万口当たり4,558.37円）であり、うち3,016,079円（1万口当たり200円）を分配しております。</p> <p>第62期（自 平成27年 4月 9日 至 平成27年 5月 8日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,650,975円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（14,102,201円）及び分配準備積立金（51,753,216円）より分配対象収益は67,506,392円（1万口当たり4,467.63円）であり、うち3,022,010円（1万口当たり200円）を分配しております。</p> <p>第63期（自 平成27年 5月 9日 至 平成27年 6月 8日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,754,936円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（2,428,939円）、信託約款に定める収益調整金（13,223,856円）及び分配準備積立金（49,488,076円）より分配対象収益は66,895,807円（1万口当たり4,553.57円）であり、うち2,938,154円（1万口当たり200円）を分配しております。</p>	<p>第65期（自 平成27年 7月 9日 至 平成27年 8月10日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,521,429円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（13,244,265円）及び分配準備積立金（46,040,470円）より分配対象収益は60,806,164円（1万口当たり4,376.78円）であり、うち2,778,566円（1万口当たり200円）を分配しております。</p> <p>第66期（自 平成27年 8月11日 至 平成27年 9月 8日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,459,818円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（12,817,244円）及び分配準備積立金（44,096,642円）より分配対象収益は58,373,704円（1万口当たり4,285.02円）であり、うち2,724,540円（1万口当たり200円）を分配しております。</p> <p>第67期（自 平成27年 9月 9日 至 平成27年10月 8日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,551,848円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（12,335,496円）及び分配準備積立金（43,131,899円）より分配対象収益は57,019,243円（1万口当たり4,199.59円）であり、うち2,715,455円（1万口当たり200円）を分配しております。</p> <p>第68期（自 平成27年10月 9日 至 平成27年11月 9日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,525,837円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（12,796,307円）及び分配準備積立金（41,636,980円）より分配対象収益は55,959,124円（1万口当たり4,114.44円）であり、うち2,720,127円（1万口当たり200円）を分配しております。</p> <p>第69期（自 平成27年11月10日 至 平成27年12月 8日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,441,448円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（13,886,046円）及び分配準備積立金（39,910,809円）より分配対象収益は55,238,303円（1万口当たり4,020.57円）であり、うち2,747,780円（1万口当たり200円）を分配しております。</p>
---	---

（金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

区分	第11期特定期間 自 平成26年12月 9日 至 平成27年 6月 8日	第12期特定期間 自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

第11期特定期間末 平成27年 6月 8日現在	第12期特定期間末 平成27年12月 8日現在
----------------------------	----------------------------

<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2.時価の算定方法</p> <p>投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2.時価の算定方法</p> <p>同左</p>
--	---

（関連当事者との取引に関する注記）

	<p>第11期特定期間 自 平成26年12月 9日 至 平成27年 6月 8日</p>	<p>第12期特定期間 自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 8日</p>
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第11期特定期間末 平成27年 6月 8日現在	第12期特定期間末 平成27年12月 8日現在
期首元本額	171,001,094円	146,907,747円
期中追加設定元本額	900,691円	15,640,029円
期中一部解約元本額	24,994,038円	25,158,757円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第11期特定期間末 平成27年 6月 8日現在	第12期特定期間末 平成27年12月 8日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	7,883,039	2,182,922
親投資信託受益証券	0	0
合計	7,883,039	2,182,922

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレン シー・ファンド - CNYクラス	139,039,646	160,493,463	
投資信託受益証券 小計		139,039,646	160,493,463	
親投資信託受益証券	国内マネー・マザーファンド	693,180	700,874	
親投資信託受益証券 小計		693,180	700,874	
合計		139,732,826	161,194,337	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：円 )

	第11期特定期間末 平成27年 6月 8日現在	第12期特定期間末 平成27年12月 8日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	8,791,498	8,099,751
投資信託受益証券	224,162,184	168,445,615
親投資信託受益証券	801,311	801,311
未収利息	12	11
流動資産合計	233,755,005	177,346,688
資産合計	233,755,005	177,346,688
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	3,715,803	3,328,814
未払解約金	-	1,345,200
未払受託者報酬	6,467	4,475
未払委託者報酬	228,486	158,022
その他未払費用	1,498	1,125
流動負債合計	3,952,254	4,837,636
負債合計	3,952,254	4,837,636
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	218,576,657	195,812,601
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	11,226,094	23,303,549
( 分配準備積立金 )	63,872,727	54,626,999
元本等合計	229,802,751	172,509,052
純資産合計	229,802,751	172,509,052
負債純資産合計	233,755,005	177,346,688

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期特定期間		第12期特定期間	
	自	平成26年12月 9日 至 平成27年 6月 8日	自	平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 8日
営業収益				
受取配当金		15,029,167		13,131,063
受取利息		1,965		1,296
有価証券売買等損益		27,088,987		27,716,569
営業収益合計		12,057,855		14,584,210
営業費用				
受託者報酬		41,024		31,572
委託者報酬		1,449,479		1,115,410
その他費用		8,492		7,415
営業費用合計		1,498,995		1,154,397
営業利益		13,556,850		15,738,607
経常利益		13,556,850		15,738,607
当期純利益		13,556,850		15,738,607
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		331,628		169,111
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		42,748,235		11,226,094
剰余金増加額又は欠損金減少額		26,739		2,901,988
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		2,896,746
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		26,739		5,242
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,961,658		445,283
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,961,658		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		445,283
分配金		16,362,000		21,078,630
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		11,226,094		23,303,549



## （ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第12期特定期間 自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第11期特定期間末 平成27年 6月 8日現在	第12期特定期間末 平成27年12月 8日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 218,576,657口	1. 特定期間末日における受益権の総数 195,812,601口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 -	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 23,303,549円
3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0514円 (1万口当たり純資産額) (10,514円)	3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8810円 (1万口当たり純資産額) (8,810円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第11期特定期間 自 平成26年12月 9日 至 平成27年 6月 8日	第12期特定期間 自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 8日

<p>分配金の計算過程</p>	<p>第58期(自平成26年12月9日至平成27年1月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,352,866円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(48,334,241円)及び分配準備積立金(70,176,313円)より分配対象収益は120,863,420円(1万口当たり4,876.92円)であり、うち1,734,782円(1万口当たり170円)を分配しております。</p> <p>第59期(自平成27年1月9日至平成27年2月9日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,339,915円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(48,055,894円)及び分配準備積立金(70,364,801円)より分配対象収益は120,760,610円(1万口当たり4,902.09円)であり、うち1,724,407円(1万口当たり170円)を分配しております。</p> <p>第60期(自平成27年2月10日至平成27年3月9日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,383,038円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(45,734,094円)及び分配準備積立金(67,560,113円)より分配対象収益は115,677,245円(1万口当たり4,935.35円)であり、うち1,640,691円(1万口当たり170円)を分配しております。</p> <p>第61期(自平成27年3月10日至平成27年4月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,189,850円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(42,855,732円)及び分配準備積立金(65,398,222円)より分配対象収益は110,443,804円(1万口当たり4,965.42円)であり、うち3,781,225円(1万口当たり170円)を分配しております。</p> <p>第62期(自平成27年4月9日至平成27年5月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,300,189円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(41,262,795円)及び分配準備積立金(64,947,877円)より分配対象収益は108,510,861円(1万口当たり4,899.43円)であり、うち3,765,092円(1万口当たり170円)を分配しております。</p>	<p>第64期(自平成27年6月9日至平成27年7月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,109,737円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(37,957,721円)及び分配準備積立金(63,872,727円)より分配対象収益は103,940,185円(1万口当たり4,753.09円)であり、うち3,717,537円(1万口当たり170円)を分配しております。</p> <p>第65期(自平成27年7月9日至平成27年8月10日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,100,880円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(37,271,421円)及び分配準備積立金(63,686,339円)より分配対象収益は103,058,640円(1万口当たり4,678.55円)であり、うち3,744,722円(1万口当たり170円)を分配しております。</p> <p>第66期(自平成27年8月11日至平成27年9月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,024,845円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(34,831,003円)及び分配準備積立金(60,060,520円)より分配対象収益は96,916,368円(1万口当たり4,606.49円)であり、うち3,576,633円(1万口当たり170円)を分配しております。</p> <p>第67期(自平成27年9月9日至平成27年10月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,144,661円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(31,667,747円)及び分配準備積立金(55,921,238円)より分配対象収益は89,733,646円(1万口当たり4,546.79円)であり、うち3,355,041円(1万口当たり170円)を分配しております。</p> <p>第68期(自平成27年10月9日至平成27年11月9日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,864,250円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(30,669,466円)及び分配準備積立金(55,734,202円)より分配対象収益は88,267,918円(1万口当たり4,471.41円)であり、うち3,355,883円(1万口当たり170円)を分配しております。</p>
-----------------	--	---

第63期（自 平成27年 5月 9日 至 平成27年 6月 8日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,115,248円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（39,330,975円）及び分配準備積立金（64,052,533円）より分配対象収益は105,498,756円（1万口当たり4,826.60円）であり、うち3,715,803円（1万口当たり170円）を分配しております。	第69期（自 平成27年11月10日 至 平成27年12月 8日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,964,803円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（29,416,804円）及び分配準備積立金（54,816,134円）より分配対象収益は86,197,741円（1万口当たり4,402.04円）であり、うち3,328,814円（1万口当たり170円）を分配しております。
---	--

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

区分	第11期特定期間 自 平成26年12月 9日 至 平成27年 6月 8日	第12期特定期間 自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 8日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左

3.金融商品に係るリスクの管理体制	<p>コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

第11期特定期間末 平成27年 6月 8日現在	第12期特定期間末 平成27年12月 8日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。</p> <p>2.時価の算定方法 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2.時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

	第11期特定期間 自 平成26年12月 9日 至 平成27年 6月 8日	第12期特定期間 自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 8日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第11期特定期間末 平成27年 6月 8日現在	第12期特定期間末 平成27年12月 8日現在
期首元本額	247,790,715円	218,576,657円
期中追加設定元本額	355,942円	5,317,886円
期中一部解約元本額	29,570,000円	28,081,942円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第11期特定期間末 平成27年 6月 8日現在	第12期特定期間末 平成27年12月 8日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	396,252	4,692,913
親投資信託受益証券	0	0
合計	396,252	4,692,913

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレン シー・ファンド - AUDクラス	199,698,418	168,445,615	
投資信託受益証券 小計		199,698,418	168,445,615	
親投資信託受益証券	国内マネー・マザーファンド	792,515	801,311	
親投資信託受益証券 小計		792,515	801,311	
合計		200,490,933	169,246,926	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：円 )

	第11期特定期間末 平成27年 6月 8日現在	第12期特定期間末 平成27年12月 8日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	36,998,000	29,778,806
投資信託受益証券	1,236,422,684	1,015,141,812
親投資信託受益証券	4,004,371	4,004,371
未収利息	52	41
流動資産合計	1,277,425,107	1,048,925,030
資産合計	1,277,425,107	1,048,925,030
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	13,042,310	12,002,111
未払解約金	-	2,089
未払受託者報酬	34,700	27,006
未払委託者報酬	1,226,049	954,198
その他未払費用	8,085	6,849
流動負債合計	14,311,144	12,992,253
負債合計	14,311,144	12,992,253
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,086,859,191	1,000,175,984
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	176,254,772	35,756,793
( 分配準備積立金 )	228,989,055	203,533,939
元本等合計	1,263,113,963	1,035,932,777
純資産合計	1,263,113,963	1,035,932,777
負債純資産合計	1,277,425,107	1,048,925,030

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期特定期間		第12期特定期間	
	自	平成26年12月 9日 至 平成27年 6月 8日	自	平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 8日
営業収益				
受取配当金		58,211,290		52,961,548
受取利息		7,901		6,741
有価証券売買等損益		24,637,747		107,280,872
営業収益合計		33,581,444		54,312,583
営業費用				
受託者報酬		208,969		181,744
委託者報酬		7,383,522		6,421,626
その他費用		43,838		43,037
営業費用合計		7,636,329		6,646,407
営業利益		25,945,115		60,958,990
経常利益		25,945,115		60,958,990
当期純利益		25,945,115		60,958,990
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		436,154		1,453,417
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		220,147,974		176,254,772
剰余金増加額又は欠損金減少額		617,943		438,447
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		617,943		438,447
剰余金減少額又は欠損金増加額		9,866,796		6,872,436
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		9,866,796		6,872,436
分配金		60,153,310		74,558,417
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		176,254,772		35,756,793



## （ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第12期特定期間 自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第11期特定期間末 平成27年 6月 8日現在	第12期特定期間末 平成27年12月 8日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 1,086,859,191口	1. 特定期間末日における受益権の総数 1,000,175,984口
2. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1622円 (1万口当たり純資産額) (11,622円)	2. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0358円 (1万口当たり純資産額) (10,358円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第11期特定期間 自 平成26年12月 9日 至 平成27年 6月 8日	第12期特定期間 自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 8日
分配金の計算過程	第58期（自 平成26年12月 9日 至 平成27年 1月 8日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,521,374円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（101,693,569円）及び分配準備積立金（236,262,232円）より分配対象収益は346,477,175円（1万口当たり3,016.26円）であり、うち6,892,144円（1万口当たり60円）を分配しております。	第64期（自 平成27年 6月 9日 至 平成27年 7月 8日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,046,349円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（82,688,177円）及び分配準備積立金（226,418,881円）より分配対象収益は317,153,407円（1万口当たり2,950.96円）であり、うち12,896,884円（1万口当たり120円）を分配しております。

<p>第59期（自 平成27年 1月 9日 至 平成27年 2月 9日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,980,474円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（101,734,757円）及び分配準備積立金（237,891,462円）より分配対象収益は348,606,693円（1万口当たり3,034.44円）であり、うち6,892,980円（1万口当たり60円）を分配しております。</p> <p>第60期（自 平成27年 2月10日 至 平成27年 3月 9日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,228,145円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（99,121,860円）及び分配準備積立金（233,818,413円）より分配対象収益は342,168,418円（1万口当たり3,057.78円）であり、うち6,714,024円（1万口当たり60円）を分配しております。</p> <p>第61期（自 平成27年 3月10日 至 平成27年 4月 8日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,599,344円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（96,998,584円）及び分配準備積立金（236,221,698円）より分配対象収益は341,819,626円（1万口当たり3,075.47円）であり、うち13,337,199円（1万口当たり120円）を分配しております。</p> <p>第62期（自 平成27年 4月 9日 至 平成27年 5月 8日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,306,642円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（92,732,814円）及び分配準備積立金（234,227,743円）より分配対象収益は335,267,199円（1万口当たり3,030.73円）であり、うち13,274,653円（1万口当たり120円）を分配しております。</p> <p>第63期（自 平成27年 5月 9日 至 平成27年 6月 8日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,178,674円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（87,365,349円）及び分配準備積立金（229,048,684円）より分配対象収益は325,592,707円（1万口当たり2,995.71円）であり、うち13,042,310円（1万口当たり120円）を分配しております。</p>	<p>第65期（自 平成27年 7月 9日 至 平成27年 8月10日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,186,799円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（78,220,066円）及び分配準備積立金（222,408,898円）より分配対象収益は308,815,763円（1万口当たり2,908.53円）であり、うち12,741,090円（1万口当たり120円）を分配しております。</p> <p>第66期（自 平成27年 8月11日 至 平成27年 9月 8日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,817,162円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（73,700,545円）及び分配準備積立金（217,479,109円）より分配対象収益は298,996,816円（1万口当たり2,863.96円）であり、うち12,527,914円（1万口当たり120円）を分配しております。</p> <p>第67期（自 平成27年 9月 9日 至 平成27年10月 8日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,485,890円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（69,266,825円）及び分配準備積立金（211,504,882円）より分配対象収益は289,257,597円（1万口当たり2,827.48円）であり、うち12,276,178円（1万口当たり120円）を分配しております。</p> <p>第68期（自 平成27年10月 9日 至 平成27年11月 9日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,263,784円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（65,419,805円）及び分配準備積立金（207,948,031円）より分配対象収益は281,631,620円（1万口当たり2,789.74円）であり、うち12,114,240円（1万口当たり120円）を分配しております。</p> <p>第69期（自 平成27年11月10日 至 平成27年12月 8日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,399,999円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（61,917,658円）及び分配準備積立金（205,135,523円）より分配対象収益は274,453,180円（1万口当たり2,744.03円）であり、うち12,002,111円（1万口当たり120円）を分配しております。</p>
---	--

（金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

区分	第11期特定期間 自 平成26年12月 9日 至 平成27年 6月 8日	第12期特定期間 自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

第11期特定期間末 平成27年 6月 8日現在	第12期特定期間末 平成27年12月 8日現在
----------------------------	----------------------------

<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2.時価の算定方法</p> <p>投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2.時価の算定方法</p> <p>同左</p>
--	---

（関連当事者との取引に関する注記）

	<p>第11期特定期間 自 平成26年12月 9日 至 平成27年 6月 8日</p>	<p>第12期特定期間 自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 8日</p>
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第11期特定期間末 平成27年 6月 8日現在	第12期特定期間末 平成27年12月 8日現在
期首元本額	1,151,873,391円	1,086,859,191円
期中追加設定元本額	4,467,088円	5,153,946円
期中一部解約元本額	69,481,288円	91,837,153円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第11期特定期間末 平成27年 6月 8日現在	第12期特定期間末 平成27年12月 8日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	48,226,775	1,782,238
親投資信託受益証券	0	0
合計	48,226,775	1,782,238

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - カレンシー・バスケット・クラス	1,048,375,310	1,015,141,812	
投資信託受益証券 小計		1,048,375,310	1,015,141,812	
親投資信託受益証券	国内マネー・マザーファンド	3,960,411	4,004,371	
親投資信託受益証券 小計		3,960,411	4,004,371	
合計		1,052,335,721	1,019,146,183	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【アジア・ウェイブ マネープールファンド】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第11期 平成27年 6月 8日現在	第12期 平成27年12月 8日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	7,486	22,248
親投資信託受益証券	994,552	979,551
流動資産合計	1,002,038	1,001,799
資産合計	1,002,038	1,001,799
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	150	152
未払委託者報酬	88	87
流動負債合計	238	239
負債合計	238	239
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,000,000	1,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	1,800	1,560
( 分配準備積立金 )	1,691	1,691
元本等合計	1,001,800	1,001,560
純資産合計	1,001,800	1,001,560
負債純資産合計	1,002,038	1,001,799

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位 : 円 )

	第11期		第12期	
	自	平成26年12月 9日 至 平成27年 6月 8日	自	平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 8日
営業収益				
有価証券売買等損益		99		1
営業収益合計		99		1
営業費用				
受託者報酬		150		152
委託者報酬		88		87
営業費用合計		238		239
営業利益		139		240
経常利益		139		240
当期純利益		139		240
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		-		-
期首剰余金又は期首欠損金 ( )		1,939		1,800
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金 ( )		1,800		1,560

## （ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

区分	第12期
	自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 8日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（ 貸借対照表に関する注記 ）

第11期 平成27年 6月 8日現在	第12期 平成27年12月 8日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数 1,000,000口	1. 計算期間末日における受益権の総数 1,000,000口
2. 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0018円 (1万口当たり純資産額) (10,018円)	2. 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0016円 (1万口当たり純資産額) (10,016円)

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

区分	第11期 自 平成26年12月 9日 至 平成27年 6月 8日	第12期 自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 8日
	分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（348円）及び分配準備積立金（1,691円）より分配対象収益は2,039円（1万口当たり20.39円）であります。分配を行っておりません。

（ 金融商品に関する注記 ）

金融商品の状況に関する事項

区分	第11期 自 平成26年12月 9日 至 平成27年 6月 8日	第12期 自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 8日
	1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。



2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

第11期 平成27年 6月 8日現在	第12期 平成27年12月 8日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2.時価の算定方法 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2.時価の算定方法 同左</p>

## （関連当事者との取引に関する注記）

	第11期 自 平成26年12月 9日 至 平成27年 6月 8日	第12期 自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 8日
	該当事項はありません。	同左

## （その他の注記）

## 1 元本の移動

区分	第11期 平成27年 6月 8日現在	第12期 平成27年12月 8日現在
期首元本額	1,000,000円	1,000,000円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	- 円	- 円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	第11期 平成27年 6月 8日現在	第12期 平成27年12月 8日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	99	1
合計	99	1

## 3 デリバティブ取引等関係

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （4）【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	国内マネー・マザーファンド	968,798	979,551	
	合計	968,798	979,551	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

### (参考)

アジア・ウェイブの各通貨コースは、「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - JPYクラス」、「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - KRWクラス」、「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - CNYクラス」、「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - AUDクラス」及び「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - カレンシー・バスケット・クラス」各受益証券をそれぞれ主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これら受益証券であります。

また、アジア・ウェイブの各通貨コース及びアジア・ウェイブ マネープールファンドは、「国内マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - JPYクラス」、「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - KRWクラス」、「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - CNYクラス」、「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - AUDクラス」及び「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - カレンシー・バスケット・クラス」は、「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド」の個別クラスとなっております。

「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド」はケイマンの法律に基づき設立された円建外国証券投資信託であります。同ファンドの平成27年6月30日現在の財務書類は、国際財務報告基準に従い作成されておりますが、独立監査人の監査を受けておりません。

同ファンドの「財政状態計算書」、「包括利益計算書」、「受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書」、「キャッシュ・フロー計算書」及び財務書類に対する注記は、同ファンドの副管理事務代行会社であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・シンガポール支店から入手した財務書類の原文の一部を翻訳・抜粋したものであります。

### (1) 財政状態計算書(無監査)

2015年6月30日現在

	2015年6月30日現在	2014年12月31日現在
資産	注記 日本円	日本円

<b>流動資産</b>			
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	4,5,6	5,027,504,499	9,605,728,923
受益証券保有者に対する債権		105,989,095	1,490,648
ブローカーに対する債権		48,892,147	156,691,395
現金および現金同等物	7	632,450,671	545,967,899
証拠金勘定	8	85,091,537	106,991,003
資産合計		5,899,927,949	10,416,869,868
<b>負債</b>			
<b>流動負債</b>			
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	4,5,6	60,574,093	179,681,613
受益証券保有者に対する債務		24,505,190	168,945,628
受益証券保有者に対する未払分配金		45,317,947	75,829,293
ブローカーに対する債務		24,443,333	-
未払費用	9	12,176,392	19,405,990
負債合計（受益証券保有者に帰属する純資産を除きます。）		167,016,955	443,862,524
受益証券保有者に帰属する純資産		5,732,910,994	9,973,007,344

添付の注記は、本財務書類と不可分の一部です。

(2) 包括利益計算書（無監査）

2015年6月30日に終了した半年間

	注記	2015年6月30日に 終了した半年間 日本円	2014年6月30日に 終了した半年間 日本円
<b>収益</b>			
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る公正価値の純変動額		53,568,265	814,622,310
為替差益/（差損）純額		18,292,989	(61,950,459)
投資純収益合計		71,861,254	752,671,851
<b>費用</b>			
投資顧問会社報酬	12	10,946,553	19,570,767
受託会社報酬および管理事務代行会社報酬	12	6,870,251	5,686,319
保管受託銀行報酬	12	4,126,278	4,579,102
取引費用		14,654	200,321
専門家報酬		-	19,635
支払利息		150,618	335,577
その他の営業費用		3,453,756	3,792,642
営業費用合計		25,562,110	34,184,363
営業利益		46,299,144	718,487,488
<b>金融費用</b>			
受益証券保有者に対する分配金	11	(334,641,704)	(560,045,554)
分配金控除後税引前（損失）/利益		(288,342,560)	158,441,934
源泉税		-	-
分配金控除後税引後（損失）/利益		(288,342,560)	158,441,934

添付の注記は、本財務書類と不可分の一部です。

## (3) 受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書(無監査)

2015年6月30日に終了した半年間

注記	2015年6月30日に 終了した半年間	2014年6月30日に 終了した半年間
	合計 日本円	合計 日本円
受益証券保有者に帰属する純資産期首 残高	9,973,007,344	14,751,590,452
受益証券の発行	10 340,797,762	4,998,838,223
受益証券の償還	10 (4,292,551,552)	(7,634,375,514)
受益証券の発行/償還による純(減少) 額	(3,951,753,790)	(2,635,537,291)
分配金控除後税引後(損失)/利益	(288,342,560)	158,441,934
受益証券保有者に帰属する純資産	5,732,910,994	12,274,495,095

添付の注記は、本財務書類と不可分の一部です。

## (4) キャッシュ・フロー計算書(無監査)

2015年6月30日に終了した半年間

注記	2015年6月30日に 終了した半年間	2014年6月30日に 終了した半年間
	日本円	日本円
営業活動によるキャッシュ・フロー		
当半年間の営業利益	46,299,144	718,487,488
調整:		
- 支払利息	150,618	335,577
運転資本変動前営業キャッシュ・フロー	46,449,762	718,823,065
営業資産・負債の変動		
- ブローカーに対する債権の減少/(増加)	107,799,248	(397,809,209)
- ブローカーに対する債務の増加	24,443,333	205,701,471
- 未払費用の(減少)	(7,229,598)	(6,163,226)
- 純損益を通じて公正価値で測定する金融 資産の減少	4,578,224,424	2,595,831,724
- 純損益を通じて公正価値で測定する金融 負債の(減少)	(119,107,520)	(256,530,806)
- 証拠金勘定の減少	21,899,466	111,974,388
営業活動によるキャッシュ 利息の支払	4,652,479,115 (150,618)	2,971,827,407 (335,577)
営業活動による正味キャッシュ	4,652,328,497	2,971,491,830
財務活動によるキャッシュ・フロー		
受益証券保有者に対する支払分配金	(365,153,050)	(579,790,651)
受益証券の発行による収入	236,299,315	5,007,517,557
受益証券の償還による支払	(4,436,991,990)	(7,570,558,876)
財務活動(に使用された)正味キャッシュ	(4,565,845,725)	(3,142,831,970)
現金および現金同等物の純増加/(減少)額	86,482,772	(171,340,140)

現金および現金同等物の期首残高		545,967,899	1,397,372,453
現金および現金同等物の期末残高	7	632,450,671	1,226,032,313

添付の注記は、本財務書類と不可分の一部です。

## (5) 財務書類に対する注記(無監査)

2015年6月30日に終了した半年間

### 1. 一般的情報

ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド(ユナイテッド・マルチ・アセット・ストラテジー・ファンドのサブ・ファンド)(以下「当ファンド」といいます。)は、ケイマン諸島で設定され、籍を置いています。当ファンドの登記上の事務所の住所は、ケイマン諸島、P.O. Box 31371, Camana Bay, 72 Market Street, Cassia Court, 2nd Floor Suite 2204, Grand Cayman KY1 - 1206です。当ファンドは、2010年2月2日に設立され、2010年2月23日に運用を開始しました。

当ファンドは、主としてアジアおよびオセアニアの公共団体および民間企業が発行した負債証券に投資することで、安定した収益および長期的な自己資本の増価を達成することを目的としています。

当ファンドの投資活動は、シンガポール法に基づき設立された会社であるUOBアセット・マネジメント・リミテッド(以下「投資顧問会社」といいます。)により管理されています。BNY メロン ファンド・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」といいます。)が当ファンドの受託会社を務め、受託業務および管理事務代行業務を提供しています。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・シンガポール支店が当ファンドの副管理事務代行会社に任命されています。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションは受託会社の持株会社であり、当ファンドの保管受託銀行です。

当ファンドは、ユナイテッド・マルチ・アセット・ストラテジー・ファンドの私募発行覚書の付属書類1に定められているとおり、以下の受益証券のクラス、すなわち、JPYクラス、KRWクラス、CNYクラス、AUDクラス、およびカレンシー・バスケット・クラス(以下それぞれ「クラス」といいます。)について売出しが行われています。

### 2. 重要な会計方針の要約

本財務書類の作成に際して適用された主要な会計方針は、以下のとおりです。

#### 2.1 作成の基礎

当ファンドの財務書類は、国際財務報告基準(以下「IFRS」といいます。)に準拠して作成されています。本財務書類は取得原価主義に基づき作成されていますが、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の再評価によって修正されています。

IFRSに準拠した財務書類の作成には、一定の重要な会計上の見積りの使用が要求されています。また、IFRSに準拠した財務書類の作成では、当ファンドの会計方針を適用する過程で経営者が判断を行うことが要求されています。

本財務書類中の純資産に対する言及はすべて、それ以外の明記がない限り、受益証券保有者に帰属する純資産を指しています。

財政状態計算書は、資産および負債を流動性の低い方から順に表示しており、流動性のあるものと非流動性のものとを区別していません。当ファンドのすべての資産および負債は売買目的の保有か、または、1年以内に実現することが見込まれるものです。

#### (a) 2014年1月1日に発効している基準、修正、および解釈指針

多くの新基準、基準の修正、および解釈指針が公表されており、2014年1月1日以後開始する会計年度から発効され、当該財務書類の作成において適用されています。

IAS第32号の修正「金融資産と金融負債の相殺」は、2014年1月1日以後開始する年度から発効されます。これらの修正は、IAS第32号の相殺基準を明確にしており、適用における不整合に対処しています。これは、「法的に強制可能な相殺の権利を現在有している」の意味、および一部の総額決済システムが純額決済と同等とみなされる場合の明確化を含んでいます。当該修正は、当ファンドの財政状態または業績に重要な影響を及ぼさない見込みですが、財務書類に対する注記に追加の開示が行われることになりました。

#### (b) 公表済であるが2014年1月1日に開始する会計年度においてまだ未発効でありかつ早期適用されていない

## 新基準、修正、および解釈指針

多くの新基準、基準の修正、および解釈指針は2014年1月1日より後に開始する年度から発効されますが、当該財務書類の作成においては適用されていません。

IFRS第9号「金融商品」は金融資産および金融負債の分類、測定および認識に関する基準です。IFRS第9号は2009年11月に公表され、2010年10月にアップデートされました。当該基準は、金融商品の分類および測定に関するIAS第39号を部分的に置き換えるものです。IFRS第9号は、金融資産を公正価値で測定するものと償却原価で測定するものの2つのカテゴリーに分類するよう求めています。分類の決定は当初認識時に行われます。分類は、その金融資産を管理する企業のビジネスモデルと、その金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいて決定されます。金融負債については、IAS第39号の規定とおおむね同様です。主な変更は、金融負債に公正価値オプションが選択されている場合、自己の信用リスクの変化に起因する公正価値の変動の一部が、会計上のミスマッチを引き起こさない限り、損益計算書ではなくその他の包括利益に認識される点です。当ファンドは、この修正による潜在的影響を現在評価中であり、IFRS第9号を、遅くとも2018年1月1日以後開始する会計年度から適用する予定です。

## 2.2 外貨換算

### (a) 機能通貨および表示通貨

当ファンドは、日本円をファンドの機能通貨としています。これは、日本が、当ファンドが資金を調達しエクスポージャーを有する主たる経済環境であるためです。本財務書類は、当ファンドの機能通貨および表示通貨である日本円で表示されています。

### (b) 取引および残高

外貨建取引は、取引日現在の実勢為替レートを使用して日本円に換算されます。外貨建資産・負債は、財政状態計算書日現在の実勢為替レートを使用して日本円に換算されます。換算から生じた為替差損益は、包括利益計算書に計上されます。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に関連する為替差損益は、包括利益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る公正価値の純変動額」に表示されます。

## 2.3 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

### (a) 分類

当ファンドは、負債証券に対する投資を、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。これらの金融資産は、売買目的保有に分類されていませんが、当ファンドの文書化された投資戦略に従って、公正価値ベースで管理され、かつ、その収益実績が評価されています。

当ファンドはデリバティブをヘッジ関係におけるヘッジとして指定していないため、デリバティブは、売買目的保有に分類されています。

### (b) 認識 / 認識の中止

通常の方法による投資の購入および売却は、当ファンドが投資を購入または売却することを確約した日である取引日に認識されます。投資からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅したか、または当ファンドが所有に係るリスクおよび経済価値のほとんどすべてを移転している場合、金融資産は認識の中止が行われます。

### (c) 測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、当初、公正価値で認識されます。取引費用は、発生時に包括利益計算書に費用計上されます。当初認識後、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債はすべて、公正価値で測定されます。「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債」の公正価値の変動により生じた利益および損失は、発生した期間の包括利益計算書に表示されます。それには、純損益を通じて公正価値で測定する負債証券に係る利息を含んでいます。

### (d) 公正価値の見積り

活発な市場で取引される金融資産および金融負債(公に取引されるデリバティブおよび投資有価証券等)の公正価値は、財政状態計算書日現在の市場相場価格に基づいています。当ファンドが保有する金融資産に使用される市場相場価格は、経過利息を考慮した期末の買呼値です。金融負債に関する適切な市場相場価格は、期末の売呼値です。

活発な市場で取引されない金融商品(例えば、店頭取引デリバティブ)の公正価値は、評価技法を使用して決定されます。当ファンドは、様々な方法を使用し、各財政状態計算書日現在の市況に基づく仮定を行っています。使用される評価技法には、類似する最近の独立第三者間取引、割引キャッシュ・フロー分析、オプション価格算定モデルおよび市場参加者が一般に使用しているその他の評価技法の使用が含まれています。

#### 2.4 金融商品の相殺

認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利があり、かつ、純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図がある場合には、金融資産と金融負債とを相殺し、純額を財政状態計算書に報告します。

#### 2.5 ブローカーに対する債権および債務

ブローカーに対する債権および債務の金額は、それぞれ、契約済であるが財政状態計算書日時点で決済も受渡もされていない、売却有価証券に関する未収金および購入有価証券に関する未払金を表しています。

#### 2.6 現金および現金同等物

現金および現金同等物は銀行預金で構成されています。

#### 2.7 証拠金勘定

証拠金勘定は、先物取引に関して保持する委託証拠金です。

#### 2.8 未払費用

未払費用は、当初、公正価値で認識され、事後に、実効金利法を使用して償却原価で表示されます。

#### 2.9 当ファンドの受益証券

当ファンドの受益証券は、保有者の選択により償還が可能であり、負債に分類されています。受益証券は、当ファンドの資本金および剰余金に比例した持分に相当する現金と引き換えに、いつでも当ファンドに対する償還請求が可能です。各受益証券は、保有者が当ファンドに対する受益証券の償還請求の権利を行使した場合に財政状態計算書日現在支払われるべき償還金額で計上されます。

受益証券は、保有者の選択により、発行時または償還時の当ファンドの受益証券1口当たり資本金および剰余金に基づく価格で発行または償還されます。当ファンドの受益証券1口当たり純資産額は、当ファンドの各クラスの受益証券保有者に帰属する純資産を、当該クラスの発行済受益証券の合計口数で除することにより算出されます。

#### 2.10 受取利息

受取利息は、実効金利法を使用して時間比例基準で認識され、現金および現金同等物からの受取利息も含んでいます。

#### 2.11 分配金

受益証券保有者に対して提示された分配金は、受託会社によって承認された時点で、包括利益計算書に認識されます。

#### 2.12 課税

当ファンドは、ケイマン諸島に籍を置いています。

ケイマン諸島の現行法の下では、当ファンドは、収益、不動産、譲渡、売却またはその他に係るケイマン諸島の税金について支払義務はありません。当ファンドは、一部の国々によって投資収益に係る源泉税を課される可能性があります。このような収益は、包括利益計算書に源泉税込みの総額で計上されます。

2015年6月30日現在、当ファンドは、税金負債をゼロと見積もっている投資利益に関して不確実な税金エクスポージャーを有しています。見積額は投資顧問会社の最善の見積りを表していますが、最終的な支払額とは大幅に異なる可能性があります。

### 3. 重要な会計上の見積りおよび判断

本財務書類の作成において、経営者は、将来の期間における資産および負債の報告金額に影響を与える見積り



および判断を行う場合があります。見積りまたは判断が行われる場合、かかる見積りおよび判断は、継続的に評価され、過去の経験およびその他の要素(状況に照らして評価が可能と考えられる将来の事象の予想も含みます。)に基づきます。

当会計年度に経営者が行った重要な見積りおよび判断はありません。

#### 4. 金融リスク管理

##### 4.1 金融商品を利用する際の戦略

当ファンドは、投資活動に従事しており、その活動により様々な金融リスクにさらされています。当ファンドの金融リスク管理方針の実施に関する全責任は投資顧問会社にあり、投資顧問会社は、特に金融市場が予測不可能であることに焦点を当て、当ファンドの財務業績に対する潜在的な悪影響を最小限にするよう努めています。

##### 4.2 市場価格リスク

市場価格リスクは、主に、当ファンドが保有する純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の将来価格の不確実性から生じます。これは、市場でポジションを保有することで、価格の変動により当ファンドが被る可能性のある潜在的損失を表しています。当ファンドの活動の特性に直接的に起因して、リターンを最大化を目指すために、市場リスクのエクスポージャーが取られることとなります。当ファンドにおいては、許容できるリスク・プレミアムでの利回りに重点を置いてアクティブ運用が行われています。逡増的なリターンの主要な源泉として重要視されているのは、信用スプレッドです。投資顧問会社による信用分析および与信分散は、付加価値の源泉として重要であり、かつ、投資に固有の非システムティック・リスクを個々に低減させるためです。投資顧問会社は、金利、信用リスクおよび外国為替に関する適切な投資戦略を採用することで、当ファンドの利回りの上昇に努めています。

当ファンドが投資する負債証券は、上場または非上場の場合があります。それらは、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書、銀行引受手形、為替手形、約束手形、財務省短期証券、変動利付債、固定利付債、貸株、ゼロ・クーポン債、転換社債およびその他すべての変動利付または固定利付証券を含んでおり、アジアおよびオセアニアの公共団体および民間企業によって発行されているものです。

投資顧問会社は、当ファンドの債券および負債証券への投資によって生じる金利リスク、信用リスクおよび為替リスクをヘッジする目的で、または、当ファンドのポートフォリオを効率的に管理するために、デリバティブ金融商品を利用する場合があります。これらの目的に利用されるデリバティブは、店頭オプション、金利スワップ、先物、為替先渡、差額決済契約、クレジット・デフォルト・スワップ、クレジット・デリバティブまたはクレジット・リンク債等の仕組債を含む場合がありますが、それらに限定されるものではありません。

以下の表は、当ファンドの負債証券のポートフォリオがエクスポージャーを有する国およびセクターの要約です。

2015年6月30日現在

国*	市場価値 日本円	保有割合(%)
オーストラリア	890,794,417	17.82
ケイマン諸島	712,401,939	14.25
中国	187,301,759	3.75
香港	192,667,229	3.85
インド	353,035,133	7.06
インドネシア	552,555,672	11.06
マレーシア	256,138,535	5.12
モンゴル	144,148,669	2.88
オランダ	151,059,441	3.02
シンガポール	75,529,721	1.51
韓国	123,172,715	2.46
台湾	124,421,773	2.49
タイ	171,527,446	3.43
英国	116,917,624	2.34
ヴァージン諸島(英領)	947,681,676	18.96

合計	4,999,353,749	100.00
業種		
金融	486,993,371	9.74
政府機関	270,309,311	5.41
工業	2,990,647,981	59.82
公益事業	444,785,937	8.90
各国の財務省	806,617,149	16.13
合計	4,999,353,749	100.00

2014年12月31日現在

国*	市場価値	保有割合（%）
	日本円	
オーストラリア	1,194,537,263	12.47
ケイマン諸島	1,705,187,704	17.80
中国	523,312,508	5.46
香港	830,092,702	8.66
インド	485,727,796	5.07
インドネシア	486,738,892	5.08
ルクセンブルグ	59,011,937	0.62
マレーシア	366,068,125	3.82
モンゴル	207,121,811	2.16
オランダ	221,134,023	2.31
フィリピン	212,593,401	2.22
シンガポール	192,535,212	2.01
韓国	378,855,411	3.95
スリランカ	128,801,611	1.34
台湾	244,766,024	2.55
タイ	353,566,732	3.69
英国	111,284,799	1.16
ヴァージン諸島（英領）	1,880,625,704	19.63
合計	9,581,961,655	100.00
業種		
金融	1,344,116,271	14.03
政府機関	491,609,194	5.13
工業	4,927,788,756	51.43
公益事業	720,608,134	7.52
各国の財務省	2,097,839,300	21.89
合計	9,581,961,655	100.00

\* 設立国に基づく分類。

#### 4.3 金利リスク

当ファンドは、その利付金融資産・負債によって、財政状態およびキャッシュ・フローに対する市場金利の実勢水準の変動の影響に関連するリスクにさらされています。金利リスクは、当ファンドのリスクの重要な構成要素です。投資顧問会社は、個々の保有有価証券の修正デュレーションを、当ファンド全体のデュレーションとともに監視しています。投資顧問会社は、当ファンドの平均修正デュレーションが私募発行覚書の付属書類1に規定されているとおり7年未満になるようにしています。以下の表は、金利リスクに対する当ファンドのエクスポージャーを要約したものです。表には、当ファンドの資産および負債が公正価値で含まれており、契約上の価格改定または満期日のいずれか早い方により分類されています。

	1ヶ月未満	1ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上	無利息	合計
	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円
2015年6月30日現在						
資産						
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	-	884,177,720	4,068,010,758	75,316,021	5,027,504,499
受益証券保有者に対する債権	-	-	-	-	105,989,095	105,989,095
ブローカーに対する債権	-	-	-	-	48,892,147	48,892,147
現金および現金同等物	632,450,671	-	-	-	-	632,450,671
証拠金勘定	85,091,537	-	-	-	-	85,091,537
資産合計	717,542,208	-	884,177,720	4,068,010,758	230,197,263	5,899,927,949
負債						
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	-	-	-	-	60,574,093	60,574,093
受益証券保有者に対する債務	-	-	-	-	24,505,190	24,505,190
受益証券保有者に対する未払分配金	-	-	-	-	45,317,947	45,317,947
ブローカーに対する債務	-	-	-	-	24,443,333	24,443,333
未払費用	-	-	-	-	12,176,392	12,176,392
負債合計	-	-	-	-	167,016,955	167,016,955
金利感応度ギャップ合計	717,542,208	-	884,177,720	4,068,010,758	63,180,308	5,732,910,994

	1ヶ月未満	1ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上	無利息	合計
	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円
2014年12月31日現在						
資産						
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	-	2,635,899,315	6,837,076,378	132,753,230	9,605,728,923
受益証券保有者に対する債権	-	-	-	-	1,490,648	1,490,648
ブローカーに対する債権	-	-	-	-	156,691,395	156,691,395
現金および現金同等物	545,967,899	-	-	-	-	545,967,899
証拠金勘定	106,991,003	-	-	-	-	106,991,003
資産合計	652,958,902	-	2,635,899,315	6,837,076,378	290,935,273	10,416,869,868

負債

純損益を通じて公 正価値で測定する 金融負債	-	-	-	-	179,681,613	179,681,613
受益証券保有者に 対する債務	-	-	-	-	168,945,628	168,945,628
受益証券保有者に 対する未払分配金	-	-	-	-	75,829,293	75,829,293
未払費用	-	-	-	-	19,405,990	19,405,990
負債合計	-	-	-	-	443,862,524	443,862,524
金利感応度ギャッ プ合計	652,958,902	-	2,635,899,315	6,837,076,378	(152,927,251)	9,973,007,344

#### 金利感応度分析

当期間の金利変動のボラティリティは、報告日現在における、金利の25ベース・ポイント（2014年：25ベース・ポイント）の変動から導出されています。この分析は、他のすべての変数が不変であると仮定しています。

2015年6月30日現在	純資産に対する金利変動の影響額	
	25ベース・ポイントの上昇 日本円	25ベース・ポイントの低下 日本円
受益証券保有者に帰属する純資産に対する正味影響額	(65,616,497)	65,616,497

2014年12月31日現在	純資産に対する金利変動の影響額	
	25ベース・ポイントの上昇 日本円	25ベース・ポイントの低下 日本円
受益証券保有者に帰属する純資産に対する正味影響額	(120,780,440)	120,780,440

金融資産および金融負債によるキャッシュ・フロー金利リスクに対する当ファンドのエクスポージャーは、主に現金および現金同等物で構成されており、それらは変動する短期の市場金利で保有されています。これらの残高に対する市場金利の変動は、当ファンドに重大な影響を与えません。

#### 4.4 信用リスクおよび取引相手方リスク

当ファンドは、発行体または相手方が期日に全額を支払うことができなくなるリスクである信用リスクに対するエクスポージャーを引き受けています。当ファンドは、金融インフラが完全には整備されていない国々に投資する場合があります。その結果、当ファンドは、ブローカー、決済機関および取引所との取引に関するリスクを含む様々な信用リスクにさらされます。さらに、新興市場で発行された特定の有価証券の信用度は、評価が困難な場合があります。当ファンドはまた、相手方および保管機関に保有する資産が、これらの当事者が債務不履行となった場合には回収不能となるリスクにさらされています。

投資顧問会社は、承認されたブローカーおよびその他の信頼できる金融機関と取引することで、当ファンドの信用リスクを最小限に抑えています。当ファンドの金融資産もまた、定評のある承認された相手方により保管されています。

以下の表は、当ファンドの資産が2015年6月30日および2014年12月31日に保有されている銀行および保管受託銀行のムーディーズの信用格付を要約したものです。

2015年6月30日

公正価値  
日本円

信用格付

銀行

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	632,450,671	A1
---------------------	-------------	----

保管受託銀行

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	4,999,353,749	A1
J Pモルガン・チェース・バンク NA	85,091,537	A3

金融デリバティブの相手方

シティバンク NA	388,849	Baa1
スタンダード・チャータード・バンク	647,491	Aa3
ステート・ストリート&トラスト	1,874,639	A2
U B S AG	6,264,076	A2
ウエストパック・バンキング・コーポレーション	15,859,347	Aa2
ホンコン・シャンハイ・バンキング・コーポレーション	3,116,348	A1

2014年12月31日

公正価値	信用格付
日本円	

銀行

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	545,967,899	A1
---------------------	-------------	----

保管受託銀行

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	9,581,961,655	A1
J Pモルガン・チェース・バンク NA	106,991,003	A3

金融デリバティブの相手方

B N Pパリバ	6,010,604	A1
シティバンク NA	1,577,595	Baa2
スタンダード・チャータード・バンク	1,474,408	A2
ステート・ストリート&トラスト	4,747,451	A1
U B S AG	9,957,210	A2

報告日現在の信用リスクの最大エクスポージャーは、金融資産の帳簿価額です。

投資顧問会社は、各投資の信用格付を取引ベースで監視し、当ファンドが私募発行覚書に規定されている投資方針を厳守するようにしています。当ファンドは、投資方針に従って、スタンダード・アンド・プアーズもしくはフィッチによれば「BB-」またはムーディーズによれば「Ba3」の信用格付を最低でも有する非ソブリン証券、および、スタンダード・アンド・プアーズもしくはフィッチによれば「B-」またはムーディーズによれば「B3」の信用格付を最低でも有するソブリン証券および準ソブリン証券に、主として投資を行うことが可能です。

非ソブリン証券が上記の格付機関のいずれによっても格付されていなくても、適切な地域の格付機関によって格付されている場合、投資顧問会社は、その地域の格付機関による格付を採用することができます。

以下の表の分析は、当ファンドの債券投資について信用格付別に債券投資合計に対する割合を示したものです。

格付 (ムーン デイズ)	市場価値 日本円	格付(スタンダード・アンド・プアーズ)	
		2015年6月30日現在 %	2015年6月30日現在 %
Aaa	-	-	-
Aa1	-	-	-

Aa2	60,037,140	1.20	AA	-	-
Aa3	233,627,588	4.67	AA-	293,664,728	5.87
A1	88,798,925	1.78	A+	88,798,925	1.78
A2	-	-	A	-	-
A3	732,831,085	14.66	A-	209,900,690	4.20
Baa1	422,005,227	8.44	BBB+	1,315,478,338	26.31
Baa2	575,912,617	11.52	BBB	289,305,738	5.79
Baa3	1,367,828,932	27.36	BBB-	646,909,962	12.94
Ba1	-	-	BB+	713,433,294	14.27
Ba2	569,461,545	11.39	BB	423,551,145	8.47
Ba3	280,391,788	5.61	BB-	217,251,152	4.35
B1	95,438,127	1.91	B+	239,586,796	4.79
B2	144,148,669	2.88	B	-	-
無格付	428,872,106 *	8.58	無格付	561,472,981 *	11.23
合計	4,999,353,749	100.00	合計	4,999,353,749	100.00

\* 無格付の有価証券の大部分は投資顧問会社が評価しており、以下のBBB / Baa格付の有価証券と一致する信用度を有しています。BBB / Baa格付は債券の最低の格付ですが、投資適格とみなすことができます。投資適格債券とは、デフォルトのリスクが比較的低いと考えられる債券です。

格付 (ムービーズ)	市場価値 日本円	2015年6月30日現在		格付(スタンダード・アン ド・プ アーズ)	市場価値 日本円	2015年6月30日現在	
		%				%	
Aaa	-	-		AAA	-	-	
Aa1	-	-		AA	-	-	
Aa2	-	-		AA-	-	-	
Aa3	-	-		A+	-	-	
A1	-	-		A	48,376,598	8.62	
A2	48,376,598	11.28		A-	223,075,718	39.72	
A3	144,931,260	33.80		BBB+	-	-	
Baa1	74,796,117	17.44		BBB	72,212,826	12.86	
Baa2	-	-		BBB-	89,140,954	15.88	
Baa3	64,000,344	14.92		BB+	-	-	
Ba1	-	-		BB	128,666,885	22.92	
Ba2	96,767,787	22.56		BB-	-	-	
Ba3	-	-		B+	-	-	
B1	-	-		B	-	-	
合計	428,872,106 *	100.00		合計	561,472,981 *	100.00	

格付 (ムービーズ)	市場価値 日本円	2014年12月31日現在		格付(スタンダード・アン ド・プ アーズ)	市場価値 日本円	2014年12月31日現在	
		%				%	
Aaa	-	-		AAA	-	-	
Aa1	-	-		AA+	-	-	
Aa2	246,518,922	2.57		AA	-	-	
Aa3	333,140,580	3.48		AA-	579,659,502	6.05	
A1	357,287,411	3.73		A+	357,287,411	3.73	
A2	47,378,997	0.49		A	106,390,934	1.11	

A3	797,789,250	8.33	A-	151,903,998	1.59
Baa1	524,234,264	5.47	BBB+	1,422,285,562	14.84
Baa2	1,549,523,233	16.17	BBB	1,123,103,645	11.72
Baa3	2,833,534,686	29.57	BBB-	1,740,576,368	18.16
Ba1	-	-	BB+	790,812,847	8.25
Ba2	947,801,202	9.89	BB	862,334,828	9.00
Ba3	303,820,011	3.17	BB-	72,609,080	0.76
B1	190,799,606	1.99	B+	335,923,422	3.51
B2	207,121,811	2.16	B	-	-
無格付	1,243,011,682 *	12.98	無格付	2,039,074,058 *	21.28
合計	9,581,961,655	100.00	合計	9,581,961,655	100.00

\* 無格付の有価証券の大部分は投資顧問会社が評価しており、以下のBBB / Baa格付の有価証券と一致する信用度を有しています。BBB / Baa格付は債券の最低の格付ですが、投資適格とみなすことができます。投資適格債券とは、デフォルトのリスクが比較的低いと考えられる債券です。

格付 (ムー ディーズ)	2014年12月31日現在		格付(ス タンダー ド・アン ド・プ アーズ)	2014年12月31日現在	
	市場価値 日本円	%		市場価値 日本円	%
Aaa	-	-	AAA/Aaa	-	-
Aa1	-	-	AA/Aa2	-	-
Aa2	-	-	AA-/Aa3	-	-
Aa3	148,443,268	11.94	A+/A1	148,443,268	7.28
A1	-	-	A/A2	-	-
A2	320,014,707	25.74	A-/A3	384,884,969	18.88
A3	338,314,999	27.22	BBB+/Baa1	146,702,272	7.19
Baa1	48,082,616	3.87	BBB/Baa2	803,022,101	39.38
Baa2	388,156,092	31.23	BBB-/Baa3	433,261,816	21.25
Baa3	-	-	BB+/Ba1	-	-
Ba1	-	-	BB/Ba2	122,759,632	6.02
Ba2	-	-	BB-/Ba3	-	-
Ba3	-	-	B+/B1	-	-
B1	-	-	B/B2	-	-
合計	1,243,011,682 *	100.00	合計	2,039,074,058 *	100.00

当ファンドの投資には、減損しているものも、期日が経過しているが減損していないものもありません。

#### 4.5 流動性リスク

当ファンドは日々、現金による受益証券の償還を行っています。そのため、当ファンドは、資産の大部分を活発な市場で取引され容易に処分可能な投資対象に投資しています。当ファンドは、限られた割合の資産のみを活発に取引されていない投資対象に投資しています。

当ファンドは適宜、店頭で取引されるデリバティブ商品に投資する場合があります。かかる商品は組織化されている市場で取引されておらず流動性が低い場合があります。その結果、当ファンドは、流動性の必要を満たすため、または、特定の発行体の信用度の低下のような特別な事象に対応するために、これらの商品に対する投資を速やかに公正価値に近似する金額で換金することができない場合があります。

受託会社は、投資顧問会社の助言による場合も含めて、当ファンドの利益のために合理的に決定する場合には、受益証券保有者の受益証券の償還請求の権利を一時停止すること、および/または償還金の支払を延期することが可能です。受益証券の償還を一時停止する場合、受益証券の償還は、一時停止終了後の最初の取引日に繰り延べられます。

投資顧問会社は、受託会社と協議の上、受益証券保有者が取引日に換金することができる受益証券のクラスの合計口数または価額を、当ファンドの発行済の受益証券(発行について合意されている受益証券は除外)の合計口数または価額の10%(または、投資顧問会社によって決定されるその他の割合)に制限することが可能とされ

ています。かかる制限は、当該取引日に換金を実施するよう正当な方法で請求している、関連のある受益証券のクラスの保有者全員に対し、換金請求されている各保有額の換金割合が受益証券保有者全員同一になるよう、比例的に適用されます。

当ファンドは、借入金額が直前の評価日における純資産額の10%を超えない範囲で借入を行うことができます。期中に借入は行われませんでした。

当ファンドの方針に従い、投資顧問会社は、日次ベースで当ファンドの流動性ポジションを監視しています。

以下の表は、当ファンドの金融負債を、財政状態計算書日から契約上の満期日までの残存期間に基づき関連する満期でグルーピングして分析したものです。表中の金額は、契約上の割引前キャッシュ・フローです。

	1ヶ月未満	1ヶ月以上3ヶ月未満	3ヶ月以上
	日本円	日本円	日本円
2015年6月30日現在			
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	7,439,553	53,134,540	-
受益証券保有者に対する債務	24,505,190	-	-
受益証券保有者に対する未払分配金	45,317,947	-	-
ブローカーに対する債務	24,443,333	-	-
未払費用	12,176,392	-	-
受益証券保有者に帰属する純資産	5,732,910,994	-	-
合計	5,846,793,409	53,134,540	-

	1ヶ月未満	1ヶ月以上3ヶ月未満	3ヶ月以上
	日本円	日本円	日本円
2014年12月31日現在			
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	15,135,994	160,998,547	3,547,072
受益証券保有者に対する債務	168,945,628	-	-
受益証券保有者に対する未払分配金	75,829,293	-	-
未払費用	19,405,990	-	-
受益証券保有者に帰属する純資産	9,973,007,344	-	-
合計	10,252,324,249	160,998,547	3,547,072

2015年6月30日現在、当ファンドの受益証券は、5つの機関投資家と日本において公募されている2つのオープン・エンド型の投資信託によって保有されています(2014年12月31日:5つの機関投資家と日本において公募されている2つのオープン・エンド型の投資信託によって保有されていました)。

#### 4.6 為替リスク

当ファンドは、機能通貨である日本円以外の通貨建の資産を保有しています。当ファンドは、為替レートの変動によりその他の通貨建の有価証券の価値が変動するため、為替リスクにさらされています。当ファンドは適宜、一定量の為替リスクを削減するため、為替変動をヘッジする為替先渡契約、オプションまたは先物を利用する場合があります。

相対的価値を高め、かつ分散化を増進するために、投資顧問会社は、各クラスに関する個別の通貨のオーバーレイ戦略を実行することによって、当ファンドの各クラスの為替エクスポージャーを管理します。JPYクラス、KRWクラス、CNYクラスおよびAUDクラスの場合、各クラスの参照通貨(以下「参照通貨」といいます。)は、当該クラスの名称に示されています。カレンシー・バスケット・クラスの場合には、参照通貨は、以下の11種類のアジアおよびオセアニアの通貨、すなわち、豪ドル、中国元、インドネシア・ルピア、インド・ルピー、韓国ウォン、マレーシア・リングgit、ニュージーランド・ドル、フィリピン・ペソ、シンガポール・ドル、新台湾ドルおよびタイ・バーツ(アジア通貨バスケット)で構成されています。各クラスに関する個別の通貨のオーバーレイ戦略による損益は、各クラスに帰属します。

以下の表は、2015年6月30日および2014年12月31日現在、日本円表示の貨幣性および非貨幣性の資産および負



債による、為替に対する当ファンドのエクスポージャーの要約です。

	資産	負債	為替先渡	正味エクスポージャー
2015年6月30日現在	日本円	日本円	日本円	日本円
豪ドル	473,066,134	-	744,613,373	1,217,679,507
中国元	141,157,637	-	419,569,934	560,727,571
インドネシア・ルピア	96,823,737	-	240,548,180	337,371,917
インド・ルピー	-	-	236,167,068	236,167,068
韓国ウォン	-	-	110,497,478	110,497,478
マレーシア・リングgit	-	-	-	-
ニュージーランド・ドル	83,622,046	-	-	83,622,046
フィリピン・ペソ	-	-	217,844,010	217,844,010
シンガポール・ドル	7,820,237	7,425,923	-	394,314
新台湾ドル	-	-	171,575,690	171,575,690
タイ・バーツ	1,547,425	-	-	1,547,425
米ドル	4,801,076,578	29,193,802	(5,456,704,076)	(684,821,300)
日本円	266,663,405	69,823,137	3,283,465,000	3,480,305,268
合計	5,871,777,199	106,442,862	(32,423,343)	5,732,910,994

	資産	負債	為替先渡	正味エクスポージャー
2014年12月31日現在	日本円	日本円	日本円	日本円
豪ドル	476,576,664	-	1,731,855,390	2,208,432,054
中国元	312,454,186	-	437,183,970	749,638,156
インドネシア・ルピア	100,265,017	-	238,347,665	338,612,682
インド・ルピー	-	-	232,765,439	232,765,439
韓国ウォン	-	-	52,197,660	52,197,660
マレーシア・リングgit	-	-	162,590,432	162,590,432
ニュージーランド・ドル	269,946,904	-	-	269,946,904
フィリピン・ペソ	-	-	234,065,304	234,065,304
シンガポール・ドル	6,765,508	15,018,019	-	(8,252,511)
新台湾ドル	-	-	29,516,151	29,516,151
タイ・バーツ	1,556,538	-	60,002,606	61,559,144
米ドル	9,008,973,820	17,725,700	(10,111,533,233)	(1,120,285,113)
日本円	216,563,963	244,774,921	6,790,432,000	6,762,221,042
合計	10,393,102,600	277,518,640	(142,576,616)	9,973,007,344

#### 為替感応度分析

以下の表は、2015年6月30日および2014年12月31日現在における、外国為替の変動に対する当ファンドの貨幣性および非貨幣性の資産および負債の感応度を示したものです。当該分析は、以下に開示されているとおり、機能通貨が関連する外国為替レートに対して上昇/低下したという仮定に基づいています。これは、外国為替レートの合理的に起こりうる変動についての投資顧問会社の最善の見積りを表すものであり、それらのレートのヒストリカル・ボラティリティが考慮されています。

2015年6月30日現在	変動割合	受益証券保有者に帰属する純資産に対する影響額
	%	日本円
豪ドル	(3.8222)	(46,541,941)
中国元	2.0513	11,502,104
インドネシア・ルピア	(5.2950)	(17,863,990)
インド・ルピー	1.1905	2,811,557
韓国ウォン	(0.4192)	(463,260)
マレーシア・リングgit	(5.5541)	-
ニュージーランド・ドル	(11.5798)	(9,683,292)

フィリピン・ペソ	1.2258	2,670,236
シンガポール・ドル	0.1724	680
新台湾ドル	4.2688	7,324,244
タイ・バーツ	(0.7143)	(11,053)
米ドル	1.9165	(13,124,351)

2014年12月31日現在	変動割合 %	受益証券保有者に帰属する純資産に対する影響額 日本円
豪ドル	(0.3067)	(6,772,525)
中国元	(0.8275)	(6,203,256)
インドネシア・ルピア	(0.8767)	(2,968,505)
インド・ルピー	(0.8750)	(2,036,698)
韓国ウォン	(0.7492)	(391,047)
マレーシア・リングgit	(0.5058)	(822,437)
ニュージーランド・ドル	(0.5817)	(1,570,191)
フィリピン・ペソ	(0.9717)	(2,274,335)
シンガポール・ドル	(0.6592)	54,398
新台湾ドル	(0.5658)	(167,012)
タイ・バーツ	(0.9950)	(612,513)
米ドル	(1.0450)	11,706,979

#### 4.7 自己資本リスク管理

当ファンドの自己資本は、受益証券保有者に帰属する純資産です。受益証券保有者に帰属する純資産の金額は、当ファンドが受益証券保有者の判断による追加申込および償還請求を日々受けるため、日次ベースで著しく変動する可能性があります。当ファンドの自己資本管理の目的は、受益証券保有者にリターンを、その他の利害関係者に利益を提供するために、継続企業として存続する当ファンドの能力を保全すること、ならびに、当ファンドの投資活動の発展を支えるために、強固な自己資本基盤を維持することです。

自己資本構成を維持または調整するために、当ファンドは以下を実施する方針です。

- ・当ファンドが7日以内に換金可能と見込んでいる資産に対する日々の追加申込および償還請求の水準を監視し、当ファンドが償還可能受益証券保有者に対して支払う分配金の金額を調整します。
- ・当ファンドの規約文書に従って、償還および新規受益証券の発行を行います。これには、償還を制限する能力が含まれ、かつ、一定の最小限の保有額および募集額が必要とされます。

投資顧問会社は、受益証券保有者に帰属する純資産の価値に基づき自己資本を監視しています。

#### 4.8 公正価値の見積り

当ファンドは、測定を行う際に使用したインプットの重要性を反映した公正価値ヒエラルキーを用いて公正価値測定を分類しています。公正価値ヒエラルキーには、以下のレベルがあります。

- ・同一の資産または負債についての活発な市場における(未調整の)相場価格(レベル1)
- ・当該資産または負債について直接に(すなわち、価格として)または間接に(すなわち、価格から算出して)観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプット(レベル2)
- ・当該資産または負債についての、観察可能な市場データに基づかないインプット(すなわち、観察不能な価格)(レベル3)

公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベルは、その公正価値測定の全体にとって重要な最も低いレベルのインプットに基づいて決定されます。この目的上、インプットの重要性は、その公正価値測定の全体に対して評価されます。公正価値測定が、観察不能なインプットに基づく重要な調整を要する観察可能なインプットを使用している場合には、その測定はレベル3の測定です。公正価値測定の全体にとっての特定のインプットの重要性の評価は、当該資産または負債に固有の要素を考慮しながら、判断を必要とします。

当ファンドは、容易に入手可能な、定期的に配信または更新される、信頼できかつ検証可能な、独占的でない、および、関連する市場に積極的に関わっている独立した情報源によって供給される市場データを、観察可能なデータとみなしています。

以下の表は、2015年6月30日および2014年12月31日現在、公正価値で測定した当ファンドの金融資産および金融負債を公正価値ヒエラルキーの範囲内で分析したものです。

2015年6月30日

	レベル1 日本円	レベル2 日本円	レベル3 日本円	残高合計 日本円
純損益を通じて公正価値 で測定する金融資産：				
負債証券				
- 金融	-	486,993,371	-	486,993,371
- 政府機関	-	270,309,311	-	270,309,311
- 工業	-	2,990,647,981	-	2,990,647,981
- 公益事業	-	444,785,937	-	444,785,937
- 各国の財務省	-	806,617,149	-	806,617,149
デリバティブ				
- 為替先渡	-	28,150,750	-	28,150,750
資産合計	-	5,027,504,499	-	5,027,504,499
純損益を通じて公正価値 で測定する金融負債：				
デリバティブ				
- 為替先渡	-	60,574,093	-	60,574,093
- 債券先物	-	-	-	-
負債合計	-	60,574,093	-	60,574,093

2014年12月31日

	レベル1 日本円	レベル2 日本円	レベル3 日本円	残高合計 日本円
純損益を通じて公正価値 で測定する金融資産：				
負債証券				
- 金融	-	1,344,116,271	-	1,344,116,271
- 政府機関	-	491,609,194	-	491,609,194
- 工業	-	4,927,788,756	-	4,927,788,756
- 公益事業	-	720,608,134	-	720,608,134
- 各国の財務省	-	2,097,839,300	-	2,097,839,300
デリバティブ				
- 為替先渡	-	23,767,268	-	23,767,268
資産合計	-	9,605,728,923	-	9,605,728,923
純損益を通じて公正価値 で測定する金融負債：				
デリバティブ				
- 為替先渡	-	166,343,884	-	166,343,884
- 債券先物	13,337,729	-	-	13,337,729
負債合計	13,337,729	166,343,884	-	179,681,613

その価値が活発な市場における市場相場価格に基づいていることからレベル1に分類される投資には、先物契約が含まれます。当ファンドは、当該商品については相場価格の調整を行っていません。

活発とはみなされない市場で取引されているものの、市場相場価格、ディーラー相場または観察可能なインプットを利用した別の価格決定情報に基づいて評価される金融商品は、レベル2に分類されます。これには投資適格社債および店頭取引デリバティブが含まれます。

レベル1に分類される現金および現金同等物を除き、2015年6月30日および2014年12月31日現在、公正価値で測定していない当ファンドの資産および負債は、レベル2に分類されます。当該資産および負債の帳簿価額は、財政状態計算書日現在の公正価値に近似しています。

#### 4.9 マスター・ネットティング契約および類似する契約の対象である相殺および金額

2015年6月30日および2014年12月31日現在、当ファンドは、デリバティブの取引相手方とのマスター・ネットティング契約の影響を受けます。当ファンドのデリバティブ資産および負債はすべて、かかる取引相手方との契約で保有され、当ファンドが維持する証拠金残高には、デリバティブのポジションの担保を提供する目的があります。

以下の表は、相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約および類似する契約の対象である当ファンドの金融資産および負債を示したものであり、金融商品の種類毎に示されています。

2015年6月30日

相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約および類似する契約の対象である金融資産：

種類	認識された金融資産の総額	認識された金融負債の総額	財政状態計算書に			
			表示された金融資産純額	金融商品	現金担保	純額
為替先渡契約						
約	28,150,750	-	28,150,750	(13,712,235)	-	14,438,515
現金担保	85,091,537	-	85,091,537	-	-	85,091,537

相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約および類似する契約の対象である金融負債：

種類	認識された金融資産の総額	認識された金融負債の総額	財政状態計算書に			
			表示された金融負債純額	金融商品	現金担保	純額
為替先渡契約						
約	-	(60,574,093)	(60,574,093)	13,712,235	-	(46,861,858)

2014年12月31日

相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約および類似する契約の対象である金融資産：

種類	認識された金融資産の総額	認識された金融負債の総額	財政状態計算書に			
			表示された金融資産純額	金融商品	現金担保	純額
為替先渡契約						
約	23,767,268	-	23,767,268	(18,201,320)	-	5,565,948
現金担保	106,991,003	-	106,991,003	-	-	106,991,003

相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約および類似する契約の対象である金融負債：

種類	認識された金融資産の総額	認識された金融負債の総額	財政状態計算書に			
			表示された金融負債純額	金融商品	現金担保	純額
為替先渡契約						

為替先渡契					
約	-	(166,343,884)	(166,343,884)	18,201,320	-
債券先物	-	(13,337,729)	(13,337,729)	-	-
					(148,142,564)
					(13,337,729)

## 5. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

2015年6月30日現在  
日本円

金融資産	
負債証券	4,999,353,749
為替先渡	28,150,750
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	5,027,504,499

金融負債	
為替先渡	60,574,093
債券先物	-
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	60,574,093

2014年12月31日現在  
日本円

金融資産	
負債証券	9,581,961,655
為替先渡	23,767,268
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	9,605,728,923

金融負債	
為替先渡	166,343,884
債券先物	13,337,729
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	179,681,613

## 6. デリバティブ金融商品

当ファンドは、以下のデリバティブ商品を保有しています。

### 為替先渡

当ファンドは、為替先渡契約を締結しています。為替先渡契約は、為替を特定の将来の日に特定の価格で特定の額を購入または売却する、二者間での契約です。開始時には元本金額の交換はなく、期日に正味の受取または支払ポジションが決済されます。為替先渡は、外国為替リスクの抑制およびヘッジのために利用されていますが、ヘッジ関係におけるヘッジとして指定されていません。

### 債券先物

先物は、組織化されている市場で確定した特定の価格で将来のある日に金融商品を購入または売却する契約上の義務です。先物契約は、現金または市場性ある有価証券によって担保され、先物契約の価値の変動額は、日々値洗いされます。先物は、差金決済されます。

財政状態計算書日現在、当ファンドのデリバティブ金融商品は、以下に詳述のとおりです。

	想定元本 日本円	公正価値	
		資産 日本円	負債 日本円
2015年6月30日現在			
為替先渡	6,472,091,243	28,150,750	60,574,093

債券先物	公正価値		
	想定元本 日本円	資産 日本円	負債 日本円
2014年12月31日現在 為替先渡 債券先物	12,484,163,954 382,747,872	23,767,268 -	166,343,884 13,337,729

#### 7. 現金および現金同等物

キャッシュ・フロー計算書目的上、現金および現金同等物は、当初満期が90日未満の以下の残高で構成されています。

	2015年6月30日現在 日本円
銀行預金	632,450,671
	2014年12月31日現在 日本円
銀行預金	545,967,899

#### 8. 証拠金勘定

証拠金勘定は、未決済の為替先物予約に関して、ブローカーであるJPMorganに保管されている残高です。

	2015年6月30日現在 日本円
証拠金勘定	85,091,537
	2014年12月31日現在 日本円
証拠金勘定	106,991,003

#### 9. 未払費用

	2015年6月30日現在 日本円
未払投資顧問会社報酬	4,731,077
未払管理事務代行会社報酬	2,881,424
未払保管受託銀行報酬	1,494,493
未払監査報酬	3,069,398
	12,176,392
	2014年12月31日現在 日本円
未払投資顧問会社報酬	8,073,098
未払管理事務代行会社報酬	3,386,720
未払保管受託銀行報酬	1,756,556
未払監査報酬	6,189,616
	19,405,990

未払費用の帳簿価額は、財政状態計算書日現在の公正価値に近似していました。

## 10. 当ファンドの受益証券

すべての受益証券は、分配金を受け取る権利があり、償還日に当ファンドの受益証券1口当たり純資産額に基づく比例持分の支払を受ける権利があります。関連する変動は、受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書に示されています。注記1に概説された目的および注記4のリスク管理方針に従い、当ファンドは受け取った申込金額を適切な投資対象に投資するよう努める一方で、償還に見合う十分な流動性を維持します。このような流動性は、短期借入金または必要な場合には上場有価証券の処分によって高められます。

各クラスの証券に関する受益証券の変動の要約は、以下のとおりです。

2015年6月30日現在	受益証券	日本円
<b>J P Yクラス</b>		
期首残高	7,384,137,632	7,568,280,061
当半年間の発行	299,424,521	255,352,515
当半年間の償還	(3,797,071,721)	(3,273,730,623)
期末残高	3,886,490,432	4,549,901,953
受益証券1口当たり純資産額		0.8342
<b>K R Wクラス</b>		
期首残高	42,166,992	64,000,000
当半年間の発行	-	-
当半年間の償還	(827,952)	(1,000,000)
期末残高	41,339,040	63,000,000
受益証券1口当たり純資産額		1.1808
<b>C N Yクラス</b>		
期首残高	162,380,071	260,900,000
当半年間の発行	-	-
当半年間の償還	(19,412,120)	(24,000,000)
期末残高	142,967,951	236,900,000
受益証券1口当たり純資産額		1.2176
<b>A U Dクラス</b>		
期首残高	2,019,441,432	1,693,398,352
当半年間の発行	89,572,237	85,445,247
当半年間の償還	(949,715,049)	(913,820,929)
期末残高	1,159,298,620	865,022,670
受益証券1口当たり純資産額		0.9347
<b>カレンシー・バスケット・クラス</b>		
期首残高	1,232,007,156	1,828,700,000
当半年間の発行	-	-
当半年間の償還	(76,666,695)	(80,000,000)
期末残高	1,155,340,461	1,748,700,000
受益証券1口当たり純資産額		1.0253
2015年6月30日に終了した半年間の追加申込合計		340,797,762
2015年6月30日に終了した半年間の償還合計		(4,292,551,552)
<b>2014年12月31日現在</b>		
<b>J P Yクラス</b>		
期首残高	11,745,131,761	11,441,525,491

当期発行	7,645,342,820	6,756,328,203
当期償還	(12,006,336,949)	(10,629,573,633)
期末残高	7,384,137,632	7,568,280,061
受益証券1口当たり純資産額		0.8634

KRWクラス		
期首残高	72,486,653	97,100,000
当期発行	-	-
当期償還	(30,319,661)	(33,100,000)
期末残高	42,166,992	64,000,000
受益証券1口当たり純資産額		1.2014

CNYクラス		
期首残高	199,639,577	302,900,000
当期発行	-	-
当期償還	(37,259,506)	(42,000,000)
期末残高	162,380,071	260,900,000
受益証券1口当たり純資産額		1.2108

AUDクラス		
期首残高	2,512,781,002	2,199,162,274
当期発行	450,165,809	453,032,406
当期償還	(943,505,379)	(958,796,328)
期末残高	2,019,441,432	1,693,398,352
受益証券1口当たり純資産額		1.0202

カレンシー・バスケット・クラス		
期首残高	1,621,540,821	2,202,700,000
当期発行	-	-
当期償還	(389,533,665)	(374,000,000)
期末残高	1,232,007,156	1,828,700,000
受益証券1口当たり純資産額		1.0470

2014年会計年度追加申込合計		7,209,360,609
2014年会計年度償還合計		(12,037,469,961)

#### 11. 受益証券保有者に対する分配金

半年間に支払われた分配金は、以下の通りです：

2015年6月30日

権利付最終日 (落ち日)	JPYクラス		KRWクラス	
	分配率 (受益証券 1口当たり) 日本円	分配金額 日本円	分配率 (受益証券 1口当たり) 日本円	分配金額 日本円
2015年1月30日	0.0060	(42,252,612)	0.0080	(337,336)
2015年2月27日	0.0060	(32,989,348)	0.0080	(337,336)
2015年3月31日	0.0060	(29,378,884)	0.0085	(358,419)
2015年4月30日	0.0060	(26,586,533)	0.0085	(351,382)
2015年5月29日	0.0060	(24,133,644)	0.0085	(351,382)
2015年6月30日	0.0060	(22,699,988)	0.0085	(351,382)
		(178,041,009)		(2,087,237)



## CNYクラス

## AUDクラス

権利付最終日 (落ち日)	分配率 (受益証券 1口当たり) 日本円	分配金額 日本円	分配率 (受益証券 1口当たり) 日本円	分配金額 日本円
2015年1月30日	0.0070	(1,136,660)	0.0100	(19,620,714)
2015年2月27日	0.0070	(1,136,660)	0.0100	(15,415,125)
2015年3月31日	0.0115	(1,867,371)	0.0100	(14,892,508)
2015年4月30日	0.0115	(1,848,640)	0.0100	(14,285,032)
2015年5月29日	0.0115	(1,792,405)	0.0100	(11,896,533)
2015年6月30日	0.0115	(1,644,131)	0.0100	(11,379,722)
		<u>(9,425,867)</u>		<u>(87,489,634)</u>

## カレンシー・バスケット・クラス

権利付最終日 (落ち日)	分配率 (受益証券 1口当たり) 日本円	分配金額 日本円
2015年1月30日	0.0080	(9,856,057)
2015年2月27日	0.0080	(9,856,057)
2015年3月31日	0.0080	(9,701,244)
2015年4月30日	0.0080	(9,547,048)
2015年5月29日	0.0080	(9,394,827)
2015年6月30日	0.0080	(9,242,724)
		<u>(57,597,957)</u>
2015年6月30日に終了した半年間の分配 金合計		<u>(334,641,704)</u>

2014年6月30日

## JPYクラス

## KRWクラス

権利付最終日 (落ち日)	分配率 (受益証券 1口当たり) 日本円	分配金額 日本円	分配率 (受益証券 1口当たり) 日本円	分配金額 日本円
2014年1月30日	0.0060	(66,505,749)	0.0080	(579,893)
2014年2月28日	0.0060	(61,120,943)	0.0080	(459,131)
2014年3月31日	0.0060	(58,347,403)	0.0080	(443,895)
2014年4月30日	0.0060	(55,086,773)	0.0080	(443,895)
2014年5月30日	0.0060	(57,994,480)	0.0080	(443,895)
2014年6月30日	0.0060	(55,122,375)	0.0080	(379,843)
		<u>(354,177,723)</u>		<u>(2,750,552)</u>

## CNYクラス

## AUDクラス

権利付最終日 (落ち日)	分配率 (受益証券 1口当たり) 日本円	分配金額 日本円	分配率 (受益証券 1口当たり) 日本円	分配金額 日本円
2014年1月30日	0.0070	(1,397,477)	0.0090	(21,967,947)
2014年2月28日	0.0070	(1,397,477)	0.0090	(20,983,087)
2014年3月31日	0.0070	(1,363,241)	0.0090	(20,429,305)
2014年4月30日	0.0070	(1,363,241)	0.0090	(19,506,880)
2014年5月30日	0.0070	(1,329,414)	0.0090	(21,589,692)

2014年6月30日	0.0070	(1,302,356)	0.0090	(21,159,028)
		(8,153,206)		(125,635,939)

## カレンシー・バスケット・クラス

権利付最終日 (落ち日)	分配率 (受益証券 1口当たり) 日本円	分配金額 日本円
2014年1月30日	0.0080	(12,545,933)
2014年2月28日	0.0080	(12,229,423)
2014年3月31日	0.0080	(11,957,603)
2014年4月30日	0.0080	(11,401,430)
2014年5月30日	0.0080	(10,866,927)
2014年6月30日	0.0080	(10,326,818)
		(69,328,134)
2014年に終了した半年間の分配金合計		(560,045,554)

## 12. 関連当事者との取引

当事者は、ある当事者が他方の当事者を支配する能力を有しているか、または他方の当事者の財務または営業の決定に重要な影響力を行使できる場合に、関連当事者であるとみなされます。

本財務書類中に別途開示された以外に、期中に以下の関連当事者との取引が行われました。

## (a) 投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、当ファンドの純資産額の年率0.30%の投資顧問会社報酬を受け取る権利を有しています。当該報酬は、各取引日の当ファンドの純資産額に基づき日々発生し、後払いされます。

当半年間の投資顧問会社報酬合計額は10,946,553円(2014年6月30日:19,570,767円)であり、当半年間末現在、投資顧問会社に対する既発生・未払報酬残高は4,731,077円(2014年6月30日:9,488,562円)です。

## (b) 受託会社報酬および管理事務代行会社報酬

受託会社報酬および管理事務代行会社は、年率0.06%のレートにて課されます(年額72,000米ドルの最低料金がかかります)。名義書換代理報酬は、取引とシェアクラスの数に基づいて追加で課されます(年額10,000米ドルの最低料金がかかります)。これらの報酬は、包括利益計算書上では「受託会社報酬および管理事務代行会社報酬」としてまとめて表示されています。

当半年間の受託会社報酬および管理事務代行会社報酬合計額は6,870,251円(2014年6月30日:5,686,319円)であり、当半年間末現在、受託会社に対する既発生・未払報酬残高は2,881,424円(2014年6月30日:834,392円)です。

## (c) 保管受託銀行報酬

当ファンドは、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンと当ファンドの保管受託銀行サービスを提供する契約を結んでいます。保管受託銀行報酬は、年額50,000米ドルの最低料金がかかります。

当半年間の保管受託銀行報酬合計額は4,126,278円(2014年6月30日:4,579,102円)であり、当半年間末現在、保管受託銀行に対する既発生・未払報酬残高は1,494,493円(2014年6月30日:431,940円)です。

## 国内マネー・マザーファンド

## 貸借対照表

(単位:円)

	平成27年6月8日現在	平成27年12月8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	24,789,209	214,793,460
国債証券	489,998,670	299,999,792
未収利息	35	300
流動資産合計	514,787,914	514,793,552

	平成27年 6月 8日現在	平成27年12月 8日現在
資産合計	514,787,914	514,793,552
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	509,134,605	509,119,769
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	5,653,309	5,673,783
元本等合計	514,787,914	514,793,552
純資産合計	514,787,914	514,793,552
負債純資産合計	514,787,914	514,793,552

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 8日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成27年 6月 8日現在	平成27年12月 8日現在
1. 計算日における受益権の総数 509,134,605口	1. 計算日における受益権の総数 509,119,769口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0111円 (1万口当たり純資産額) (10,111円)	2. 計算日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0111円 (1万口当たり純資産額) (10,111円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成26年12月 9日 至 平成27年 6月 8日	自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 8日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、国債証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

平成27年 6月 8日現在	平成27年12月 8日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2.時価の算定方法 国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2.時価の算定方法 同左</p>

## （関連当事者との取引に関する注記）

	自 平成26年12月 9日 至 平成27年 6月 8日	自 平成27年 6月 9日 至 平成27年12月 8日
	該当事項はありません。	同左

## （その他の注記）

## 1 元本の移動

区分	平成27年 6月 8日現在	平成27年12月 8日現在
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	169,207,791円	509,134,605円
期中追加設定元本額	339,926,814円	- 円
期中一部解約元本額	- 円	14,836円
同期末における元本の内訳		
中東・北アフリカ株式ファンド	15,855,952円	15,855,952円
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース	1,781,537円	1,781,537円
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース	227,606円	227,606円
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース	693,180円	693,180円
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース	792,515円	792,515円
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース	3,960,411円	3,960,411円
アジア・ウェイブ マネープールファンド	983,634円	968,798円
アジア・ウェイブ アジア中小型株成長力ファンド	13,978,327円	13,978,327円
世界高配当株セレクト（目標払出し型）毎月決算・為替ヘッジなしコース	4,951,966円	4,951,966円
世界高配当株セレクト（目標払出し型）毎月決算・為替ヘッジありコース	4,951,966円	4,951,966円
世界高配当株セレクト（目標払出し型）年2回決算・為替ヘッジなしコース	990,394円	990,394円
世界高配当株セレクト（目標払出し型）年2回決算・為替ヘッジありコース	990,394円	990,394円
新光インド・ルピー債券ファンド（毎月決算型）	7,922,948円	7,922,948円
グローバル・アロケーション・オープンAコース（年1回決算・為替ヘッジなし）	69,246,703円	69,246,703円
グローバル・アロケーション・オープンBコース（年4回決算・為替ヘッジなし）	366,963,518円	366,963,518円
グローバル・アロケーション・オープンCコース（年1回決算・限定為替ヘッジ）	4,947,950円	4,947,950円
グローバル・アロケーション・オープンDコース（年4回決算・限定為替ヘッジ）	9,895,604円	9,895,604円
合計	509,134,605円	509,119,769円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	平成27年 6月 8日現在	平成27年12月 8日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	2,740	92
合計	2,740	92

(注)「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

## 3 デリバティブ取引等関係

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第563回国庫短期証券	150,000,000	149,999,906	
	第567回国庫短期証券	150,000,000	149,999,886	
合計		300,000,000	299,999,792	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

#### アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース

（平成27年12月30日現在）

資産総額	450,254,696円
負債総額	325,159円
純資産総額（ - ）	449,929,537円
発行済口数	513,306,832口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8765円
（1万口当たり純資産額）	（8,765円）

#### アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース

（平成27年12月30日現在）

資産総額	39,644,046円
負債総額	28,280円
純資産総額（ - ）	39,615,766円
発行済口数	34,847,674口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1368円
（1万口当たり純資産額）	（11,368円）

#### アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース

（平成27年12月30日現在）

資産総額	161,215,983円
負債総額	16,530,739円
純資産総額（ - ）	144,685,244円
発行済口数	124,214,678口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1648円
（1万口当たり純資産額）	（11,648円）

#### アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース

（平成27年12月30日現在）

資産総額	169,323,568円
負債総額	120,146円

純資産総額（ - ）	169,203,422円
発行済口数	196,493,883口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8611円
（1万口当たり純資産額）	（8,611円）

## アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース

（平成27年12月30日現在）

資産総額	1,013,567,964円
負債総額	910,145円
純資産総額（ - ）	1,012,657,819円
発行済口数	995,897,401口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0168円
（1万口当たり純資産額）	（10,168円）

## アジア・ウェイブ マネープールファンド

（平成27年12月30日現在）

資産総額	1,001,657円
負債総額	29円
純資産総額（ - ）	1,001,628円
発行済口数	1,000,000口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0016円
（1万口当たり純資産額）	（10,016円）

## （参考）国内マネー・マザーファンド

（平成27年12月30日現在）

資産総額	514,800,105円
負債総額	円
純資産総額（ - ）	514,800,105円
発行済口数	509,119,769口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0112円
（1万口当たり純資産額）	（10,112円）

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受



益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとしてします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしてします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとしてします。

上記の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしてします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### a．資本金の額（平成27年12月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

###### b．委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。

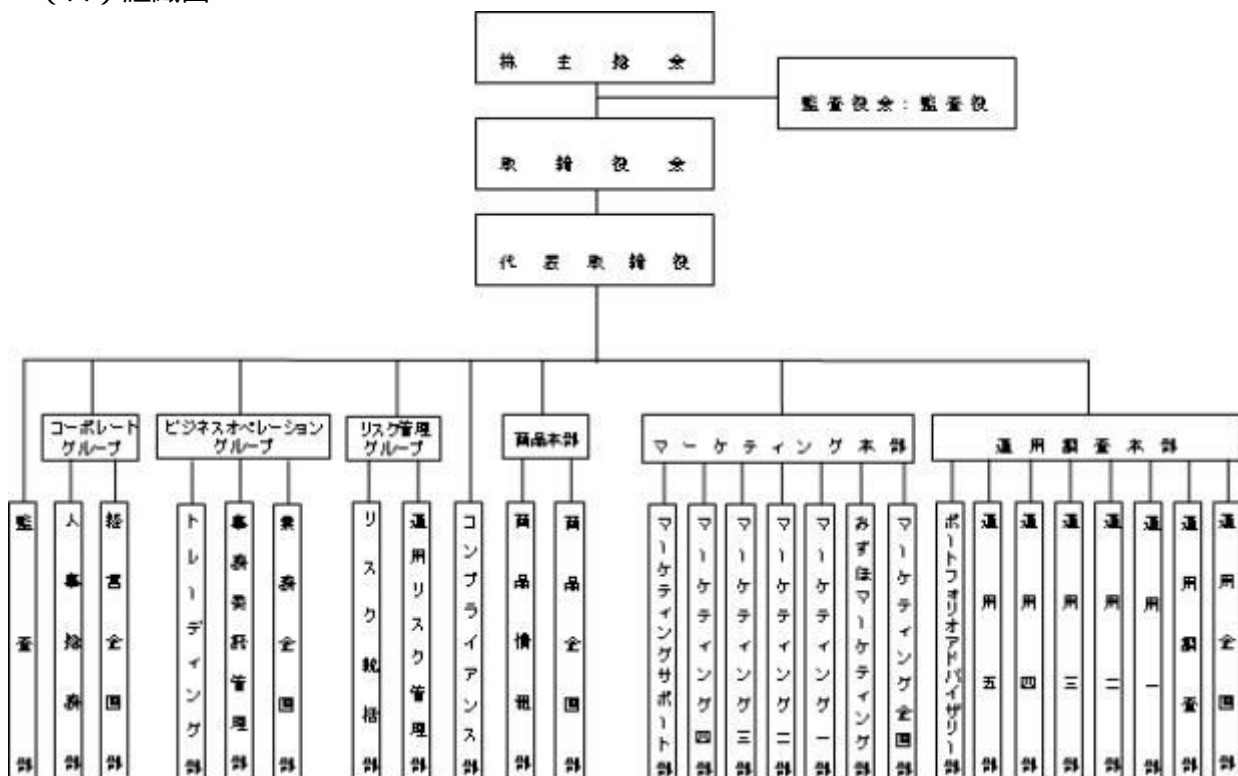
取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

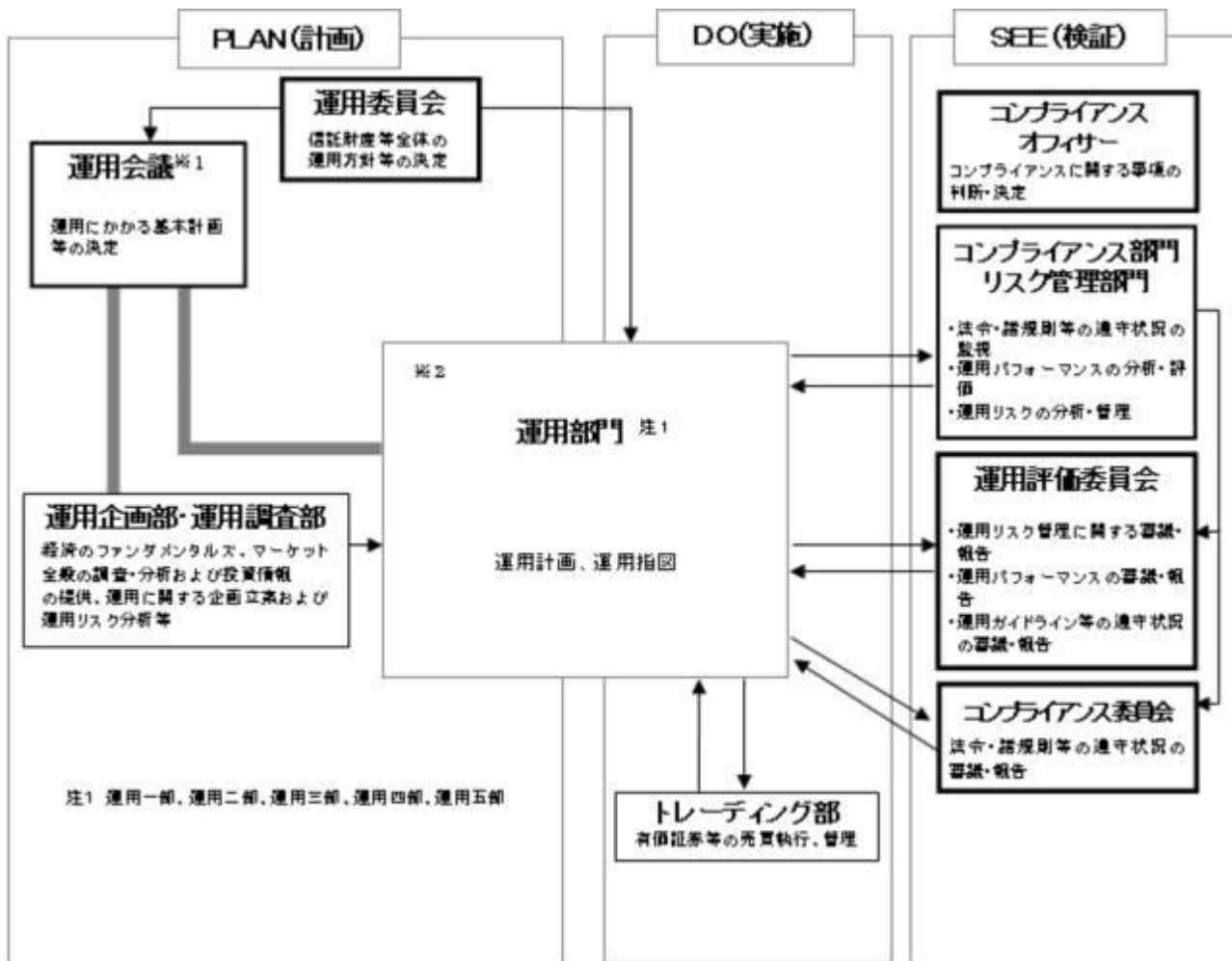
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

###### （ロ）組織図



###### （ハ）投資運用の意思決定機構



実績の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～五部)で構成されます。

※2 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。  
(平成27年12月30日現在)

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	332	4,334,906
株式投資信託（合計）	304	3,539,661
単位型	62	226,442
追加型	242	3,313,218
公社債投資信託（合計）	28	795,245
単位型	1	2,488
追加型	27	792,756

## 3【委託会社等の経理状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

## 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第55期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第56期事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

### 1. 財務諸表

#### (1) 【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,492,111	13,427,042
有価証券	3,291,156	3,200,000
貯蔵品	5,188	5,117
立替金	15,778	23,184
前払金	38,614	64,821
前払費用	16,530	18,242
未収入金	-	872
未収委託者報酬	2,654,090	3,187,770
未収運用受託報酬	117,049	99,054
未収収益	6,509	6,338
繰延税金資産	283,616	372,215
流動資産合計	19,920,646	20,404,659
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2 12,380	2 12,687
構築物（純額）	2 1,650	2 1,444
器具・備品（純額）	2 99,960	2 86,688
リース資産（純額）	2 340	-
有形固定資産合計	114,332	100,820

無形固定資産		
電話加入権	91	91
ソフトウェア	74,851	85,517
ソフトウェア仮勘定	11,885	669
無形固定資産合計	86,827	86,278
投資その他の資産		
投資有価証券	3,213,218	5,101,854
関係会社株式	77,100	77,100
長期差入保証金	124,152	124,246
長期繰延税金資産	63,925	-
前払年金費用	374,562	396,211
その他	6,632	6,632
投資その他の資産合計	3,859,590	5,706,044
固定資産合計	4,060,749	5,893,143
資産合計	23,981,396	26,297,802

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	21,303	17,893
リース債務	810	345
未払金		
未払収益分配金	177	160
未払償還金	10,100	5,083
未払手数料	1 1,296,830	1 1,558,682
その他未払金	513,148	952,018
未払金合計	1,820,257	2,515,945
未払費用	548,430	722,806
未払法人税等	1,462,380	1,222,883
賞与引当金	362,800	451,000
役員賞与引当金	44,200	66,000
外国税支払損失引当金	-	184,111
訴訟損失引当金	-	30,000
流動負債合計	4,260,181	5,210,985
固定負債		
繰延税金負債	-	89,752
長期リース債務	345	-
退職給付引当金	172,959	155,806
役員退職慰労引当金	31,708	39,333
執行役員退職慰労引当金	102,083	63,916
固定負債合計	307,096	348,809
負債合計	4,567,278	5,559,794

純資産の部		
株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	8,900,000	8,900,000
繰越利益剰余金	2,889,165	3,981,245
利益剰余金合計	12,149,658	13,241,738
自己株式	72,415	72,415
株主資本合計	19,363,242	20,455,322
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	50,874	282,685
評価・換算差額等合計	50,874	282,685
純資産合計	19,414,117	20,738,008
負債純資産合計	23,981,396	26,297,802

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	（自	平成25年4月 1日	（自	平成26年4月 1日
	至	平成26年3月31日）	至	平成27年3月31日）
営業収益				
委託者報酬		29,107,010		35,876,795
運用受託報酬		261,777		238,412
営業収益合計		29,368,787		36,115,207
営業費用				
支払手数料	1	15,428,327	1	18,252,669
広告宣伝費		336,593		456,430
公告費		2,919		548
調査費				
調査費		339,210		623,792
委託調査費		4,188,805		5,966,340
図書費		4,862		5,254
調査費合計		4,532,878		6,595,388
委託計算費		1,151,067		1,352,318
営業雑経費				
通信費		37,016		32,335
印刷費		160,606		103,093

協会費	14,992	18,150
諸会費	3,153	3,300
その他	27,521	41,594
営業雑経費合計	243,290	198,475
営業費用合計	21,695,077	26,855,830
一般管理費		
給料		
役員報酬	89,886	96,445
給料・手当	1,326,658	1,368,552
賞与	332,688	336,076
給料合計	1,749,233	1,801,073
交際費	9,349	11,426
寄付金	3,066	3,198
旅費交通費	78,321	100,386
租税公課	65,510	68,508
不動産賃借料	205,792	206,753
賞与引当金繰入	362,800	451,000
役員賞与引当金繰入	44,200	66,000
役員退職慰労引当金繰入	39,756	24,930
退職給付費用	182,850	191,900
減価償却費	63,615	70,676
諸経費	585,445	573,824
一般管理費合計	3,389,942	3,569,678
営業利益	4,283,768	5,689,698

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	143,049	163,006
有価証券利息	6,052	3,853
受取利息	14,495	10,741
時効成立分配金・償還金	4,450	5,080
雑益	20,588	487
営業外収益合計	188,635	183,170
営業外費用		
支払利息	59	26
時効成立後支払分配金・償還金	1,557	3,083
雑損	8,673	3,261
営業外費用合計	10,290	6,371
経常利益	4,462,113	5,866,496
特別利益		

投資有価証券売却益	158,386	68,179
特別利益合計	158,386	68,179
特別損失		
固定資産除却損	3,210	3,177
ゴルフ会員権売却損	2,795	-
投資有価証券売却損	42,388	54,613
投資有価証券評価損	10,974	10,952
外国税支払損失引当金繰入額	-	184,111
訴訟損失引当金繰入額	-	30,000
その他特別損失	-	22,227
特別損失合計	59,368	305,082
税引前当期純利益	4,561,131	5,629,593
法人税、住民税及び事業税	1,905,519	2,111,379
法人税等調整額	113,958	66,999
法人税等合計	1,791,560	2,044,380
当期純利益	2,769,571	3,585,212

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
				別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	10,000,000	1,559,003
当期変動額					
別途積立金取崩				1,100,000	1,100,000
剰余金の配当					2,539,409
当期純利益					2,769,571
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	1,100,000	1,330,161
当期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,889,165

	株主資本		株 主	評価・換算差額等
	利益剰余金			



	利益 剰余金 合計	自己 株式	資本 合計	その他有価証 券評価差額金	純資産合計
当期首残高	11,919,497	72,415	19,133,081	106,625	19,239,706
当期変動額					
別途積立金取崩			-		-
剰余金の配当	2,539,409		2,539,409		2,539,409
当期純利益	2,769,571		2,769,571		2,769,571
自己株式の取得			-		-
自己株式の処分			-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				55,750	55,750
当期変動額合計	230,161	-	230,161	55,750	174,410
当期末残高	12,149,658	72,415	19,363,242	50,874	19,414,117

当事業年度（自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
				別途 積立金	繰越 利益 剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,889,165
会計方針の変更による 累積的影響額					46,276
会計方針の変更を反映した 当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,935,441
当期変動額					
別途積立金取崩					
剰余金の配当					2,539,409
当期純利益					3,585,212
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	-	1,045,803
当期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	3,981,245

	株主資本		株主	評価・換算差額等
	利益剰余金			

	利益 剰余金 合計	自己 株式	資本 合計	その他有価証 券評価差額金	純資産合計
当期首残高	12,149,658	72,415	19,363,242	50,874	19,414,117
会計方針の変更による 累積的影響額	46,276		46,276		46,276
会計方針の変更を反映した当 期首残高	12,195,935	72,415	19,409,519	50,874	19,460,393
当期変動額					
別途積立金取崩			-		-
剰余金の配当	2,539,409		2,539,409		2,539,409
当期純利益	3,585,212		3,585,212		3,585,212
自己株式の取得			-		-
自己株式の処分			-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				231,810	231,810
当期変動額合計	1,045,803	-	1,045,803	231,810	1,277,614
当期末残高	13,241,738	72,415	20,455,322	282,685	20,738,008

## 重要な会計方針

### 1．有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 関連会社株式

総平均法による原価法

#### (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

### 2．固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

構築物 20年

器具備品 2～20年

#### (2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

### 3．引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

#### (3) 外国税支払損失引当金

証券投資信託の中国株式投資に対する課税規定が明確化されたことに伴い、将来支払う可能性がある金額を見積もり、計上しております。

#### (4) 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある金額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

#### (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌事業年度末から費用処理しております。

#### (6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### (7) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

### 4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

#### (会計方針の変更)

##### (退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法に変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が69,164千円増加、退職給付引当金が2,738千円減少し、利益剰余金が46,276千円増加しております。なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
未払手数料	760,018千円	777,631千円

2. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額(減損損失累計額を含む)の額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	599,157千円	573,602千円

### (損益計算書関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
支払手数料	8,738,779千円	9,189,399千円

### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

#### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

#### 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,386	-	-	9,386

#### 3. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年12月19日 臨時株主総会	普通株式	2,539,409	1,400	平成25年11月15日	平成25年12月20日

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

### 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

### 2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,386	-	-	9,386

### 3．配当に関する事項

#### (1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年12月24日 臨時株主総会	普通株式	2,539,409	1,400	平成26年11月26日	平成26年12月25日

#### (リース取引関係)

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

##### (1)リース資産の内容

有形固定資産

主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

##### (2)リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「2．固定資産の減価償却の方法（3）リース資産」に記載のとおりであります。

#### (金融商品関係)

##### 1．金融商品の状況に関する事項

###### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行ってまいります。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行ってまいります。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

###### (2)金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

###### (3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（預金の預入先の信用リスク）の管理

預金の預入先については、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また経営企画部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、経営企画部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスクおよび為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、経営企画部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、資金運用スケジュールを作成し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前事業年度（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	13,492,111	13,492,111	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	6,305,322	6,305,322	-
(3) 未収委託者報酬	2,654,090	2,654,090	-

当事業年度（平成27年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	13,427,042	13,427,042	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	8,102,802	8,102,802	-
(3) 未収委託者報酬	3,187,770	3,187,770	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### (1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 (単位：千円)

区分	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
非上場株式	276,151	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## (注) 3 . 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

## 前事業年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	13,491,981	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有 価証券 その他有価証券	3,291,156	380,080	1,261,941	269,692
(3) 未収委託者報酬	2,654,090	-	-	-

## 当事業年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	13,426,934	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有 価証券 その他有価証券	3,200,000	2,060,328	1,537,061	63,735
(3) 未収委託者報酬	3,187,770	-	-	-

## (有価証券関係)

## 1 . 関連会社株式

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2 . その他有価証券

## 前事業年度（平成26年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券 国債・地方債等	-	-	-

	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,920,996	1,709,935	211,061
	小計	1,920,996	1,709,935	211,061
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	4,384,326	4,516,340	132,014
	小計	4,384,326	4,516,340	132,014
合計		6,305,322	6,226,275	79,047

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### 当事業年度（平成27年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	2,787,026	2,215,104	571,921
	小計	2,787,026	2,215,104	571,921
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,315,776	5,470,388	154,612
	小計	5,315,776	5,470,388	154,612
合計		8,102,802	7,685,493	417,309

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### 3．売却したその他有価証券

##### 前事業年度（平成26年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-



社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	1,209,919	158,386	42,388
合計	1,209,919	158,386	42,388

## 当事業年度（平成27年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	-	-	-
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	503,565	68,179	54,613
合計	503,565	68,179	54,613

## 4．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について10,974千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について10,952千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

## （退職給付関係）

## 1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

## 2．確定給付制度

## (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,281,738	1,424,739
会計方針の変更による累積的影響額	-	71,902
会計方針の変更を反映した期首残高	1,281,738	1,352,836
勤務費用	80,449	90,967
利息費用	19,226	9,476
数理計算上の差異の発生額	91,561	31,927
退職給付の支払額	48,235	73,269
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	1,424,739	1,348,083

## (2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
年金資産の期首残高	1,018,974	1,157,054
期待運用収益	20,379	23,141
数理計算上の差異の発生額	70,810	108,961
事業主からの拠出額	78,919	78,464
退職給付の支払額	32,029	38,450
年金資産の期末残高	1,157,054	1,329,170

## (3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(平成26年3月31日)	(平成27年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,187,071	1,111,797
年金資産	1,157,054	1,329,170
	30,017	217,373
非積立型制度の退職給付債務	237,668	236,285
未積立退職給付債務	267,685	18,912
未認識数理計算上の差異	496,048	270,020
未認識過去勤務費用	26,759	10,703
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	201,603	240,404
退職給付引当金	172,959	155,806
前払年金費用	374,562	396,211
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	201,603	240,404

## (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
勤務費用(注1)	110,782	119,135
利息費用	19,226	9,476
期待運用収益	20,379	23,141
数理計算上の差異の費用処理額	72,344	85,138
過去勤務費用の費用処理額	16,055	16,055
確定給付制度に係る退職給付費用	165,917	174,553

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額(前事業年度30,333千円、当事業年度28,168千円)については「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

## (5)年金資産に関する事項

前事業年度

当事業年度

(平成26年3月31日)

(平成27年3月31日)

## 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	41.3%	39.4%
債券	25.6%	27.3%
共同運用資産	18.3%	21.0%
生命保険一般勘定	11.2%	10.6%
現金及び預金	3.3%	1.4%
合計	100%	100%

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
割引率	1.5%	0.0720% ~ 1.625%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%
予想昇給率(平均)	2.6%	2.6%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度16,933千円 当事業年度17,347千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度	当事業年度
(平成26年3月31日)	(平成27年3月31日)

繰延税金資産		
賞与引当金	145,054千円	170,920千円
減価償却超過額	1,076	896
退職給付引当金	98,025	70,882
役員退職慰労引当金	11,300	12,688
投資有価証券評価損	12,705	15,033
非上場株式評価損	28,430	25,733
未払事業税	103,536	90,342
外国税支払損失引当金	-	60,867
訴訟損失引当金	-	9,918
その他	109,079	87,621
繰延税金資産小計	509,208	544,905
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	509,208	544,905
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	28,172	134,624
前払年金費用	133,494	127,817
繰延税金負債合計	161,666	262,442
繰延税金資産の純額	347,542	282,463

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 - 繰延税金資産	283,616千円	372,215千円
固定資産 - 長期繰延税金資産	63,925	-
固定負債 - 長期繰延税金負債	-	89,752

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳  
 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率の変更等を行っております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が19,637千円減少し、その他有価証券評価差額金が14,105千円、法人税等調整額が33,742千円、それぞれ増加しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）及び

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）及び

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

### 1．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

### 2．地域ごとの情報

#### （1）営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

#### （2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

### 3．主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

### 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

### 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

### 関連当事者情報

#### 1．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接77.05 間接 7.74	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	8,738,779	未払手数料	760,018
-----	-----------	---------	-------------	---------	-----------------------------	-----------------------------	--------------------------------	-----------	-------	---------

## 当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接77.05 間接 7.74	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	9,189,399	未払手数料	777,631

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等  
前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロバティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	175,003	長期差入保証金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払  ハウジングサービス料支払	105,424  16,824	その他未払金  その他未払金	8,030  1,472

							メールシステムサービス料支払	36,923	その他未払金	3,230
							IT関連業務支援	4,145	その他未払金	1,648

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	175,210	長期差入保証金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払	92,974	その他未払金	8,479
							ハウジングサービス料支払	16,824	その他未払金	1,514
							メールシステムサービス料支払	36,923	その他未払金	3,323
							IT関連業務支援	18,002	その他未払金	1,736

（注）1．上記（ア）～（イ）の金額のうち、取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、未払手数料とその他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

（注）2．取引条件及び取引条件の決定方法等

- （1）代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- （2）事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- （3）計算委託料、ハウジングサービス料及びメールシステムサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

## みずほ証券株式会社（非上場）

## （1株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
1株当たり純資産額	10,703円18銭	11,433円05銭
1株当たり当期純利益金額	1,526円89銭	1,976円56銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
当期純利益金額（千円）	2,769,571	3,585,212
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	2,769,571	3,585,212
期中平均株式数（千株）	1,813	1,813

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 2．中間財務諸表

## （1）中間貸借対照表

（単位：千円）

当中間会計期間 （平成27年9月30日）	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	15,954,811
有価証券	3,640,120
貯蔵品	6,357
未収委託者報酬	3,690,798
未収運用受託報酬	99,281
繰延税金資産	348,837
その他	242,660
流動資産合計	23,982,867
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	11,617
構築物（純額）	1,354
器具・備品（純額）	76,976
有形固定資産合計	1 89,948



無形固定資産	
ソフトウェア	76,808
ソフトウェア仮勘定	12,744
その他	91
無形固定資産合計	89,644
投資その他の資産	
投資有価証券	2,763,859
長期繰延税金資産	989
前払年金費用	387,565
その他	129,929
投資その他の資産合計	3,282,343
固定資産合計	3,461,936
資産合計	27,444,803

(単位：千円)

当中間会計期間

(平成27年9月30日)

## 負債の部

## 流動負債

## 未払金

未払収益分配金	155
未払償還金	4,607
未払手数料	1,754,278
その他未払金	308,151
未払金合計	2,067,192

未払法人税等 946,118

未払消費税等 2 221,381

賞与引当金 449,925

役員賞与引当金 22,000

外国税支払損失引当金 139,578

訴訟損失引当金 30,000

その他 758,645

流動負債合計 4,634,840

## 固定負債

退職給付引当金 153,718

役員退職慰労引当金 37,333

執行役員退職慰労引当金 69,916

固定負債合計 260,968

## 負債合計

4,895,808

## 純資産の部

## 株主資本

資本金 4,524,300

資本剰余金

資本準備金	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	8,900,000
繰越利益剰余金	6,076,707
利益剰余金合計	15,337,200
自己株式	72,415
株主資本合計	22,550,784
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,790
評価・換算差額等合計	1,790
純資産合計	22,548,994
負債純資産合計	27,444,803

## ( 2 ) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間
	(自 平成27年4月 1日
	至 平成27年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	19,786,569
運用受託報酬	127,876
営業収益合計	19,914,445
営業費用及び一般管理費	1 17,105,543
営業利益	2,808,902
営業外収益	
受取配当金	41,711
有価証券利息	1,754
受取利息	5,320
時効成立分配金・償還金	502
その他	157
営業外収益合計	49,446
営業外費用	
支払利息	3
その他	244
営業外費用合計	247
経常利益	2,858,102
特別利益	
投資有価証券売却益	222,173
外国税支払損失引当金戻入益	44,533
特別利益合計	266,706
特別損失	

固定資産除却損	69
投資有価証券売却損	5,811
特別損失合計	5,880
税引前中間純利益	3,118,928
法人税、住民税及び事業税	954,698
法人税等調整額	68,767
法人税等合計	1,023,466
中間純利益	2,095,462

## (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	3,981,245
当中間期変動額					
中間純利益					2,095,462
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	-	-	2,095,462
当中間期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	6,076,707

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
	利益剰余金合計				
当期首残高	13,241,738	72,415	20,455,322	282,685	20,738,008
当中間期変動額					
中間純利益	2,095,462		2,095,462		2,095,462
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				284,475	284,475
当中間期変動額合計	2,095,462	-	2,095,462	284,475	1,810,986
当中間期末残高	15,337,200	72,415	22,550,784	1,790	22,548,994

## 注記事項

(重要な会計方針)

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

## (1) 有価証券

関連会社株式

総平均法による原価法

    その他有価証券

時価のあるもの

    当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

## 2．固定資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産

定率法。但し、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物            8～18年

構築物          20年

器具備品       2～20年

### (2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

## 3．引当金の計上基準

### (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間末日対応分を計上しております。

### (2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間末日対応分を計上しております。

### (3) 外国税支払損失引当金

証券投資信託の中国株式投資に対する課税規定が明確化されたことに伴い、将来支払う可能性がある金額を見積もり、計上しております。

### (4) 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある金額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

### (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末日において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

### (6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末日要支給額を計上しております。

す。

#### (7) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末日要支給額を計上しております。

#### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

#### (追加情報)

当社は、平成27年9月30日開催の取締役会において、みずほ信託銀行株式会社の資産運用部門、みずほ投信投資顧問株式会社及びDIAMアセットマネジメント株式会社との間で、統合に向けた具体的な準備を開始すべく、グループ資産運用機能の統合に係る「統合基本合意書」の締結を決議いたしました。

#### (中間貸借対照表関係)

##### 1. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	501,932千円

##### 2. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

#### (中間損益計算書関係)

##### 1. 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
有形固定資産	24,732千円
無形固定資産	13,716千円

#### (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

##### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

## 2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	9,386	-	-	9,386

## 3．配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

## 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（（注）2．参照）。

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	15,954,811	15,954,811	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	6,127,827	6,127,827	-
(3) 未収委託者報酬	3,690,798	3,690,798	-
(4) 未払手数料	1,754,278	1,754,278	-

## (注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## (1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (4) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注) 2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

## （有価証券関係）

当中間会計期間（平成27年9月30日）

## 1．関連会社株式

関連会社株式（中間貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2．その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,639,419	1,392,104	247,314
	小計	1,639,419	1,392,104	247,314
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	4,488,408	4,739,020	250,612
	小計	4,488,408	4,739,020	250,612
合計		6,127,827	6,131,125	3,297

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## （デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

## （セグメント情報等）

## セグメント情報

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

## 1．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

## 2．地域ごとの情報

## （1）営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

## （2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

#### 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

#### 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

#### 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

#### （1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	12,431円46銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	22,548,994
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	22,548,994
普通株式の発行済株式数(株)	1,823,250
普通株式の自己株式数(株)	9,386
1株当たり純資産の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	1,813,864

項目	当中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	1,155円24銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	2,095,462
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	2,095,462
普通株式の期中平均株式数(株)	1,813,864

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

#### (重要な後発事象)

当社は、将来の事業展開や市況変動に備えるために適正な内部留保を維持しつつ、利益配分については株主の皆様へ安定的かつ可能な範囲で高水準の配当を実施していくことを基本的な考え方としており、平成27年11月17日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の処分を決議しました。



## 株主配当に関する決議事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	3,446,341千円
1株当たり配当額	1,900円
基準日	平成27年12月 8日
効力発生日	平成27年12月 17日

## 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

## a．定款の変更

委託者の定款につき、下記の変更を行いました。

- ・ 剰余金の配当等の決定機関を法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の定めによらず、取締役会の決議によって定めることとしました。（平成27年6月19日実施）
- ・ 当社株式に関して、株券を発行する定めを廃止し、株券不発行としました。また、単元株（100株単位）について廃止しました。（平成28年1月25日実施）

## b．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

なお、「委託会社等の経理状況 中間財務諸表」の注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、平成27年11月17日開催の取締役会において期中配当を行うことを決議しまし

た。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 株式会社りそな銀行（「受託者」）

a. 資本金の額

平成27年3月末現在、279,928百万円

b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（資本金の額は平成27年3月末現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大山日ノ丸証券株式会社	215	同上
楽天証券株式会社 <sup>(注)</sup>	7,495	同上
株式会社SBI証券 <sup>(注)</sup>	47,937	同上
高木証券株式会社 <sup>(注)</sup>	11,069	同上

(注)「マネープールファンド」は取り扱いを行いません。

### 2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

### 3【資本関係】

みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託会社の概要>

- 名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙などに委託会社の名称、ロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、ファンドの形態などを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。
- ・ 交付目論見書または請求目論見書である旨
  - ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
  - ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号
  - ・ 詳細情報の入手方法  
委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など  
請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
  - ・ 目論見書の使用開始日
  - ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。  
届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法  
届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
  - ・ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
  - ・ 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
  - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
  - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載
- (2) 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (3) 目論見書は電子媒体などとして使用される他、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (4) 本書の記載内容について、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (5) 目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新される場合があります。
- (6) 請求目論見書にファンドの投資信託約款の全文を記載します。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年6月12日

新光投信株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月2日

新光投信株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コースの平成27年6月9日から平成27年12月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コースの平成27年12月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ( ) 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月2日

新光投信株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコースの平成27年6月9日から平成27年12月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコースの平成27年12月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ( ) 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月2日

新光投信株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コースの平成27年6月9日から平成27年12月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コースの平成27年12月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ( ) 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月2日

新光投信株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコースの平成27年6月9日から平成27年12月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコースの平成27年12月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ( ) 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月2日

新光投信株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコースの平成27年6月9日から平成27年12月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコースの平成27年12月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ( ) 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月2日

新光投信株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ウェイブ マネープールファンドの平成27年6月9日から平成27年12月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ウェイブ マネープールファンドの平成27年12月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ( ) 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月1日

新光投信株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第56期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は平成27年9月30日開催の取締役会において、「統合基本合意書」の締結について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。